

# 県土整備部緊急点検・応急復旧 マニュアル

令和5年4月  
(令和5年7月一部修正)

山形県県土整備部



平成10年3月 策定  
平成16年8月 改訂  
平成18年4月 改訂  
平成18年9月 改訂  
平成19年4月 改訂  
平成20年4月 改訂  
平成21年7月 改訂  
平成22年4月 改訂  
平成27年4月 改訂  
平成29年4月 改訂  
令和元年8月 改訂  
令和2年4月 改訂

令和5年4月 改訂（令和5年7月 一部修正）

## 目 次

第1章 共通編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I-1
第1 総 則		
第2 民間協定業者が災害協定に基づき行う点検・応急対策の出動		
第3 緊急点検等に係る報告等		
第4 民間業務協定業者（建設業協会以外）が災害協定に基づき行う応援の出動災害 対応に係る職員派遣		
第5 災害対応に係る職員支援		
第2章 公園編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	II-1
第1 緊急点検・応急復旧に係る報告関係（公園）		
第2 総 則		
第3 公園管理者が行う作業		
第4 指定管理者が行う作業		
第5 民間業務協定業者が行う作業		
第6 報 告		
第7 点検調査及び規制		
第8 その他		
第3章 下水道編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	III-1
第1 緊急点検・応急復旧に係る報告関係（下水道）		
第2 緊急点検マニュアル		

第4章	道路編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IV-1
	第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（道路）	
	第2	緊急点検マニュアル	
	第3	応急復旧マニュアル（地震・風水害・火山災害等）	
	第4	応急復旧マニュアル（雪害）	
第5章	空港編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	V-1
	第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（空港）	
	第2	緊急点検マニュアル	
	第3	応急復旧マニュアル	
第6章	港湾編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	VI-1
	第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（港湾）	
	第2	総 則	
	第3	緊急点検	
	第4	応急復旧	
第7章	河川・海岸編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	VII-1
	第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（河川・海岸）	
	第2	緊急点検	
	第3	応急復旧	
第8章	ダム編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	VIII-1
	第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（ダム）	
	第2	総 則	
	第3	地震時の概略状況把握一次点検及び二次点検	
	第4	応急復旧	
第9章	砂防・地すべり・急傾斜・雪崩編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-1
	第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（砂防・地すべり・急傾斜・雪崩）	
	第2	緊急点検マニュアル	
	第3	砂防関係施設管理者が行う作業	
	第4	民間業務協定業者が行う作業	
	第5	土砂災害警戒情報に係る防災体制	

第10章 県営住宅編 . . . . . X - 1

第1 緊急点検・応急復旧に係る報告関係（県営住宅）

第2 総 則

第3 県が行う作業

第4 指定管理者が行う作業

第5 民間業務協定業者が行う作業



# 県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル

## 第1章 共通編

### 目次

第1 総則	I-2
1 目的	
2 対象施設	
第2 民間業務協定業者（一般社団法人山形県建設業協会）が災害協定に基づき行う点検・応急対策の出動	I-2
第3 緊急点検等に係る報告等	I-2
1 報告経路	
2 連絡手段	
3 その他	
第4 民間業務協定業者（一般社団法人山形県建設業協会以外）が災害協定に基づき行う応援	I-5
1 出動要請等	
2 その他	
第5 災害対応に係る職員支援	I-5

## 第1 総 則

### 1 目 的

本マニュアルは、県土整備部防災業務計画に基づき、県土整備部、総合支庁建設部及び県土整備部出先機関（山形空港事務所、庄内空港事務所、港湾事務所）（以下「総合支庁建設部等」という。）の職員並びに民間業務協定業者の担当者が、県土整備部所管施設（土砂災害危険箇所等を含む。）の緊急点検及び応急復旧を迅速かつ円滑に行うための方法及び内容等についてマニュアル化したものである。

### 2 対象施設

本マニュアルの対象施設は、県土整備部所管施設で次のとおりとする。

- |                  |         |      |      |
|------------------|---------|------|------|
| ○ 公園             | ○ 下水道   | ○ 道路 | ○ 空港 |
| ○ 港湾             | ○ 河川・海岸 | ○ ダム |      |
| ○ 砂防・地すべり・急傾斜・雪崩 | ○ 県営住宅  |      |      |

## 第2 民間業務協定業者（一般社団法人山形県建設業協会（以下「建設業協会」という。））が災害協定に基づき行う点検・応急対策の出勤

### （1）震度5弱以上の地震が観測されたとき、又は津波警報が発表されたとき

民間業務協定業者（山形県建設業協会）は、震度5弱以上の地震発生後速やかに点検・応急対策を行う\*。津波の影響が予測される区域においては、津波警報又は注意報が解除され安全が確認された後に点検・応急対策を行う。

なお、民間業務協定業者は、体制が整い、出勤する前に総合支庁建設部等に連絡し体制及び連絡先を報告する。ただし、災害の影響で電話不通により連絡できない場合は、出勤後に連絡が可能となり次第、報告するものとする。

※点検範囲は原則として震度5弱以上を観測した市町村単位とするが、合併等により地震計が複数ある場合は、各総合支庁と予め確認すること。なお、河川の点検範囲については別途定める。

### （2）県から要請されたとき

総合支庁建設部等は、震度4の地震が観測され災害が発生するおそれがあるとき\*や大雨、洪水警報が発表されたときなど、必要に応じ民間業務協定業者に点検・応急対策の実施を要請する。

総合支庁建設部等から要請された場合、民間業務協定業者（建設業協会）は、点検・応急対策を行う。

※「震度4の地震が観測され災害が発生するおそれがあるとき」とは、「県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル〇〇編」に記載されたとおりとする。

## 第3 緊急点検等に係る報告等

各総合支庁建設部等や民間業務協定業者（建設業協会）が行う緊急点検等に係る報告内容は、現状の情報、点検の計画・状況・結果等とする。

点検の状況・結果には、被災情報、進捗状況、被害なしの情報を盛り込むものとする。



## 1 報告経路

地震等の災害発生後における被害情報等に係る連絡経路及び連絡手段等は、下表（表-1, 表-2）を標準とする。なお具体については、施設毎の章による。

連絡経路の詳細については、図-1 の県土整備部と総合支庁建設部等の連絡系統図による。

表-1 地震等発生後における連絡経路・手段等（各総合支庁建設部等と県土整備部各課間）

時 点	連絡経路・連絡手段	報告内容
職員参集時	管理課県土強靱化推進室←〈口頭〉→ 県土整備部各課 ←〈電話〉→ 各総合支庁建設部等	状況の確認 連絡先の通知
パトロール 出 発 時	各総合支庁建設部等 ―〈様式〉→ 県土整備部各課 ―〈様式〉→ 管理課県土強靱化推進室	初動体制報告
被災確認時	各総合支庁建設部等 ―〈様式〉→ 県土整備部各課 ―〈様式〉→ 管理課県土強靱化推進室 各総合支庁等 ―〈山形県防災情報システムに入力〉	被災箇所 規制報告 点検の進捗状況 も併せて報告
毎 正 時 【毎正時ルール】	各総合支庁建設部等 ―〈様式〉→ 県土整備部各課 ―〈様式〉→ 管理課県土強靱化推進室	全情報（点検の 進捗状況及び被害 なし情報も報告）
パトロール 完 了 時	各総合支庁建設部等 ―〈様式〉→ 県土整備部各課 ―〈様式〉→ 管理課県土強靱化推進室	パト結果
体制解除時	各総合支庁建設部等 ―〈様式・電話〉→ 県土整備部各課 ―〈様式・口頭〉→ 管理課県土強靱化推進室	解散時（応急工 事の必要がない 場合）

(注) ・「様式」については、各課が施設別に定める。

- ・「毎正時の報告」は、各所属の初動体制の状況、施設の点検状況、点検結果（被災情報と点検の進捗状況及び被害なし情報も含む）、施設の供用可否等の情報について定期的に収集することにより、応急対応に必要な広範囲な被災概況を把握することを目的とする。

表-2 地震等発生後における連絡経路・手段等（民間業務協定業者と各総合支庁建設部等間）

時 点	連絡経路・連絡手段	報告内容
パトロール 出 発 時	民間協定業者 ―〈電話 又は 様式〉→ 各総合支庁建設部等	状況の確認 連絡先の通知 初動体制報告
被災確認時	民間協定業者 ―〈電話 又は 様式〉→ 各総合支庁建設部等	被災箇所 規制報告 点検の進捗状況 も併せて報告
点検の進捗に 応じて随時	民間協定業者 ―〈電話 又は 様式〉→ 各総合支庁建設部等	全情報（点検の 進捗状況及び被害 なし情報も報告）
パトロール 完 了 時	民間協定業者 ―〈電話 又は 様式〉→ 各総合支庁建設部等	点検結果
体制解除後	民間協定業者 ―〈様式〉→ 各総合支庁建設部等	点検結果

## 2 連絡手段

県土整備部、総合支庁建設部等、民間業務協定業者間の連絡について、口頭又は様式により連絡（報告）をする場合、次のような手段があるが、連絡手段ごとに長短があることから、災害発

時には、それらの長短を理解して、災害状況に応じた対応（選択）をする必要がある。日頃から特性を理解しておくこと。

### （１）口頭で連絡する場合

手 段	利用する際の参考
固定電話 又は 携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置台数が多く日頃利用しているので誰でも簡単に利用できる。</li> <li>・災害発生直後は、通信規制により、災害時優先電話の指定のない固定・携帯電話は繋がりにくくなる。</li> <li>※ 災害時優先電話も場所によっては繋がりにくくなる。</li> <li>※ 重要な情報については、あわせて着信確認を行う。</li> </ul>
携帯電話等の電子メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生直後は、電話に比べて繋がりがやすく、口頭連絡の代替手段として比較利用しやすい。</li> <li>・新着メールのチェック間に注意する必要がある。</li> <li>・伝達確認のため、特に災害発生時は受信確認のメールを返すよう心掛ける。</li> </ul>
県防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生直後でも、固定・携帯電話のように通信規制がなく利用できる。</li> <li>・普段から防災行政無線を利用して操作に慣れておく必要がある。</li> <li>・総合支庁舎、県庁舎、市町村役場間のみでの利用になる。</li> <li>・現場、民間業務協定業者との連絡には利用できない。</li> </ul>
県土整備部衛星電話（固定、携帯）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合支庁舎、県庁舎ともに設置台数が少ない。</li> <li>・災害発生直後でも通信規制を受けない。</li> <li>・総合支庁舎から市町村、民間業務協定業者への連絡には利用できる。</li> <li>・通信エリアの規制を受けず、県内全域で利用が可能になる。</li> </ul>

（注）道路等のパトロール時に、被災施設を確認したとき等、現場から緊急に連絡が必要な場合、最寄りの公衆電話（災害時優先電話）、又は最寄りの市町村役場の防災行政無線を利用する。

（注）災害発生直後、通信規制がかかった場合、民間業務協定業者から総合支庁建設部等への連絡、又はその逆の連絡には、携帯電話の電子メールを利用する。

### （２）様式等で連絡する場合

手 段	利用する際の留意事項
電話回線利用のファックス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常利用していることから、誰でも簡単に操作できる。</li> <li>・災害発生直後、通信規制を受けて利用しにくくなる。</li> <li>・紙で出力されることから、相手に確実に情報が伝わる。</li> </ul>
県基幹ネットワークの電子メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生直後でも通信規制を受けない。ただし、停電によりシステムが停止した場合は使用できなくなる。</li> <li>・県の職員は各自メールアドレスを所有しており、誰でも利用できる。</li> <li>・災害時には送り手と受け手をはっきりしておく必要がある。</li> <li>・新着メールのチェック間隔に注意する必要がある。</li> </ul>
県防災情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県基幹ネットワークの電子メール及び電話回線利用のファックスが利用できない場合に、県防災情報システムを利用し、被害等の情報伝達を行う。</li> <li>・設置台数が少ない。</li> </ul>

（注）県基幹ネットワークの電子メールを優先的に活用する。

## 3 その他

工事中の現場において、地震等の災害による被災を確認した場合、当該総合支庁建設部等から当該被災工事現場に関する県土整備部関係課に報告する。

## 第4 民間業務協定業者（建設業協会以外）が災害協定に基づき行う応援の出勤

### 1 出勤要請等

民間業務協定業者（建設業協会以外）に災害協定に基づき出勤要請する場合は、各協定で定められた様式により出勤要請を行う。また、緊急点検等に係る報告がある場合も、各協定に基づく様式により報告する。

### 2 その他

無人航空機（UAV）による災害箇所調査等は、有効な調査手法となってきたため、立入が困難な被災箇所の状況把握、俯瞰写真の撮影等に活用するとともに、県土整備部、総合支庁建設部等および民間業務協定業者は無人航空機（UAV）の活用の際の留意事項や保有状況を共有する。

参考：①UAVの留意事項：平成29年8月1日付け建企号外「ドローン活用に際しての留意事項及び活用が期待できる事例について」（技術管理関係集＞第5章技術・施工関係（管理課、建設企画課）No. 15）

②民間業務協定業者のUAV保有状況（管理課で毎年更新版を保有。）

## 第5 災害対応に係る職員支援

災害が発生し、管内で災害が発生した総合支庁建設部（以下「災害発生支庁」）内の人員だけでは災害対応が困難な場合は、以下及び図-2 災害対応に係る職員支援フローに基づき支援を実施する。

- (1) 災害発生支庁内の職員だけでは災害対応が困難だと判断した場合、災害発生支庁の建設部長は、県土整備部管理課を経由して県土整備部長に職員の支援要請をするものとする。（様式-1）
- (2) 支援要請を受けた場合、県土整備部管理課が県土整備部長と調整、協議した上で、県土整備部長は職員支援の可否を判断し、支援が必要と判断した場合は、災害発生支庁の建設部長に支援の決定通知をするものとする。（様式-2）
- (3) 職員の支援を決定したときは、県土整備部長は、県土整備部各課長、管内で災害が発生していない県土整備部出先機関の長及び総合支庁建設部長に支援を依頼するものとする。（様式-3）

また、県土整備部管理課は職員の支援に係る調整を行うものとする。

- (4) 支援の依頼を受けた県土整備部各課長、管内で災害が発生していない県土整備部出先機関の長及び総合支庁建設部長は、支援体制計画（案）に支援を実施する職員、期間を記入し、県土整備部長に報告するものとする。
- (5) 県土整備部長は、県土整備部各課長、県土整備部出先機関の長及び各総合支庁建設部長に支援体制を通知するものとする。（様式-4）

※ 県土整備部出先機関の管内で災害が発生した場合は、「災害発生支庁の建設部長」を「災害発生出先機関の長」と読み替えるものとする。また、(1) について、災害発生出先機関の長は、県土整備部空港港湾課と調整することとし、(1)、(2)、(5) について、県土整備部空港港湾課を経由するものとする。

※ 災害発生支庁は、管内の市町村から災害支援要請があった場合は、必要に応じて支援を行うものとする。

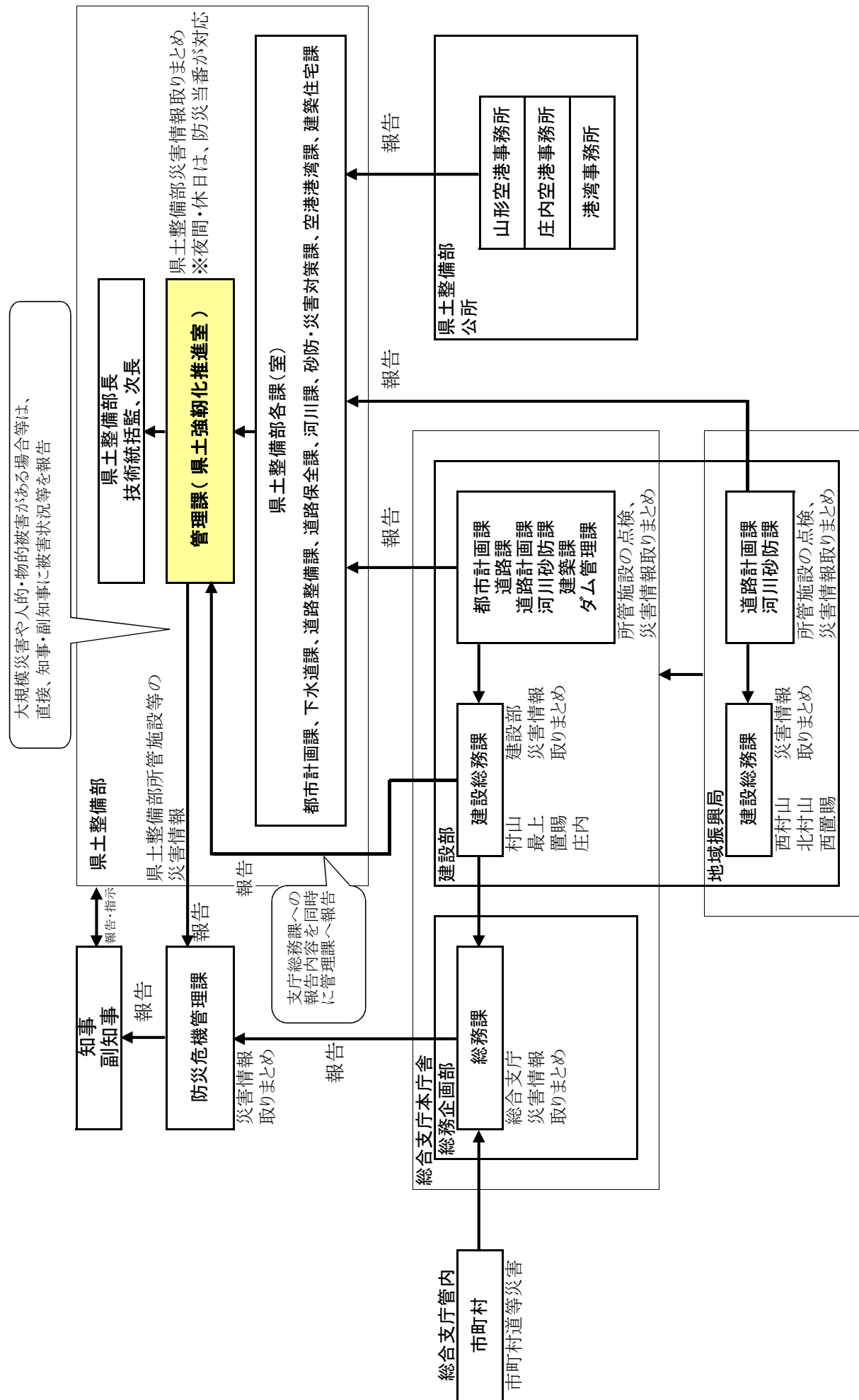


図-1 県土整備部と総合支庁建設部等との連絡系統図

県土整備部・総合支庁建設部の各所属のメールアドレス一覧

各所属のアドレスは、下記のアカウントに続けて@pref.yamagata.jp (ドメイン名)を付したものになる。

(例)管理課 ykanri@pref.yamagata.jp

所 属		メールアドレス(アカウント)	
県庁 県土整備部	管理課(県土強靱化推進室)	ykanri	
	建設企画課	ykenki	
	県土利用政策課	ykendoseisaku	
	都市計画課	ytoshikei	
	下水道課	ygesuido	
	道路整備課	ydoroseibi	
	道路保全課	ydorohozen	
	河川課(流域治水推進室)	ykasen	
	砂防・災害対策課	ysabo	
	空港港湾課	yminato	
	山形空港事務所	yyamakuko	
	庄内空港事務所	yshonaiyoko	
	港湾事務所	ykowan	
	建築住宅課(営繕室)	ykenchiku	
村山総合支庁 建設部	建設総務課	ymurayamakensetsu	
	用地課	ymurayamayochi	
	都市計画課	ymurayamatoshi	
	道路課	ymurayamadoro	
	河川砂防課	ymurayamakasen	
	建築課	ymurayamakenchiku	
	山形統合ダム管理課	ymurayamayadamu	
	西村山 地域振興局	西村山建設総務課	ynishimurakensetsu
		西村山道路計画課	ynishimuradoro
		西村山河川砂防課	ynishimurakasen
北村山 地域振興局	北村山建設総務課	ykitamurakensetsu	
	北村山道路計画課	ykitamuradoro	
	北村山河川砂防課	ykitamurakasen	
最上総合支庁 建設部	建設総務課	ymogamikensetsu	
	用地課	ymogamiyochi	
	道路計画課	ymogamidoro	
	河川砂防課	ymogamikasen	
	建築課	ymogamikenchiku	
	高坂ダム管理課	ymogamitakasaka	
置賜総合支庁 建設部	建設総務課	yokitamakensetsu	
	用地課	yokitamayochi	
	道路計画課	yokitamadoro	
	河川砂防課	yokitamakasen	
	建築課	yokitamakenchiku	
	西置賜 地域振興局	西置賜建設総務課	ynishiokikensetsu
		西置賜道路計画課	ynishiokidoro
西置賜河川砂防課		ynishiokikasen	
庄内総合支庁 建設部	建設総務課	yshonaiakensetsu	
	用地課	yshonaiyochi	
	道路計画課	yshonaidoro	
	河川砂防課	yshonaiakasen	
	建築課	yshonaiakenchiku	
	荒沢ダム管理課	yshonaiarasawa	

# 衛星携帯電話の利用について

- 非常時に確実に使用できるよう、常に（定期的に）機器の充電を行ってください。
- 月に1回以上の通話試験を行いましょう。
- 非常時の連絡が想定される通話先は電話帳に登録しておきましょう。

※県庁舎の電話から衛星携帯電話へ発信ができない場合は、庁舎管理担当者に確認すること。

## 1 発信方法

### 1 ワイドスターⅡ

一般電話へ	<b>023-630-2436</b> （電話番号）
ワイドスターⅡへ	<b>090-xxxx-xxxx</b> （ワイドスターⅡ電話番号）
イリジウムへ	<b>010-8816-2xxx-xxxx</b> （010-イリジウム電話番号）
IsatPhoneへ	<b>010-870-77610101x</b> （010-IsatPhone電話番号）
一般電話から	<b>090-xxxx-xxxx</b> （ワイドスターⅡ電話番号）

### 2 イリジウム

一般電話へ	<b>00-81-23-630-2436</b> （00-国番号-（先頭0を除く）電話番号）
イリジウムへ	<b>00-8816-2xxx-xxxx</b> （00-イリジウム電話番号）
ワイドスターⅡへ	<b>00-81-90-xxxx-xxxx</b> （00-国番号-（先頭0を除く）電話番号）
IsatPhoneへ	<b>00-870-77610101x</b> （00-IsatPhone電話番号）
<b>注：先頭の「00」は代用の「+」記号が自動入力されます。=押さなくても良い</b>	
一般電話から	<b>010-8816-2xxx-xxxx</b> （010-イリジウム電話番号）

## 2 通話料（分）

		着 信			
		ワイドスターⅡ	イリジウム	IsatPhone Pro	一般電話
発 信	ワイドスターⅡ	180円 [税抜]	<b>500円</b> [免税]	<b>400円</b> [免税]	180円 [税抜]
	イリジウム	189円 [免税]	120円 [免税]	<b>1,716円</b> [免税]	189円 [免税]
	一般電話	60～24円 (平日昼間～深夜)	<b>250円</b> [免税]	<b>300円</b> [免税]	——

■着信：無料 ■無料通信：ワイドスターⅡ→1,000円/月 [税抜]、イリジウム→1,000円/月 [免税]

## 3 問合せ先等

	ワイドスターⅡ	イリジウム
①操作方法	①②ワイドスターコールセンター 0120-616-360 (09:00～20:00)	①③KDD I メディア営業部 0120-921-919 (平日09:00～19:00)
②料金関係		②KDD I ソリューション山形支店 法人営業担当 023-642-0077
③修理対応		
テストコール (無 料)	186-0120-899-360 → 女性のアナウンス	1234 (注：先頭の+は消去) → 女性 (英語) のアナウンス※

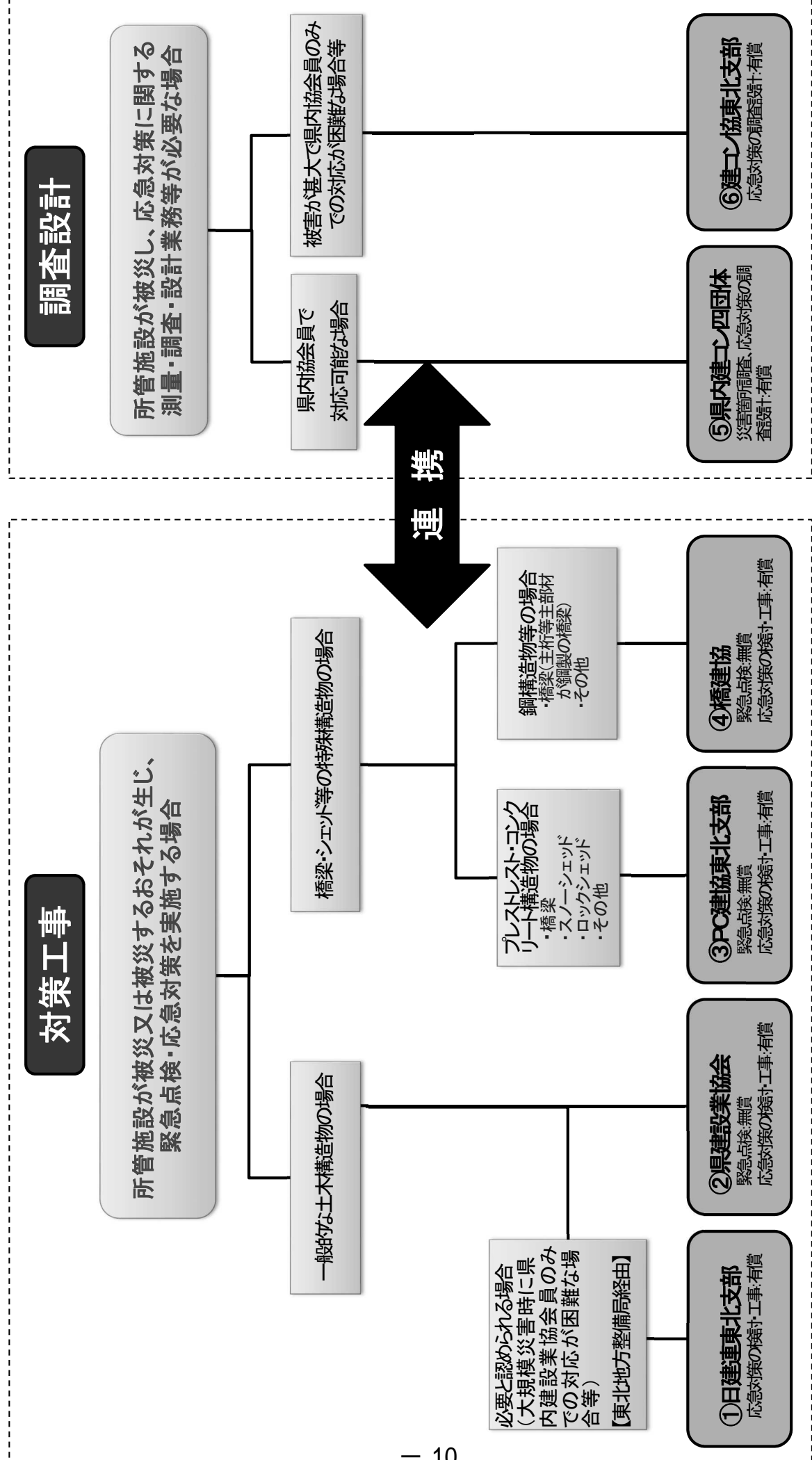
※ “ You have reached the Iridium gateway welcome. ”

衛星電話端末 電話番号簿

令和5年4月現在

所 属	N T T 電話	衛星電話					
		固定局(ワト'ス'-II)	移動局1(ｲﾝｼﾞ'ｰﾙ)	移動局2(ｲﾝｼﾞ'ｰﾙ)	移動局3(ｲﾝｼﾞ'ｰﾙ)	移動局4(ｲﾝｼﾞ'ｰﾙ)	移動局5(ｲﾝｼﾞ'ｰﾙ)
県土整備部	管理課	023-630-2436	090-8021-8927	8816-2346-3391			
	道路保全課	023-630-2904	—				
	河川課	023-630-2618	—				
	山形空港事務所	0237-48-1313	090-1066-5160				
	庄内空港事務所	0234-92-4123	090-1066-6805				
	港湾事務所	0234-26-5636	090-1492-7604	8816-2346-3392	8816-2346-3393		
山形県建設業協会 本 部	023-641-0328	870-776101011	※IsatPhone				
村山総合支庁	本庁舎	建設総務課	023-621-8197	090-7668-9823	—		
		道路課	023-621-8211	—	8816-2341-2572	8816-2341-2573	
		河川砂防課	023-621-8232	—	8816-2341-2574	8816-2249-5510	
		山形統合ダム管理課	023-631-3526	090-7668-9884			
		(留山川ダム管理用)	023-631-3526	—	8816-2249-5511		
		(蔵王ダム管理用)	023-631-3526	—	8816-2249-5512		
	西庁舎	(白水川ダム管理用)	023-631-3526	—	8816-2249-5513		
		(前川ダム管理用)	023-631-3526	—	8816-2249-5514		
		西村山建設総務課	0237-86-8129	—	8816-2249-5516		
		西村山道路計画課	0237-86-8404	—	8816-2346-3397	8816-2346-3398	8816-2249-5515
		西村山河川砂防課	0237-86-8413	—	8816-2346-3399	8816-2341-2575	
		北庁舎	北村山建設総務課	0237-47-8656	090-7668-9837	—	
北村山道路計画課	0237-47-8667		—	8816-2249-5517	8816-2346-3402	8816-2341-2576	
北村山河川砂防課	0237-47-8679		—	8816-2346-3400	8816-2249-5518		
山形県建設業協会 山形支部	023-622-3091	870-776101014	※IsatPhone				
西村山支部	0237-86-5518	870-776101015	※IsatPhone				
村山支部	0237-55-6540	870-776101016	※IsatPhone				
最上総合支庁	建設総務課	0233-29-1391	090-7668-9843	—			
	道路計画課	0233-29-1397	—	8816-2346-3404	8816-2341-2577		
	河川砂防課	0233-29-1408	—	8816-2346-3405			
	(神室ダム管理用)	0233-29-1410	—	8816-2346-3406			
	(最上小国川ダム管理用)	0233-29-1410	—	8816-2341-2571			
	高坂ダム管理課	0233-63-2344	090-7668-9885	8816-2249-5521			
山形県建設業協会 最上支部	0233-22-1253	870-776101017	※IsatPhone				
置賜総合支庁	本庁舎	建設総務課	0238-26-6099	090-7668-9851	—		
		道路計画課	0238-26-6080	—	8816-2249-5522		
		河川砂防課	0238-26-6085	—	8816-2346-3409		
		(綱木川ダム管理用)	0238-26-2231	—	8816-2249-5524		
	西庁舎	西置賜建設総務課	0238-88-8226	090-7668-9856	—		
		西置賜道路計画課	0238-88-8229	—	8816-2249-5525	8816-2346-3411	8816-2249-5526
		西置賜河川砂防課	0238-88-8234	—	8816-2341-2579	8816-2249-5528	
		(木地山ダム管理)	0238-88-8246	—	8816-2341-2580		
小国分所	0238-62-2153	090-7668-9859	8816-2346-3412	8816-2346-3413			
山形県建設業協会 米沢支部	0238-23-1265	870-776101012	※IsatPhone				
長井支部	0238-84-2250	870-776101013	※IsatPhone				
庄内総合支庁	建設総務課	0235-66-5569	090-7668-9863	—			
	道路計画課	0235-66-5617	—	8816-2346-3414			
	河川砂防課	0235-66-5626	—	8816-2249-5530			
	(月光川ダム管理用)	0235-66-5635	—	8816-2249-5533			
	(田沢川ダム管理用)	0235-66-5635	—	8816-2249-5534			
	(温海川ダム管理用)	0235-66-5635	—	8816-2249-5535			
	鶴岡分所	0235-22-8088	090-7668-9868	8816-2249-5537			
	酒田分所	0234-25-2214	090-7668-9871	8816-2249-5537			
荒沢ダム管理課	0235-55-2021	090-7668-9883	8816-2249-5536				
山形県建設業協会 鶴岡支部	0235-22-2364	870-776101018	※IsatPhone				
酒田支部	0234-33-0702	870-776101019	※IsatPhone				

# 災害時の応急対策に係る業界団体との主な災害協定フロー



協定によらない調査設計

※1 地すべり災害の場合は、事業実施当時に調査を実施した業者又は管内において同種の実績のある業者へ要請する。

※2 雪崩など特殊性の高い災害の場合は、雪氷防災研究センター等へ要請を検討する。



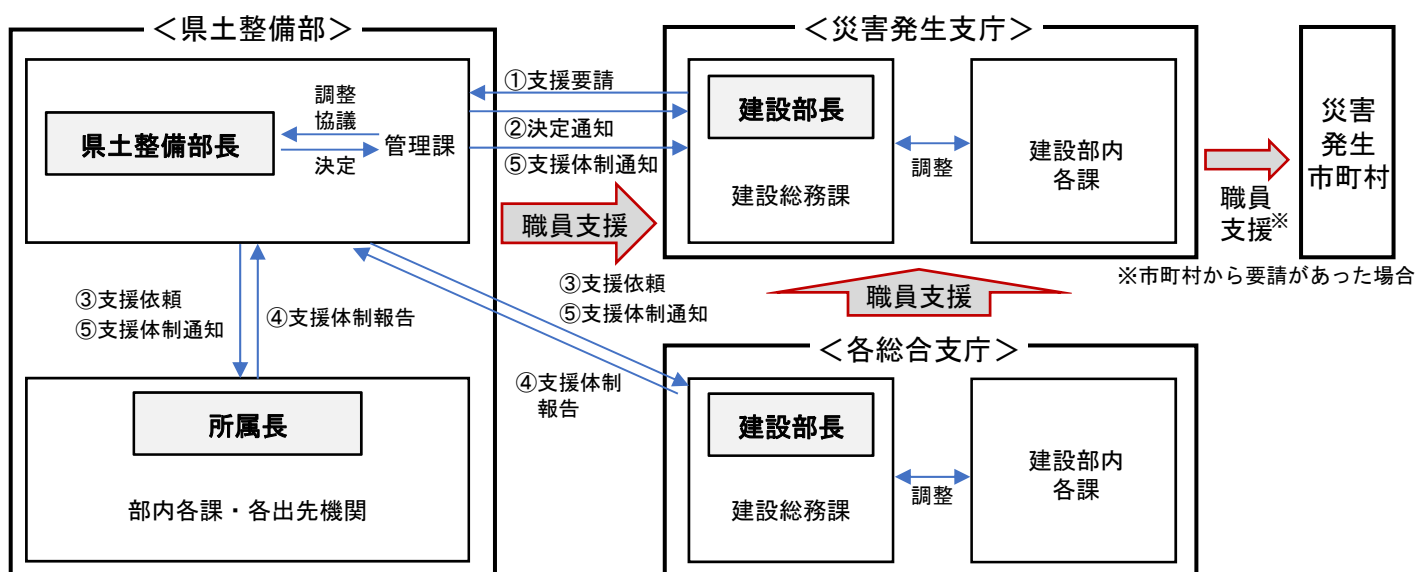
## 災害時の応急対策に係る業界団体との主な災害協定内容

団体名	締結年月日	県内外	対象業務	有償・無償	役割分担	出動要請者
山形県建設業協会	H8.12.6 H18.5.10 改正	県内団体	道路、河川、砂防、空港、港湾等の緊急点検、応急対策	緊急点検は無償 応急対策は有償	業務実施区間の緊急点検・応急対策	各総合支庁建設部
日本建設業連合会東北支部	H19.2.19	県外団体	道路、河川、砂防、空港、港湾等の応急対策	有償	必要と認められる場合（大規模災害時に県内建設業協会員のみでの対応が困難な場合等）	県土整備部長
プレストレス・コンクリート建設業協会東北支部	H28.3.22	県外団体	PC構造物の緊急点検、応急対策	緊急点検は無償 応急対策は有償	大規模災害時のPC構造物の緊急点検・応急対策	県土整備部長
日本橋梁建設協会	H28.3.22	県外団体	鋼橋の緊急点検、応急対策	緊急点検は無償 応急対策は有償	大規模災害時の鋼橋の緊急点検・応急対策	県土整備部長
建設コンサルタント関係四団体（山形県測量設計業協会、日本補償コンサルタント協会東北支部山形県支部、山形県建設コンサルタント協会、山形県地質土壌調査業協会）	H26.3.28 R2.3.30 改正	県内団体	道路、河川、砂防、空港、港湾等の応急対策に係る測量・調査・設計	有償	災害応急対策に関する測量・調査・設計	県土整備部長 各総合支庁建設部長
建設コンサルタント協会東北支部	H28.10.20	県外団体	道路、河川、砂防、空港、港湾等の応急対策に係る測量・調査・設計	有償	大規模災害時に県内建設コンサルタント協会員で対応しきれない場合等	県土整備部長

No.	事項	発信者	受信者	摘要
①	支援要請	災害発生支庁建設部長	県土整備部長	様式－1
②	支援の決定通知	県土整備部長	災害発生支庁建設部長	様式－2
③	支援依頼	県土整備部長	部内各課長・各出先機関の長 他の総合支庁建設部長	様式－3 支援体制計画（案）
④	支援体制報告	部内各課長・各出先機関の長 他の総合支庁の建設部長	県土整備部長	支援体制計画（案）
⑤	支援協力通知	県土整備部長	部内各課長・各出先機関の長 各総合支庁建設部長	様式－4 支援体制計画

※県土整備部出先機関の管内で災害が発生した場合は、「災害発生支庁建設部長」を「災害発生出先機関の長」と読み替える

### 1 総合支庁の管内で災害が発生した場合



### 2 県土整備部出先機関の管内で災害が発生した場合

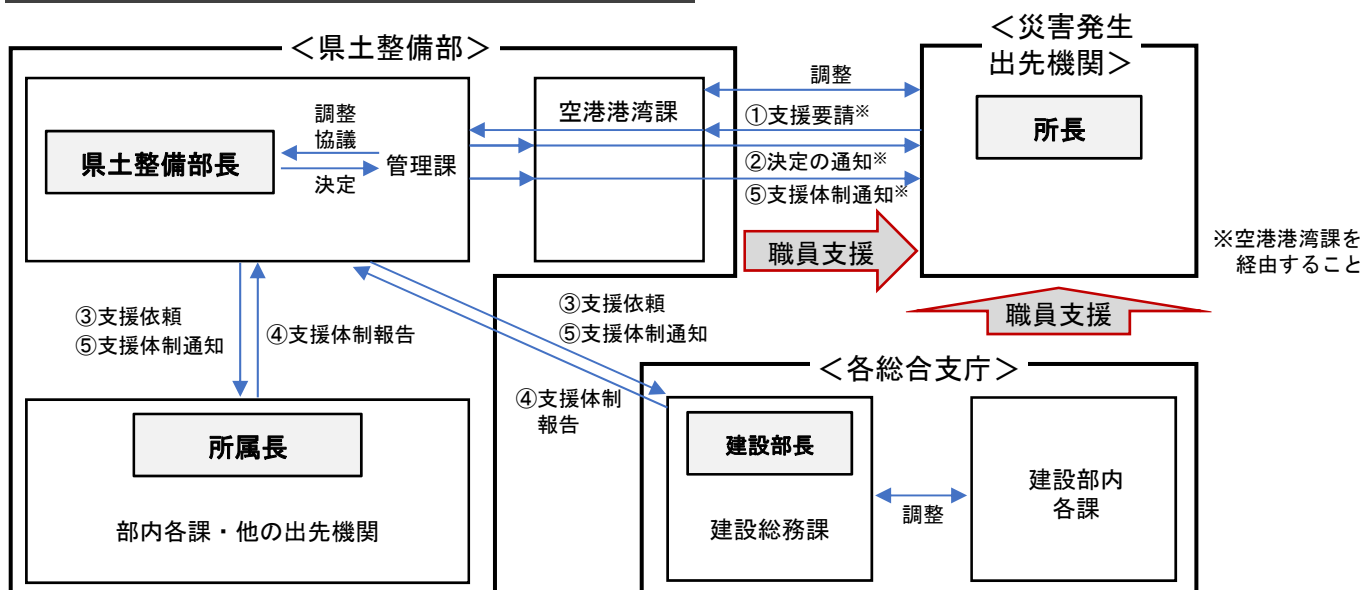


図-2 災害対応に係る職員支援フロー

○建総第 号  
令和 年 月 日

県土整備部長 殿

○○総合支庁建設部長

災害対応に係る支援要請について

県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアルに基づき、災害対応に係る職員の支援を要請します。

記

- 1 業務概要  
令和○年○月○日から大雨による災害発生箇所の災害復旧事業に関する業務
- 2 要請内容  
支援先 ○○総合支庁○○○○課  
人数 ○名／日  
期間 令和○年○月○日 から 令和○年○月○日 まで

<p>【担当】 建設総務課 ○○ TEL :</p>
------------------------------------

〇〇総合支庁建設部長 殿

県土整備部長

災害対応に係る支援の決定について（通知）

県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアルに基づき、災害対応に係る職員の支援を決定したので通知します。

記

1 業務概要

令和〇年〇月〇日からの大雨による災害発生箇所の災害復旧事業に関する業務

【担当】  
管理課県土強靱化推進室 〇〇  
TEL :

部内各課長  
部内各出先機関の長  
〇〇総合支庁建設部長  
〇〇総合支庁建設部長 殿  
〇〇総合支庁建設部長

県土整備部長

令和〇年〇月〇日からの大雨に係る職員の支援について（依頼）

このことについて、〇〇総合支庁より職員の支援要請がありました。  
つきましては、職員の支援を依頼しますので、下記により報告をお願いします。

記

- 1 支援期間  
令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで
- 2 支援人数  
別紙「支援体制計画（案）」のとおり
- 3 報告期限  
(1) 令和〇年〇月〇日〇時  
(2) 報告は別紙「支援体制計画（案）」に派遣する職員の役職と氏名を記入の上、メールにて提出願います。
- 4 提出先及びメールアドレス  
管理課県土強靱化推進室 〇〇  
MAIL :
- 5 その他  
(1) 職員の支援は、支援元の所属からの出張として取扱います。  
(2) 職員の時間外勤務の手続きは、支援元の所属での対応となります。

<p>【担当】 管理課県土強靱化推進室 〇〇 TEL :</p>
--

様式－4

管 第 号  
令和〇年〇月〇日

部内各課長  
部内各出先機関の長 殿  
各総合支庁建設部長

県土整備部長

令和〇年〇月〇日からの大雨に係る職員支援について（通知）

このことについて、別紙のとおり「支援体制計画」を作成しましたので、通知  
します。

<p>【担当】 管理課県土強靱化推進室 ○○ TEL :</p>
--

令和〇年〇月〇日からの大雨水に係る支援体制計画（案）

支援期間	支援 日数 (土・日・ 休日を 除く)	支援人数			支援職員氏名	役職	現所属	支援期間	公所別 支援人数					県土 整備部	部内各課・ 港湾事務所 割付	延べ支援人数			
		道路計 画課	河川砂 防課	計					〇〇 総合 支庁	〇〇〇 地域 振興局	〇〇〇 地域 振興局	〇〇 総合 支庁	〇〇 総合 支庁			〇〇課 △△課 ◆◆課	道路計 画課	河川砂 防課	計
8月15日	~	8月26日	10日	6人	4人	10人	8月15日	~	8月26日	3	1	1	1	1	3	〇〇課 △△課 ◆◆課	60人	40人	100人
8月29日	~	9月9日	10日	6人	2人	8人	9月5日	~	9月9日	1	1	1	1	1	3	〇〇課 △△課 ◆◆課	60人	20人	80人
9月12日	~	9月22日	8日	4人	4人	8人	9月12日	~	9月22日	2	1	1	1	1	2	〇〇課 △△課	32人	32人	64人
9月26日	~	10月7日	10日	4人	4人	8人	9月26日	~	10月7日	2	1	1	1	1	2	〇〇課 △△課	40人	40人	80人
10月11日	~	10月21日	9日	4人	4人	8人	10月11日	~	10月21日	2	1	1	1	1	2	〇〇課 △△課	36人	36人	72人
10月24日	~	11月4日	9日	4人	4人	8人	10月24日	~	11月4日	1	1	1	1	1	3	〇〇課 △△課 ◆◆課	36人	36人	72人
11月7日	~	11月18日	10日	4人	4人	8人	11月7日	~	11月18日	2	1	1	1	1	2	〇〇課 △△課	40人	40人	80人
11月21日	~	12月2日	9日	4人	4人	8人	11月21日	~	12月2日	1	1	1	1	1	3	〇〇課 △△課 ◆◆課	36人	36人	72人
12月5日	~	12月16日	10日	4人	4人	8人	12月5日	~	12月16日	2	1	1	1	1	2	〇〇課 △△課	40人	40人	80人
合計			85日	40人	34人	74人	合計			16	9	9	9	9	22		380人	320人	700人





# 県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル

## 第2章 公園編

### 目次

第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（公園）	II-2
第2	総則	II-3
	1 目的と適用	
	2 対象施設	
第3	公園管理者が行う作業	II-4
	1 都市計画課・空港港湾課職員が行う作業	
	2 総合支庁・空港事務所職員が行う作業	
第4	指定管理者が行う作業	II-5
第5	民間業務協定業者が行う作業	II-5
第6	報告	II-6
第7	点検調査及び規制	II-6
	1 点検調査内容	
	2 規制誘導	
第8	その他	II-7

第1 緊急点検応急復旧に係る報告関係（公園）

配備体制準備		区分	都市計画課	総合支庁建設部	指定管理者	民間業務協定業者	
第2次配備体制	災害対策警戒班	風水害	①当番の職員は自宅待機する。 ②総合支庁担当職員と連絡をとり現地の状況（雨の状況や被災の有無等）の確認を行い、今後の体制について協議する。	①当番職員は自宅待機する。 ②指定管理者から現地の状況（雨の状況や被災の有無等）の報告を受ける。 ③県庁当番職員に現地の状況を報告し今後の体制について協議する。	①当番職員は現地の状況（雨の状況や被災の有無等）の確認を行い、総合支庁担当職員へ報告する。		
		雪害	大雪警報が発表されたとき				
	第3次配備体制	地震	地震	①当番の職員は都市計画課へ参集する。 ※1 ②総合支庁担当職員と報告方法、アドレスの確認を行う。 ③総合支庁当番職員と連絡をとり、初動体制、点検結果、被災状況を様式1-2（電子メール又はFAX）で報告を受ける。 ④毎正時の総合支庁からの報告をとりまとめ、様式1-1により管理課へ報告する。	①都市計画課長、建設部長が必要と判断した総合支庁における当番職員は参集する。 ※1 ②指定管理者、民間業務協定業者へ事前に定めた点検箇所、範囲等を確認し、点検の指示をする。 ※2 ③初動体制、点検結果、被災状況をとりまとめ、様式1-2又は様式2で都市計画課担当職員に報告する。 ④毎正時にその時点での点検状況、被災状況等を様式1-2又は様式2（電子メール又はFAX）で都市計画課担当職員に報告する。 ⑤二次災害の防止に努めるとともに、応急工事実施等必要に応じて現場にて指揮を取る。 ⑥避難場所、防災活動拠点として施設を使用する場合には、当該施設の詳細点検が必要な場合は、都市計画課担当職員に連絡する。 ⑦都市計画課からの指示により、所管市町の都市公園等の被災状況の情報収集を行う。	①参集後直ちに、公園内利用者の安否の確認を行い、必要に応じ施設閉鎖措置等を講じるとともに、公園利用者の避難誘導を行う。 ②総合支庁担当職員へ、参集状況、利用者の状況、点検体制等を報告し、事前に定めた点検箇所、範囲等を民間業務協定業者と協力し、点検を受ける。 ③毎正時にその時点での点検状況、被災状況等を総合支庁担当職員に報告し、点検を受ける。	①総合支庁建設部等から要請された場合、事前に定めた点検箇所、範囲等を指定管理者と協力し、災害協定に基づく点検・応急対策を実施する。 ②規制や応急復旧工事が必要な場合は、総合支庁担当職員に報告し指示を受ける。 ③点検、応急対策終了後は様式1-4又は様式2（電子メール又はFAX）で総合支庁担当職員に報告する。
			風水害	大雨、洪水、暴風又は暴風雪警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき			
		雪害	大雪警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき				
		火山	噴火警報（火口周辺）が発表され、災害が発生するおそれのあるとき				
		その他	県土整備部長が必要と認められたとき				
		地震	震度5弱以上の地震が観測されたとき	①地震の場合、参集可能な職員は全員が参集する。交通事情その他により参集できない場合は、最高りの総合支庁に参集する。 ②以下、上記に同じ。	①地震の場合、参集可能な職員は全員が参集する。交通事情その他により参集できない場合は、最高りの総合支庁に参集する。 ②以下、上記に同じ。		
		風水害	風水害により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき （特別警報の発表時はこれに該当する）	ただし、この場合、被災がない場合（被災なし確定後）でも、東北地方整備局都市・住宅整備課に報告する。			
		雪害	雪害により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき （特別警報の発表時はこれに該当する）				
火山	噴火警報（居住地域）が発表されたとき						
その他	その他、県土整備部長が必要と認められたとき						

※1：総合支庁建設部長又はそれに準ずるものが判断する。  
 ※2：総合支庁は、緊急時に効率的な点検が行えるよう、指定管理者、民間協定業者に変更が生じた場合もその内容の周知を行う。  
 ※3：震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるときは、直前（概ね1ヶ月以内）に震度5弱以上の地震が発生しているときや直前（概ね1ヶ月以内）に発生した地震等の原因により既に施設が被災しているときなどである。  
 注意1：参集にあたっては、各自、報道やインターネット等で確認する。  
 注意2：庄内空港緩衝緑地については、上記表中において、「都市計画課」を「空港港湾課」に読み替えるものとする。  
 「都市計画課長」を「空港港湾課長」に読み替えるものとする。

## 第2 総 則

### 1 目的と適用

このマニュアルは、山形県県土整備部防災業務計画に基づき、第2次配備体制以上の体制をとるべき状況となった際に、県営都市公園、広場等の点検・応急復旧を速やかに実施し、避難場所、防災活動拠点の確保に努めるため、県（公園施設管理者）、指定管理者及び民間業務協定業者が行う作業内容を定めたものである。

### 2 対象施設

#### （1）県土整備部所管都市公園（県営）

- ① 山形県総合運動公園（天童市山王等）
- ② 西蔵王公園（山形市大字岩波等）
- ③ 悠創の丘（山形市上桜田等）
- ④ 中山公園（中山町大字長崎）
- ⑤ 健康の森公園（山形市大字青柳）
- ⑥ 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク（山形市みはらしの丘）
- ⑦ 弓張平公園（西川町大字月山沢等）
- ⑧ 最上川ふるさと総合公園（寒河江市大字寒河江等）
- ⑨ 最上中央公園（新庄市金沢）
- ⑩ 庄内空港緩衝緑地（酒田市浜中等）

#### （2）県土整備部所管管理広場等

- ① 山形県総合運動公園関連用地（天童市荒谷等）
- ② 県民ふれあい広場（旧県立中央病院跡地 山形市桜町）
- ③ 駅西緑地（山形市双葉町）

#### （3）緊急点検・緊急応急復旧すべき都市公園等の施設の主な具体例

- ① 園路及び広場
- ② 修景施設（植栽・花壇・噴水など）
- ③ 休養施設（あずまや・休息所・ベンチなど）
- ④ 遊戯施設（アスレチック・ブランコ・すべり台・砂場など）
- ⑤ 運動施設（体育館・野球場・陸上競技場・水泳プールなど）
- ⑥ 教養施設（植物園・動物園・野外劇場など）
- ⑦ 便益施設（売店・キャンプサニタリー・駐車場・便所など）
- ⑧ 管理施設（門・さく・キャンプセンター・管理事務所など）

### 第3 公園管理者が行う作業

#### 1 都市計画課・空港港湾課職員が行う作業

- ① 県土整備部緊急防災体制に係る職員の参集基準に基づき参集する。
- ② 報道やインターネット等で、該当市町村を確認する。以下、当該市町村内の県営都市公園・広場等を対象に作業を行う。
- ③ 総合支庁・庄内空港事務所担当職員と報告方法、アドレスの確認を行う。
- ④ 該当する総合支庁・庄内空港事務所担当職員と連絡をとり、体制、点検、被災の状況及び結果を電子メール又はFAX等で報告を受ける。
- ⑤ 点検、被災状況等を取りまとめ（様式1-1）、毎正時に管理課に報告する。
- ⑥ 都市公園・緑地で人身事故や災害国庫負担補助対象になるとと思われる被災箇所の報告を受けた場合は、国土交通省東北地方整備局都市・住宅整備課及び管理課及び砂防・災害対策課へ報告する。（庄内空港緩衝緑地での事故は都市計画課でまとめて報告）
- ⑦ 必要に応じ、市町管理の都市公園等における被災状況の情報収集を総合支庁担当職員に指示する。

#### 2 総合支庁・庄内空港事務所職員が行う作業

- ① 県土整備部緊急防災体制に係る職員の参集基準に基づき参集する。
- ② 報道やインターネット等で、該当市町村を確認する。以下、当該市町村内の県営都市公園・広場等を対象に作業を行う。
- ③ 初動体制、点検報告等の報告先である都市計画課・空港港湾課担当職員と報告方法、アドレスの確認を行う。
- ④ 現地調査や指定管理者等から情報収集を行う。直営の施設については、民間業務協定業者に点検等を要請する。また、指定管理者、民間業務協定業者へ事前に定めた点検箇所、範囲等を確認、指示する。
- ⑤ 必要に応じて、民間業務協定業者に応急復旧工事等の要請を行う。
- ⑥ 指定管理者、民間業務協定業者から点検結果、応急復旧等の状況、報告を受け、毎正時に都市計画課・空港港湾課担当職員へ様式1-2又は様式2（電子メール又はFAX）で報告する。
- ⑦ ~~2~~二次災害の防止に努めるとともに、応急工事実施時等、必要に応じて現場にて指揮を取る。
- ⑧ 避難場所、防災活動拠点として施設を使用する場合において、施設の詳細点検が必要な場合は、都市計画課・空港港湾課担当職員に連絡する。
- ⑨ 都市計画課からの指示により、所管市町管理の都市公園等での被災状況の情報収集を行う。

## 第4 指定管理者が行う作業

- ① 指定管理者は、報道やインターネット等で、管理する都市公園が緊急点検等に該当する施設であるか確認する。
- ② 参集後直ちに、公園内利用者の安否の確認を行い、必要に応じ施設閉鎖措置を講じるとともに、公園利用者の避難誘導を行う。
- ③ 総合支庁・庄内空港事務所担当課職員へ参集状況、点検体制等を報告し、事前に定めた点検箇所、範囲等を民間業務協定業者と協力して点検を行う。
- ③ 施設に被災、異常が認められ又は二次被害の恐れがあるときは、利用者に対し規制措置を行うとともに、被害拡大防止のための応急措置を行う。
- ④ 応急工事が必要な場合は、総合支庁・庄内空港事務所担当職員に連絡し、総合支庁・庄内空港事務所から要請を受けた民間業務協定業者と協力して措置を行う。
- ⑤ 総合支庁・庄内空港事務所担当職員の指示により避難場所、防災活動拠点となる公園においては、円滑に救援、救護活動が実施されるよう協力する。
- ⑥ 避難場所、防災活動拠点として施設を使用する場合において、施設の詳細点検が必要な場合は、総合支庁・庄内空港事務所担当職員に連絡する。
- ⑦ 被災、点検、応急工事等の各作業については、毎正時にその時点での状況をまとめ、総合支庁・庄内空港事務所担当職員に様式1－3又は様式2（電子メール又はFAX）で報告する。
- ⑥ 被災箇所については、応急工事等により被災形態が消滅する前に、被災箇所全体の状況を把握するための全景写真及び被災の状況を数量的に把握するため、ポール、スタッフ等を用い、近接写真を撮影する。この場合、クラック等はスケールを置くなどして災害規模が分かるように撮影する。

## 第5 民間業務協定業者が行う作業

- ① 総合支庁・庄内空港事務所担当職員に初動体制を報告し、事前に定めた点検箇所、範囲等の確認、指示を受け、指定管理者と協力して点検を行う。
- ② 被災、点検、応急工事等の各作業については、その時点での状況をまとめ、総合支庁・庄内空港事務所担当職員に様式1－4又は様式2（電子メール又はFAX）で報告する。
- ③ 点検は主として目視で被災箇所の有無（被災が認められる場合は、位置、延長、被害程度、被害項目の概略）を把握する。
- ④ 被災箇所については、応急工事等により被災形態が消滅する前に、被災箇所全体の状況を把握するための全景写真及び被災の状況を数量的に把握するため、ポール、スタッフ等を用い、近接写真を撮影する。この場合、クラック等は、スケールを置くなどして災害規模が分かるように撮影する。

## 第6 報 告

関係者は、下記の時点において、それぞれ示された連絡経路及び連絡手段により、定められた様式を用いて報告を行うものとする。また、報告は電子メール又はFAXにて行うものとする。

表－1 連絡経路・手段等

時 点	連絡経路・連絡手段	内 容
職員参集時	指定管理者←〈電話〉→各総合支庁・庄内空港事務所←〈電話〉 →都市計画課・空港港湾課←〈口頭〉→管理課	状況の確認 連絡先の通知
パトロール 出 発 時	指定管理者、民間業務協定業者←〈様式1-3、様式1-4〉→ 各総合支庁・庄内空港事務所 ←〈様式1-2〉→ 都市計画課 ← 〈様式1-1〉→ 管理課	初動体制報告
被災確認時	指定管理者・民間業務協定業者←〈電話、様式2等〉→各総合支 庁・庄内空港事務所 ←〈様式2等〉→ 都市計画課・空港港湾課 ←〈様式2等〉→ 管理課 各総合支庁・庄内空港事務所 ←〈山形県防災情報システムに入 力〉	被災箇所 規制報告
毎 正 時 【毎正時ルール】	指定管理者←〈様式1-3〉→各総合支庁・庄内空港事務所← 様式1-2〉→ 都市計画課・空港港湾課←〈様式1-1〉→ 管理 課	全情報 (被害なし情報も)
パトロール 完 了 時	指定管理者、民間業務協定業者←〈様式1-3、様式1-4〉→ 各総合支庁・庄内空港事務所←〈様式1-2〉→ 都市計画課・空 港港湾課←〈様式1-1〉→ 管理課	パトロール完了時
体制解除時	各総合支庁・庄内空港事務所←〈様式1-2〉→ 都市計画課・空 港港湾課 ←〈様式1-1〉→ 管理課 各総合支庁・庄内空港事務所 →指定管理者・民間業務協定業者	解散時(応急工 事の必要ない場合)

## 第7 点検調査及び規制

### (1) 点検調査内容

#### ① 園 路 (道路)

舗装の段差、亀裂、陥没の有無。

#### ② 橋 梁

落橋、倒壊の危険性の有無。

地山の緩み、形状の変化、外観の異常の有無。

#### ③ 河 川

護岸の崩壊や亀裂による地山の緩み、形状の変化の有無。

#### ④ 法面 (盛土・切土・自然斜面)

崩落、地山の緩み、形状の変化、外観の異常の有無。

- ⑤ 施設（第2総則 2対象施設 (3) に示す修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設）

倒壊、破損の有無。

- ⑥ その他

避難場所、防災活動拠点として施設を使用する場合には、上下水道施設、電気設備の稼働を確認。

## (2) 規制誘導

復旧工事に着手するまでの間、二次被害防止に努め、利用者、避難住民が被災箇所に入り込むことのないようバリケード等で規制誘導を行うこと。

## 第8 その他

### 1 夜間の場合の点検

災害が夜間に発生し点検を行う場合は、主要施設を中心に目視で確認される被災箇所を確認し、様式1-3（様式1-4）又は様式2（電子メール又はFAX）で総合支庁・庄内空港事務所担当職員へ報告する。

施設に変状が確認されなくても、周辺の状況から判断して危険性が少しでもある場合は、施設閉鎖等の措置を原則とする。

夜間の点検結果にかかわらず、必ず明朝に再度点検を行い、様式1-3（様式1-4）又は様式2（電子メール又はFAX）で報告する。

都市計画課所管都市公園等 第

報 施設点検報告

〇〇年〇〇月〇〇日

0:00

現在

公園・広場名称	市町村	点検状況		被害の有無	被災箇所・施設対策状況 (詳細は別途様式で報告。複数有る場合は内訳を記入)	作業状況	
		進捗状況	終了(見込)時間			進捗状況	終了(見込)時間
山形県総合運動公園 (関連用地含む)	天童市	点検終了	12時 45分	被災あり		作業終了	13時 30分
西蔵王公園	山形市	点検中	13時 30分	被災あり		作業中	時 分
悠創の丘	山形市	点検終了	12時 45分	被災あり		作業中	時 分
健康の森公園	山形市	点検終了	12時 55分	被災あり		作業中	時 分
中山公園	中山町	点検終了	時 分	被災あり		作業中	時 分
県民ふれあい広場	山形市	点検終了	12時 40分	被災あり		作業中	時 分
駅西緑地	山形市	点検終了	12時 50分	被災あり		作業中	時 分
蔵王みはらしの丘 ミュージアムパーク	山形市	点検終了	12時 55分	被災あり		作業中	時 分
最上川ふるさと総合公園	寒河江市	点検終了	12時 45分	被災あり		作業中	13時 00分
弓張平公園	西川町	点検終了	時 分	被災あり		作業中	時 分
最上中央公園	新庄市	点検終了	時 分	被災あり		作業中	時 分

地区	事由	解除
山形	大雨警報	
寒河江	大雨警報 11:10注意報に切替	11:30体制解除

※該当する欄に数値を記入又は○で囲む。  
 ※報告は、毎正時と変化のあった場合。(点検、作業終了時等)  
 ※時間は24時間で記入すること。(午後6時→18時)



# 空港港湾課所管都市公園等 第 報 施設点検報告

〇〇年〇〇月〇〇日 0:00 現在

公園・広場名称	市町村	点検状況		被害の有無	被災箇所・施設対策状況 (詳細は別添様式で報告。複数有る場合は内訳を記入)	作業状況			
		進捗状況	終了 (見込) 時間			進捗状況	終了 (見込) 時間		
庄内空港緩衝緑地	鶴岡市 酒田市	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中		

体制	地区	事由	解除
	酒田		

※該当する欄に数値を記入又は○で囲む。(点検、作業終了時等)  
 ※報告は、毎正時と変化のあった場合。(点検、作業終了時等)  
 ※時間は24時間で記入すること。(午後6時→18時)

村山総合支庁本庁舎管内 第

報 施設点検報告

〇〇年〇〇月〇〇日

0:00

現在

総括職員	〇〇 〇〇	連絡担当職員	〇〇 〇〇
------	-------	--------	-------

公園・広場名称	市町村	点検状況		被害の有無	被災箇所・施設対策状況 (詳細は別途様式で報告。複数 有る場合は内訳を記入)	作業状況	
		進捗状況	終了(見込) 時間			進捗状況	終了(見込) 時間
山形県総合運動公園 (関連用地含む)	天童市	点検終了	1 2 時 4 5 分	異常なし	園路陥没L=1.5m バリアケードにて立入禁止措置	作業終了	1 3 時 3 0 分
西蔵王公園	山形市	点検中	1 3 時 3 0 分	異常なし		作業中	時 分
悠創の丘	山形市	点検終了	1 2 時 4 5 分	異常なし		作業中	時 分
健康の森公園	山形市	点検終了	1 2 時 5 5 分	異常なし		作業中	時 分
県民ふれあい公園	山形市	点検終了	1 2 時 4 0 分	異常なし		作業中	時 分
駅西緑地	山形市	点検終了	1 2 時 5 0 分	異常なし		作業中	時 分
ミュージアムパーク	山形市	点検終了	1 2 時 5 5 分	異常なし		作業中	時 分

体制	事由		解除
	地区	事由	
	山形	大雨警報	
	天童	大雨警報	

※該当する欄に数値を記入又は○で囲む。  
 ※報告は、毎正時と変化のあった場合。(点検、作業終了時等)  
 ※時間は24時間で記入すること。(午後6時→18時)  
 ※被災状況により一般通信回線不通の場合は、上記内容を防災無線にて報告する。

第 村山総合支庁西庁舎管内

報 施設点検報告

〇〇年〇〇月〇〇日

0:00

現在

総括職員	〇〇 〇〇	連絡担当職員	〇〇 〇〇
------	-------	--------	-------

公園・広場名称	市町村	点検状況		被害の有無		被災箇所・施設対策状況 (詳細は別途様式で報告。複数 有る場合は内訳を記入)	作業状況	
		進捗状況	終了(見込)時間	異常なし	被災あり		進捗状況	終了(見込)時間
最上川ふるさと総合公園	寒河江市	点検終了	点検中	異常なし	被災あり		作業終了	作業中
弓張平公園	西川町	点検終了	点検中	異常なし	被災あり		作業終了	作業中

体制	地区	事由	解除
	寒河江		
	西川		

※該当する欄に数値を記入又は○で囲む。  
 ※報告は、毎正時と変化のあった場合。(点検、作業終了時等)  
 ※時間は24時間で記入すること。(午後6時→18時)  
 ※被災状況により一般通信回線不通の場合は、上記内容を防災無線にて報告する。

# 最上総合支庁管内 第 報 施設点検報告

〇〇年〇〇月〇〇日 〇:〇〇 現在

総括職員 〇〇 〇〇	連絡担当職員 〇〇 〇〇	
---------------	-----------------	--

公園・広場名称	市町村	点検状況		被害の有無		被災箇所・施設対策状況 (詳細は別途様式で報告。複数 有る場合は内訳を記入)	作業状況	
		進捗状況	終了 (見込) 時間	異常なし	被災あり		進捗状況	終了 (見込) 時間
最上中央公園	新庄市	点検終了	時 分				作業終了	時 分

体制	地区	解除
	新庄	

※該当する欄に数値を記入又は○で囲む。  
 ※報告は、毎正時と変化のあった場合。(点検、作業終了時等)  
 ※時間は24時間で記入すること。(午後6時→18時)  
 ※被災状況により一般通信回線不通の場合は、上記内容を防災無線にて報告する。

# 第 庄内空港事務所 報 施設点検報告

〇〇年〇〇月〇〇日 0:00 現在

総括職員	〇〇 〇〇	連絡担当職員	〇〇 〇〇
------	-------	--------	-------

公園・広場名称	市町村	点検状況		被害の有無		被災箇所・施設対策状況 (詳細は別途様式で報告。複数 有る場合は内訳を記入)	作業状況		
		進捗状況	終了(見込)時間				進捗状況	終了(見込)時間	
		点検終了	点検中	異常なし	被災あり		作業終了	作業中	
庄内空港緩衝緑地	鶴岡市 酒田市								

体制	地区 事由	解除

※該当する欄に数値を記入又は○で囲む。  
 ※報告は、毎正時と変化のあった場合。(点検、作業終了時等)  
 ※時間は24時間で記入すること。(午後6時→18時)  
 ※被災状況により一般通信回線不通の場合は、上記内容を防災無線にて報告する。

# 施設点検報告

公園・広場名：山形県総合運動公園

所 属	株式会社〇〇建設	連絡先	連絡担当者	連絡担当者	連絡担当者又は点検担当者携帯電話
連絡担当者	不在の時は「未」を記入	点検者（代表）	随時連絡の取れる担当	4人	点検体制
					2人/組で
					2班

報告時間	点検状況		被害の有無	被災箇所・施設対策状況 (詳細は別途様式で報告。複数 有る場合は内訳を記入)	作業状況	
	進捗状況	終了（見込）時間			進捗状況	終了（見込）時間
12時 00分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中
12時 45分	点検終了	点検中	異常なし	園路陥没し≒1.5m バリケードにて立入禁止措置	作業終了	作業中
13時 00分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中
13時 30分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中
時 分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中
時 分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中
時 分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中
時 分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中
時 分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中
時 分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中
時 分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中
時 分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中
時 分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中
時 分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中
時 分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中
時 分	点検終了	点検中	異常なし		作業終了	作業中

体制解除日時

- ※1 該当する欄に数値を記入又は○で囲む。
- ※2 報告は、毎正時と変化のあった場合。（点検、作業終了時等）
- ※3 時間は24時間で記入すること。（午後6時→18時）
- ※4 被災状況により一般通信回線不通の場合は、上記内容の記録に努める。
- ※5 点検状況等により、毎正時に様式での報告ができない場合は、上記内容を電話で報告する。（民間協定業者の毎正時報告は指定管理者へ行う。）

# 災害協定に基づく点検・応急対策報告書

<p>県からの出動要請</p>	
<p>災害協定に基づく点検・応急対策の出動基準</p>	<p>県からの出動要請があった日時</p>
<p>連絡者：(県側)</p>	<p>年 月 日 時 分</p>
<p>連絡者：(県側)</p>	<p>(協定業者側)</p>

## 公園・広場名：

会社名	株式会社〇〇建設			連絡先	
連絡担当者	点検者(代表)	人	点検体制	人/組で	班

報告時間	点検状況		被害の有無	被災箇所・応急対策状況 (詳細は別途様式で報告。複数有る場合は内訳を記入)	進捗状況		応急対策
	進捗状況	終了(見込)時間			進捗状況	終了(見込)時間	
時 分	点検終了	点検中	異常なし	被災あり	作業終了	作業中	時 分
時 分	点検終了	点検中	異常なし	被災あり	作業終了	作業中	時 分
時 分	点検終了	点検中	異常なし	被災あり	作業終了	作業中	時 分
時 分	点検終了	点検中	異常なし	被災あり	作業終了	作業中	時 分
時 分	点検終了	点検中	異常なし	被災あり	作業終了	作業中	時 分
時 分	点検終了	点検中	異常なし	被災あり	作業終了	作業中	時 分

体制解除日時	
災害協定に基づく点検・応急対策の証明欄	証明年月日
	所 属
	職 氏 名 <span style="float: right;">(印)</span>

※この証明は建設工事入札参加資格の審査時に「災害時の対応」評価に活用されます。

- ※1 該当する欄に数値を記入又は○で囲む。
  - ※2 報告は、毎正時と変化があった場合。(点検、作業終了時等)
  - ※3 時間は24時間で記入すること。(午後6時→18時)
  - ※4 被災状況により一般通信回線不通の場合は、上記内容の記録に努める。
  - ※5 点検状況等により、毎正時に様式での報告ができない場合は、上記内容を電話で報告する。(民間協定業者の毎正時報告は指定管理者へ行う。)
  - ※6 民間業務協定業者は、点検・応急対策の出動要請があった時は、災害協定に基づく点検・応急対策を実施する。
  - ※7 民間業務協定業者への出動要請は、各総合支庁の課長、主幹、課長補佐又は課長の指示を受けた者が行う。
  - ※8 民間業務協定業者は、点検・応急対策及び報告にあたっては、「県土整備部緊急・応急復旧マニュアル」により実施する。
  - ※9 民間業務協定業者は、点検・応急対策が完了した時は、直ちに報告書を作成し、各総合支庁又は空港事務所に提出する(被害の有無にかかわらず対象施設ごとに1枚程度の点検状況写真を添付する。被害があった場合は被害状況写真も添付する。)
- 報告を受けた各総合支庁又は空港事務所の課長、主幹又は課長補佐は、証明欄を記入し、その写しを民間業務協定業者へ渡す。

# 公園・広場被災状況及び復旧（予定）対策報告書

月 日 時現在 第 報

公園・広場名	施設名
報告者所属	報告者職氏名
【被災位置、状況、図面、写真等：内容自由】	
【規制、措置の内容】	

※被災状況、規制、復旧対策等についての報告内容は上記を標準とするが、緊急時は、内容が分かれば、記入方法、報告手段等は問わない。（例：広告用紙裏面に手書きでよい）



# 県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル

## 第3章 下水道編

### 目次

第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（下水道）	III-2
1	災害発生時の報告内容	
2	参集基準	
第2	緊急点検マニュアル	III-6
1	適用	
2	調査点検	
3	地震発生時の点検調査フロー	
4	地震発生時の点検調査マニュアル	
5	風水害に対する対応手順	

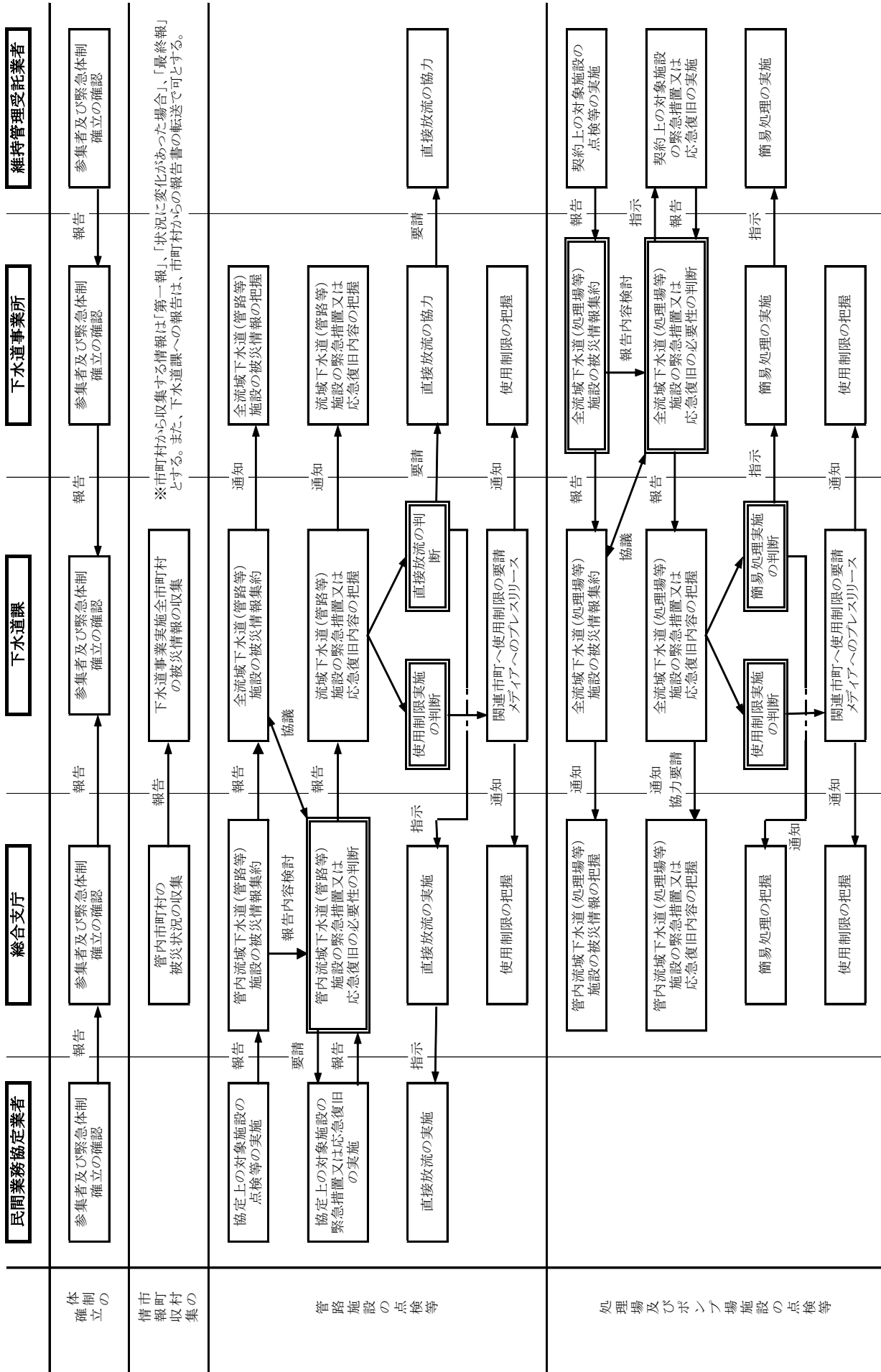
# 第1 緊急点検・応急復旧に係る報告関係（下水道）

## 1 災害発生時の報告内容

区分	下水道課	総合支庁建設部	下水道事業所	民間業務協定業者
災害対策警戒班 第2次配備体制	<p>① 当番の職員は下水道課に参集し、総合支庁・下水道事業所から初動体制、点検結果、被災状況等の報告を受け、管理課へ報告する。なお、地震の場合は県内の全事業実施市町村の被災情報を収集する。<sup>(※1)</sup></p> <p>② 地震の場合は、山形、村山及び置賜処理区の河川占用許可工作物の点検等を実施し、所管する山形河川国道事務所の出先事務所に報告する。</p> <p>③ 総合支庁情報を下水道事業所へ、下水道事業所情報を総合支庁へ通知する。</p> <p>④ 下水道の使用制限が必要と判断した場合は、プレスリリースの投げ込み及び関係市町へ協力依頼するとともに、総合支庁及び下水道事業所に通知する。</p> <p>⑤ 処理場での簡易処理による放流及び管路施設からの公共用水域への直接放流が必要と判断した場合は、下水道事業所及び総合支庁に指示するとともに関係機関（河川管理者、県環境部局、水道事業者等）に報告する。</p> <p>⑥ 被災の程度が公共土木施設災害復旧事業に該当すると思われる場合は、砂防・災害対策課に報告するとともに、国土交通省東北地方整備局都市・住宅整備課に報告する。</p>	<p>① 当番の職員は各総合支庁に参集し、管内の被災情報を収集する。</p> <p>② 流域下水道管路等施設の点検等を実施する。（必要に応じ、民間業務協定業者に出動を要請する。）</p> <p>③ 各市町村及び民間業務協定業者からの点検等の結果を受け、下水道課に報告する。</p> <p>④ 流域下水道管路等施設について、緊急措置又は応急復旧が必要と判断した場合は、民間業務協定業者に対処を要請するとともに下水道課に報告する。</p> <p>⑤ 民間業務協定業者から流域下水道管路等施設の緊急措置又は応急復旧の結果報告を受けた時は、下水道課に報告する。</p>	<p>① 当番の職員は山形浄化センターに参集し、各浄化センターの運転管理受託業者に対し処理場及びポンプ場施設の点検等を指示する。</p> <p>② 運転管理受託業者からの点検等の結果を下水道課および総合支庁に報告する。</p> <p>③ 処理場及びポンプ場施設について、緊急措置又は応急復旧が必要と判断した場合、運転管理受託業者に対処を指示するとともに下水道課に報告する。</p> <p>④ 処理場及びポンプ場の被災または停電の長期化等により、下水道の使用制限が必要と判断した場合は、下水道課と協議する。</p> <p>⑤ 簡易処理による放流が必要と判断した場合は、下水道課と協議する。</p> <p>⑥ 公共土木施設災害復旧事業に該当する場合同等被害が大きく、下水道課又は総合支庁が調査を行う場合は協力して行う。</p>	<p>《建設業協会》</p> <p>① 総合支庁から要請があった場合は、直ちに点検等を行い、結果を総合支庁に報告する。</p> <p>② 緊急措置又は応急復旧が必要と判断した場合は、総合支庁に報告し指示を受ける。</p> <p>《運転管理受託業者》</p> <p>① あらかじめ定める2名以上の従業員は浄化センターに参集し、施設の運転状況の確認及び点検等を行い、結果を下水道事業所に報告する。</p> <p>② 緊急措置又は応急復旧が必要と判断した場合は、下水道事業所に報告し指示を受ける。</p>
	第3次配備体制	<p>① 全職員は下水道課に参集し、総合支庁・下水道事業所から初動体制、点検結果、被災状況等の報告を受け、管理課へ報告する。なお、地震の場合は県内の全事業実施市町村の被災情報を収集する。</p> <p>②～⑤ 第2次配備体制と同じ</p> <p>⑥ 被災状況の程度に関わらず、東北地方整備局都市・住宅整備課に状況報告し、施設に重大な被害が発生又は発生する恐れがある場合は、砂防・災害対策課の他に、国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課へも報告する。</p>	<p>① 全職員は各総合支庁に参集し、管内の被災情報を収集する。なお、地震の場合は下水道課からの指示により、管内の事業実施市町村の被災情報も併せて収集する。</p> <p>②～⑤ 第2次配備体制と同じ。</p>	<p>① 全職員は山形浄化センターに参集し、各浄化センターの運転管理受託業者に対し、点検等を指示する。</p> <p>②～⑥ 第2次配備体制と同じ。</p>

※1：山形県として、市町村下水道も含めて、他道県市への支援要請を判断する必要があるため。（「県土整備部に係る災害時応急対応関係」欄参照。）

【災害発生時報告系統図】



## 2 参集基準

### (1) 対象災害区分

下水道施設の被災原因としては、地震（地震に起因する津波を含む）、風水害（河川増水及び流入水増加）及び停電が想定される。

### (2) 参集基準

#### ア 地震時

	点検等対象範囲※1	第2次配備体制	第3次配備体制
下水道課	県内の全下水道施設	県内で震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるとき（※2）	県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき
総合支庁	管内の全下水道施設（公共下水道については情報収集のみ）	管内で震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるとき（※2）	管内で震度5弱以上の地震が観測されたとき
下水道事業所	流域下水道全施設	流域下水道施設が所在する市町のいずれかで震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるとき（※2）	流域下水道施設が所在する市町のいずれかで震度5弱以上の地震が観測されたとき
維持管理受託業者	契約上の対象施設	契約上の対象施設が所在する市町のいずれかで震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるとき（※2）	契約上の対象施設が所在する市町のいずれかで震度5弱以上の地震が観測されたとき
民間業務協定業者（建設業協会）	協定上の対象施設	総合支庁からの要請に基づく	協定上の対象施設が所在する市町のいずれかで震度5弱以上の地震が観測されたとき

※1 点検等対象施設の詳細については「第2 緊急点検マニュアル 2調査点検 (3) 点検対象施設」に記載する。

※2 震度4の地震が観測され災害が発生するおそれがあるときとは、直前（概ね1ヶ月以内）に震度5弱以上の地震が発生しているときや直前（概ね1ヶ月以内）に発生した地震等の原因により既に施設が被災しているときなどである。

### イ 河川増水時（内水はん濫を含む）

	点検等対象範囲	第2次配備体制	第3次配備体制
下水道課	流域下水道全施設	<b>【山形処理区】</b> ①最上川長崎水位観測所の水位が避難判断水位（15.50m） <sup>※2</sup> を超過したとき ②須川鮎洗水位観測所の水位が避難判断水位（15.90m）を超過したとき。 <b>【村山処理区】</b> ①最上川下野水位観測所の水位が避難判断水位（16.20m）を超過したとき。 <b>【置賜処理区】</b> ①最上川糠野目水位観測所の水位が避難判断水位（12.90m）を超過したとき <b>【庄内処理区】</b> ①京田川十五軒水位観測所の水位が避難判断水位（5.10m）を超過したとき	堤防の破堤または内水はん濫等により浄化センターまたは中継ポンプ場敷地内が浸水したとき
総合支庁	管内の流域下水道施設		
下水道事業所	流域下水道全施設		
維持管理受託業者	契約上の対象施設		
民間業務協定業者（建設業協会）	協定上の対象施設		

※2 避難判断水位：住民の避難の参考となる水位であり、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

### ウ 流入水増加時

	点検等対象範囲	第2次配備体制	第3次配備体制
下水道課	流域下水道全施設	ポンプ全台数を運転しても管渠内の水位が低下せず、沈砂池の浸水またはマンホールからの溢水が予見されるとき <sup>※3</sup>	①沈砂池が浸水したとき <sup>※3</sup> ②流域幹線のマンホールから広範囲に溢水したとき <sup>※3</sup> ③大雨特別警報が発令されたとき
総合支庁	管内の流域下水道施設	下水道課からの要請を基本とするが、下水道事業所からの情報提供等により流域幹線のマンホールから溢水が予見されるとき	①下水道課からの要請を基本とするが、下水道事業所からの情報提供等により流域幹線のマンホールから溢水したとき ②管内に大雨特別警報が発令されたとき
下水道事業所	流域下水道全施設	独自の緊急対応マニュアルによる	独自の緊急対応マニュアルによる
維持管理受託業者	契約上の対象施設		
民間業務協定業者（建設業協会）	協定上の対象施設	総合支庁からの要請に基づく	総合支庁からの要請に基づく

※3 下水道事業所からの報告を受け緊急配備体制に移行する。

## エ 停電<sup>※4</sup>

	点検等対象範囲	第2次配備体制	第3次配備体制
下水道課	流域下水道全施設	①センター及び中継ポンプ場において、自家発電設備の燃料調達が困難となり運転継続に支障を及ぼすことが予見されるとき <sup>※4</sup> ②マンホールポンプ施設において、停電が長時間に亘り発電機やバキューム車による対応が追いつかず、マンホールからの溢水が予見されるとき <sup>※4</sup>	①自家発電設備の故障により、発電機の運転ができないとき <sup>※4</sup> ②燃料不足により自家発電設備の運転ができないとき ③砂池が浸水したとき ④域幹線のマンホールから溢水したとき <sup>※4</sup>
総合支庁	管内の流域下水道施設	下水道課からの要請に基づく	下水道課からの要請に基づく
下水道事業所	流域下水道全施設	独自の緊急対応マニュアルによる	独自の緊急対応マニュアルによる
維持管理受託業者	契約上の対象施設		
民間業務協定業者 (建設業協会)	協定上の対象施設	総合支庁からの要請に基づく	総合支庁からの要請に基づく

※4 下水道事業所からの報告を受け緊急配備体制に移行する。

## 第2 緊急点検マニュアル

### 1 適用

このマニュアルは、第2次配備体制以上の災害が発生した場合に、緊急点検や応急復旧を速やかに実施し下水道施設の機能確保や安全性の確保を図るために必要な、県（県下水道課及び総合支庁）、（公財）山形県建設技術センター下水道事業所及び民間業務協定業者（建設業協会）が行う作業内容を定めたものである。

### 2 調査点検

#### (1) 初動体制

##### ア 下水道課

災害発生後直ちに、職員参集システム又は自主的に警戒態勢の発令を確認し、定められた職員は速やかに課内に参集する。

参集した職員は、災害の規模及び範囲を確認するとともに下水道施設の被災状況の情報を収集する。

##### イ 総合支庁

下水道課からの連絡又は自主的に得た情報を基に、定められた職員は速やかに支庁舎に参集する。

各総合支庁建設部では参集した人員から総括責任者と連絡責任者、及びパトロール班を編成する。また、必要に応じて民間協定業者に出動を依頼する。

##### ウ 下水道事業所

下水道課からの連絡又は自主的に得た情報を基に、定められた職員は速やかに山形浄化センターに参集する。

参集した職員は、処理場及びポンプ場施設の被災状況を確認する。

## エ 民間業務協定業者（建設業協会）

自主的に人員を集め、予め定められた区間の管路施設の調査点検業務を行う。

### （２）報告

表-1及び表-2に示す時点、経路及び様式等により報告を行うものとする。また、報告はFAX又は電子メール<sup>※5</sup>を基本とし、着信または受信確認を心がける。

表-1 災害発生後における連絡経路・手段等

時 点	連絡経路・連絡手段	内 容
職員参集時	管理課 ←〈口頭〉→ 下水道課 ←〈電話〉→ 各総合支庁等 <sup>※6</sup>	状況の確認 連絡先の通知
点検開始時	各総合支庁等 →〈様式1〉→ 下水道課 下水道課 →〈様式4-1～4〉→ 管理課	初動体制報告
被災確認時	各総合支庁等 →〈様式3〉→ 下水道課 →〈様式3〉→ 管理課 各総合支庁等 →〈山形県防災情報システムに入力〉	被災箇所
毎 正 時 【毎正時ルール】	各総合支庁等 →〈様式1〉→ 下水道課 下水道課 →〈様式4-1～4〉→ 管理課	全情報（被害なし情報も）
点検完了時	各総合支庁等 →〈様式-1〉→ 下水道課 下水道課 →〈様式4-1～4〉→ 管理課	全情報（被害なし情報も）
体制解除時	各総合支庁等 →〈様式1〉→ 下水道課 下水道課 →〈様式4-1～4〉→ 管理課	解散時（応急工事の 必要がない場合）

※5 下水道課 ファクシミリ：023-624-4755 電子メール：ygesuido@pref.yamagata.jp

※6 各総合支庁等には下水道事業所を含む

表-2 災害発生後における連絡経路・手段等（民間業務協定業者と各総合支庁間）

時 点	連絡経路・連絡手段	内 容
パト出発時	民間業務協定業者 ←〈電話又は様式2〉→ 各総合支庁	状況の確認 連絡先の通知 初動体制報告
被災確認時	民間業務協定業者 →〈電話又は様式2〉→ 各総合支庁	被災箇所 規制報告 点検進捗状況
点検の進捗に 応じて随時	民間業務協定業者 →〈電話又は様式2〉→ 各総合支庁	全情報（点検の進捗状況及 び被害なし情報も報告）
点検完了時	民間業務協定業者 →〈電話又は様式2〉→ 各総合支庁	全情報（被害なし情報も）
体制解除時	民間業務協定業者 →〈電話又は様式2〉→ 各総合支庁	解散時（応急工事の必要が ない場合）

### (3) 点検対象施設

各施設の点検・調査箇所の分掌は表-3のとおりとする。

表-3 点検・調査箇所分掌

施設 (箇所数)		総合支庁 (民間協定業者)				下水道事業所 (維持管理受託業者)
		村山	北村山	置賜	庄内	
山形区	浄化センター(1)					○
	中継ポンプ場(1)					○
	マンホールポンプ場(1)					○
	幹線流量計(8)					○
	人孔 <sup>※7</sup> ・管渠・水管橋	○				△
村山区	浄化センター(1)					○
	中継ポンプ場(3)					○
	マンホールポンプ場(12)					○
	幹線流量計(5)					○
	人孔 <sup>※7</sup> ・管渠・水管橋		○			△
置賜区	浄化センター(1)					○
	中継ポンプ場(1)					○
	マンホールポンプ場(1)					○
	幹線流量計(4)					○
	人孔 <sup>※7</sup> ・管渠・水管橋			○		△
庄内区	浄化センター(1)					○
	中継ポンプ場(1)					○
	マンホールポンプ場(16)					○
	幹線流量計(4)					○
	人孔 <sup>※7</sup> ・管渠・水管橋				○	△

※7 マンホールポンプ設備及び幹線流量計設備用人孔については、総合支庁が路面上からの目視点検を実施し、下水道事業所が設備点検に併せ内部状況の確認を実施する。



### 3 地震発生時の点検調査フロー

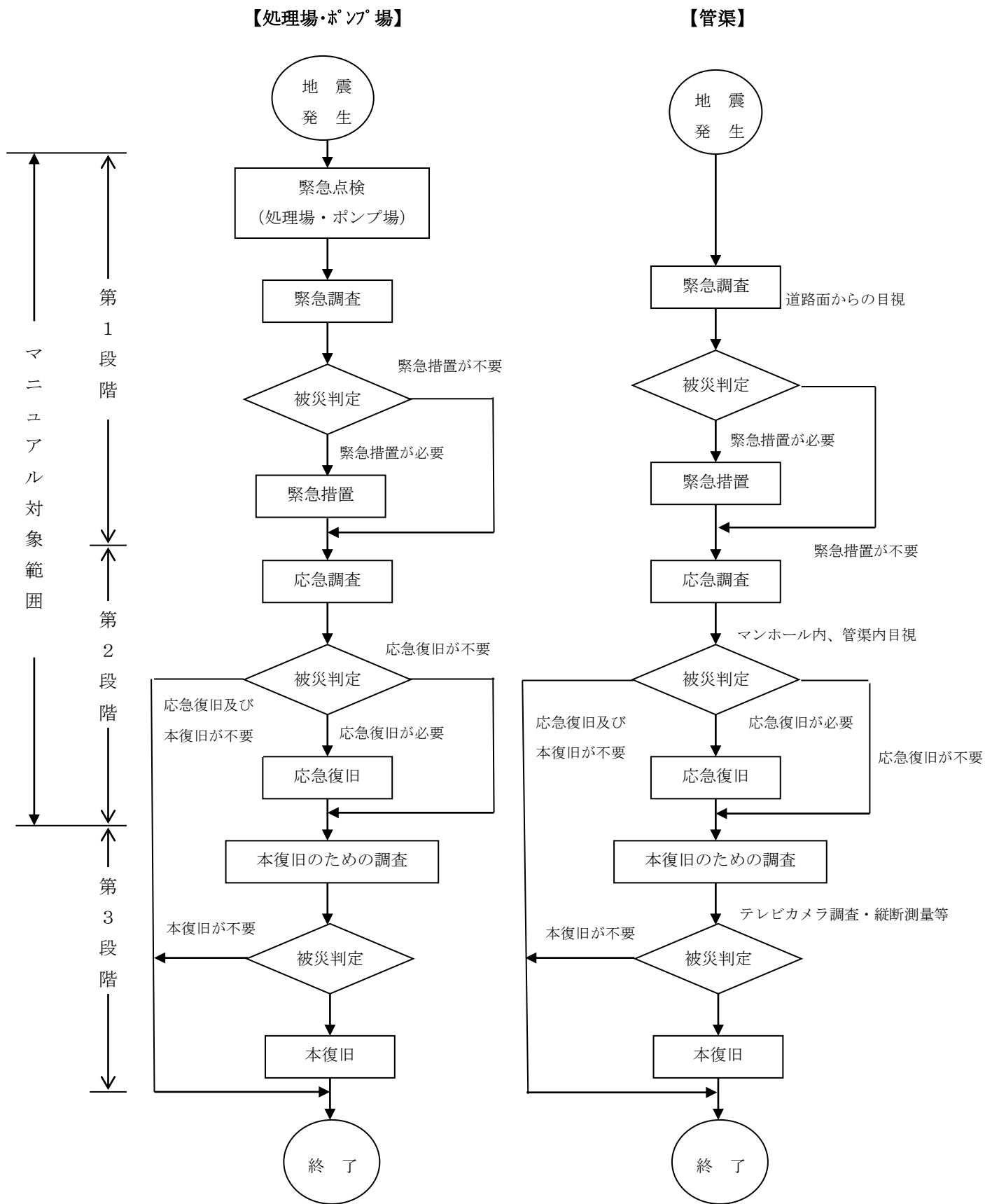


図-1 地震発生時の点検調査フロー

#### 4 地震発生時の点検調査マニュアル

物的被害に直接つながる地震発生時における点検調査の具体的マニュアルを以下に示す。

##### (1) 管 渠

<b>第1段階《緊急調査》</b>	
調 査 目 的	被害の拡大及び二次災害の防止
調査開始時期	地震発生直後
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地表からの目視</li> <li>・ 下水道本来の機能よりも道路、周辺施設等への影響を見る</li> </ul>
調査箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全マンホール、管渠</li> </ul>
調査器材	台帳図、カメラ、懐中電灯、無線機、黒板、チョーク、ポール、テープ等
調査の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンホールからの汚水のあふれの有無</li> <li>・ マンホール及び管渠が埋設された路面の異常の有無</li> <li>・ マンホール蓋、蓋受枠の異常の有無</li> </ul>
緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬式ポンプ及びバキューム車等による仮排水</li> <li>・ バリケード、マーカーライト、規制標識等の設置</li> <li>・ 土のう、砂利等による路面のすりつけ</li> <li>・ 固形塩素剤の投入</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道管理者へ下水道使用制限及び道路管理者へ通行規制を依頼する</li> </ul>

<b>第2段階《応急調査》</b>	
調 査 目 的	下水道の機能的な被害程度及び構造的な被害程度の把握
調査開始時期	緊急調査終了次第
調 査 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンホール内及び管渠内を目視</li> <li>・ マンホール内及び管渠内に入る場合は、酸素濃度、硫化水素濃度、有毒ガスの有無等を確認する</li> </ul>
調 査 箇 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急調査等の結果、応急工事を行う必要があると判断した箇所</li> </ul>
調 査 機 材	台帳図、カメラ、懐中電灯、無線機、黒板、チョーク、ポール、テープ等 酸素濃度測定器、硫化水素測定器、ガス検知器、手鏡、マンホール開閉器、送風機、命綱、安全帯、金属探知機、投光器保安施設（バリケード、セーフティコーン、規制標識、手旗等）等
調 査 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンホール、管渠等管路施設の被害の有無</li> <li>・ 下水の排除能力の低下の有無</li> <li>・ 処理場、ポンプ場への下水流入状況の異常の有無</li> <li>・ 下水道への危険物(ガス、石油等)の流入の有無</li> </ul>
応 急 復 旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬式ポンプ及びバキューム車等による仮排水</li> <li>・ バリケード、マーカーライト、規制標識等の設置</li> <li>・ 土砂の浚渫</li> <li>・ 固形塩素剤の投入</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道管理者へ下水道使用制限及び道路管理者へ通行規制を依頼する</li> <li>・ 火気使用禁止の呼びかけ</li> </ul>

## (2) 処理場・ポンプ場

<b>第1-1段階《緊急点検》</b>	
点 検 目 的	人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保
点 検 開 始 時 期	地震発生直後
点 検 箇 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機械設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災及び爆発の恐れのある設備</li> <li>・劇薬を扱っている設備</li> <li>・その他（流入・放流ゲート等）</li> </ul> </li> <li>○電気設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央監視設備等</li> <li>・火災の恐れのある設備</li> <li>・漏洩により火傷等の二次災害を引き起こす恐れのある設備</li> <li>・防災設備</li> </ul> </li> </ul>
緊 急 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元弁の完全閉止</li> <li>・機器の運転停止</li> <li>・その他必要な措置</li> </ul>

<b>第1-2段階《緊急調査》</b>	
点 検 目 的	被害状況の概要把握と、大きな機能障害につながる二次災害の未然防止
調 査 開 始 時 期	緊急点検終了後
調 査 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視（外観点検）等による</li> <li>・全体の把握に努める</li> <li>・軽微な被害にとらわれない</li> <li>・機能に重大な影響を与える可能性のある被害に着目する</li> </ul>
調 査 箇 所	・処理場、全ポンプ場、全マンホールポンプ場
調 査 機 材	管渠調査（緊急及び応急調査）に示すもの 緊急調査票（チェックリスト）、施設平面図、検電器、絶縁手袋、送電禁止標識等
調 査 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土木・建築               <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラック、ジョイント・開口部等の異常による機能維持の可否</li> <li>・下水や汚泥の流出等</li> </ul> </li> <li>○機械・電気               <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備・機器の傾斜、転倒による機能維持の可否</li> <li>・配管・バルブ等の破損による漏洩等</li> </ul> </li> </ul>
緊 急 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所立ち入り禁止規制</li> <li>・設備・機器等の運転停止等</li> <li>・自家用発電機の稼動（電力側停電時）</li> <li>・漏洩個所のシール、弁等の閉止</li> <li>・水路の仮締切</li> <li>・可搬式ポンプによる揚水</li> <li>・被害施設への送水・送泥の中止</li> <li>・その他必要な措置</li> </ul>
そ の 他	・公共下水道管理者へ下水道使用制限を依頼する

<b>第2段階《応急調査》</b>	
調査目的	暫定的な機能回復を目的として行う
調査開始時期	緊急調査終了後
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視による被害の観測</li> <li>・メジャー等による簡単な計測</li> <li>・カメラ等による被害状況の記録</li> </ul>
調査箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急調査等により判明した被害箇所</li> <li>・機能的に重要度の高い設備</li> </ul>
調査機材	管渠調査（緊急及び応急調査）に示すもの 緊急調査票(チェックリスト)、施設平面図、検電器、絶縁手袋、送電禁止標識等
調査の内容	処理場・ポンプ場機能の確保（特に、汚水排除機能及び消毒機能を優先）を目的に、さらに詳細に被害状況を調査する
応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏水箇所のコーキング</li> <li>・仮配管の布設</li> <li>・固形塩素剤の投入</li> <li>・仮設配線・臨時灯の設置</li> <li>・暫定通路の設置</li> <li>・その他必要な措置</li> </ul>
その他	・公共下水道管理者へ下水道使用制限を依頼する

《参 考》

表-4 下水道施設の被害形態の例示

	施設の区分	被害形態
管路施設	管 渠	<input type="checkbox"/> 目地・継ぎ手の離れ、開き、ずれ、破損 <input type="checkbox"/> パッキンの外れ、目地材の離脱 <input type="checkbox"/> 管体の亀裂、破裂、蛇行、浮上 <input type="checkbox"/> 取付け管の突き出し <input type="checkbox"/> 土砂堆積 <input type="checkbox"/> 浸入水
	マンホール	<input type="checkbox"/> 蓋・蓋受枠のずれ、破損 <input type="checkbox"/> 斜壁・直壁の輪線のずれ、目地破壊、亀裂、破壊 <input type="checkbox"/> 壁立上がり・底版・インバートの亀裂、破損 <input type="checkbox"/> マンホールへの本管の突出し <input type="checkbox"/> マンホールと本管の接続部の亀裂 <input type="checkbox"/> マンホール本体の浮上 <input type="checkbox"/> 土砂堆積 <input type="checkbox"/> 浸入水
ポンプ場・処理場	構造物 建築物	<input type="checkbox"/> 壁・スラブのひびわれ発生・漏水 <input type="checkbox"/> 不同沈下 <input type="checkbox"/> エキスパンションジョイント部のズレ <input type="checkbox"/> 備品・工具類の転倒、破損 <input type="checkbox"/> 二次部材（内外装材、建具等）の損傷、脱落 <input type="checkbox"/> 主要部材（柱、梁等）の損傷、亀裂
	機械設備	<input type="checkbox"/> 機器と配管接続部のズレ <input type="checkbox"/> エキスパンションジョイント部のズレ <input type="checkbox"/> 配管類の破損 <input type="checkbox"/> 油・薬液・ガス等の漏洩 <input type="checkbox"/> 機器と基礎のズレ <input type="checkbox"/> 塔状装置類（高架水槽等）の転倒、落下 <input type="checkbox"/> 薬液タンク・ガスポンプ等の転倒 <input type="checkbox"/> 機器と電動機の軸接続部のヒズミ
	電気設備	<input type="checkbox"/> 停 電 <input type="checkbox"/> 盤の傾き、ズレ <input type="checkbox"/> 機器と基礎のズレ <input type="checkbox"/> ケーブルの損傷 <input type="checkbox"/> 器具（電灯、感知器等）の脱落、破損

## 5 風水害に対する対応手順

### (1) 全般

#### ア 気象情報等の収集

降雨情報、河川水位情報、洪水情報、台風情報、落雷情報、避難情報等を随時収集する。

#### イ 浸水対応資機材の事前確認

排水ポンプ車及び水中ポンプ、可搬式発電機等の排水用機器の動作確認、土嚢、バリケード等の安全機材について保管場所及び数量の確認を行う。

### (2) 河川水位の上昇

#### ア 放流口付近の河川計画高水位と場内敷地レベル等の把握

河川計画高水位と場内敷地レベル及び処理施設水位レベル等を把握し、バックウォーターの影響も考慮したうえで下水処理水の放流可能な河川水位の見極めを行う。

表-5 水位関係一覧表 (TPM)

施設名	河川計画高水位	計画地盤高	塩素混和池高水位	塩素混和池スラブ高	最終沈殿池高水位	最終沈殿池スラブ高
山形浄化センター	87.780	87.400	87.688	88.250	88.406	89.400
村山浄化センター	85.348	83.000	83.670	84.600	84.110	85.400
置賜浄化センター	211.067	211.400	210.950	212.600	211.300	212.800
庄内浄化センター	6.612	6.700	7.143	8.300	8.196	9.190

#### 【摘要】

- ・山形浄化センターは河川計画高水位が計画地盤高よりも0.37m高いが、塩素混和池スラブ高よりも低いことから下水処理水の放流阻害や河川水の逆流による場内冠水はない。
- ・村山浄化センターは、河川計画高水位が塩素混和池スラブ高よりも0.748m高いことから、河川水が逆流して塩素混和池から噴出し処理場内が冠水することか想定される。
- ・置賜浄化センターは河川計画高水位より計画地盤高が高いことから、場内への河川水の逆流の心配はない。
- ・庄内浄化センターは河川計画高水位より計画地盤高が高いことから、場内への河川水の逆流の心配はない。

#### イ 放流ゲートの閉止措置（通常水位～計画高水位）

原則、放流ゲートの閉止は行わないが、村山浄化センターに限っては河川水位が塩素混和池スラブ高を超えるような状況に至った場合には放流ゲートを閉止する。放流ゲート閉止措置に当たっては、河川管理者に報告するとともに、関連市町に対し下水道の使用停止の要請を行う。

#### ウ 放流ゲートの閉止措置（放流水逆流時）

原則、放流ゲートは閉止する。河川水位にかかわらず放流ゲートから逆流がみとめられた場合、放流ゲートを閉止する。放流ゲート閉止措置に当たっては、河川管理者に報告するとともに、関連市町に対し下水道の使用停止の要請を行う。

### (3) 流入水量の増加

#### ア 流入水量等の監視

幹線流量計及びポンプ井水位計等により、処理場及びポンプ場への流入水量及び管渠内の急激な上昇の有無について監視を行う。

#### イ 処理場での対応

処理場及びポンプ場への流入水量の増加が予見される場合は、事前にポンプの運転台数を増加し管渠内の水位を下げ、管渠内貯留量に余裕を持たせる。

ポンプ井水位が沈砂池室スラブ高を超える恐れがある場合は、沈砂池室の浸水を防止する目的として、流入ゲート開度を制限する。

ポンプ運転台数の増大により、反応タンク内の活性汚泥が流出する恐れがある場合は、バイパス放流（沈殿＋消毒）を認める。なお、バイパス放流中は複数のサンプルを採取し放流水質（SS、COD、BOD、pH、大腸菌群数等）の分析を行う。

#### ウ マンホール溢水箇所の事前把握

雨水浸入等により管渠内の水位が上昇した場合において、流域下水道のマンホールから溢水しやすい箇所（以下「マンホール溢水箇所」という。）を事前に把握し、降雨時には要注意箇所として監視を強化する。

表－6 過去におけるマンホール溢水箇所

処理区	溢水マンホール	排水実施マンホール	排水先
山形処理区	天童市公共下水道接続点マンホール※8 (天童インター工業団地正面)	天童幹線 No.15 マンホール (幹線末端)	道路側溝→倉津川
	流域下水道山形天童幹線No. 2 マンホール (天童市今町地内)		道路側溝→倉津川
	流域下水道山形天童幹線No. 3, 4 マンホール (天童市窪野目地内)		道路側溝→倉津川
村山処理区	村山市公共下水道マンホール※8 (村山市中央二丁目警察官待機宿舎前)	村山幹線 No.21 マンホール (幹線末端：大沢川中継ポンプ場流入部)	大旦川→最上川
置賜処理区	流域下水道南陽高島幹線No. 19 マンホール (南陽市宮崎地内)	流域下水道南陽高島幹線No. 19 マンホール または 置賜浄化センター内マンホールポンプ棟	農業用排水路→最上川

※8 当該マンホールは公共下水道のため監視のみとする。

#### エ 緊急対応（山形処理区）

処理場への流入水量が揚水能力を超えた場合、山形・天童幹線No. 1 マンホール（処理場敷地内）から余剰分を貯留槽へ流下させ、貯留槽から排水ポンプ車で反応槽へ投入する。

#### オ 排水方法の事前確認

マンホール溢水箇所から排水する場合における排水手段（排水時に使用する機器等（水中ポンプ、可搬式発電機、バキューム車等）の調達方法を含む）及び排水先を事前に確認しておく。

#### カ 公共下水道管理者への情報提供

マンホールからの溢水が想定される場合は、流域下水道幹線に接続する公共下水道管理者に対し情報提供を行い、下水道使用に対する住民への注意喚起をお願いする。

#### キ 河川管理者等への報告

マンホール溢水箇所から河川、排水路、道路側溝等（以下「公共用水域等」という。）に排水する場合は、それぞれの管理者に対し下水を排水する旨を報告する。

#### ク 排水時の安全確保

マンホール溢水箇所からの排水作業を行う場合は、交通誘導員やバリケードを配置し通行者の 2 次災害を防止する。

#### ケ 排水水質の確認

マンホール溢水箇所から公共用水域等に排水する場合は、固形塩素等による消毒を行う。また、排水作業中の複数の排水サンプルを採取し水質（SS、COD、BOD、pH、大腸菌群数等）の分析を行う。

### (4) 暴風時

#### ア 停電への備え

暴風等の影響で電線が破断すること等により商用電源が消失した場合に備え、電気事業者との連絡系統を確立するとともに、非常用発電設備の管理（燃料管理を含む）を適切に実施する。

#### イ 通信回線途絶への備え

暴風等の影響でポンプ場遠方監視、マンホールポンプ場監視及び幹線流量計データ送信用の一般電話回線及び専用回線が途絶した場合に備え、通信事業者との連絡系統を確立する。

による《 施設》被害・応急対策報告

総合支庁 庁舎 課 第 報

年 月 日 時 分 現在

初動体制	総括責任者	連絡責任者	職員参集人数	人
点検 (パトロール) 体制	月 日 時 分 から	班編成で	に出発	
民間業務協定業者	社の出動を確認			

点検開始日時	点検完了日時	箇所名・施設名	位置	被害状況 程度	措置の要 不要	応急措置・使用制限等の措置状況	被災施設の 供用可否

※「被害状況」欄には、下記区分に基づき被害程度を併せて記入する。

- A：正常
- B：異常が認められるが、当面供用可能
- C：供用不可能であるが、軽微な復旧措置で供用可能
- D：供用不可能であり、大規模な復旧措置が必要
- E：放置すると危険

体制解除日時 年 月 日 時 分 体制解除



# 災害協定に基づく点検応急対策報告書

<b>災害協定に基づく点検・応急対策の 出動基準</b> ※1又は2を○で囲む。	<b>1. 震度5弱以上の地震観測</b> 体制が整い、出勤前に体制及び連絡先を県に連絡した日時 (災害の影響で電話不通の時は出動後に連絡の取れた日時) ： 年 月 日 時 分	<b>2. 県からの出動要請</b> 県からの出動要請があった日時： 年 月 日 時 分 連絡者：(県側) (協定業者側)
連絡者：(県側) (協定業者側)	連絡者：(県側) (協定業者側)	連絡者：(県側) (協定業者側)

## 〇〇〇〇〇〇〇〇〇による下水道管路施設緊急点検・応急対策簿

会社名： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_

開始日時	幹線名	区間	点検距離(km)	被害状況	程度	応急対策の状況	完了日時

※1 「程度」欄は、A：正常 B：異常が認められるが、当面供用可能C：供用不可能であるが、軽微な復旧措置で供用可能 D：供用不可能であり、大規模な復旧措置が必要 E：放置すると危険 を記入する。

※2 民間業務協定業者は、点検・応急対策の出動基準1又は2のとき、災害協定に基づく点検・応急対策を実施する。

※3 民間業務協定業者は、出動基準1のときは、体制が整い、出動する前に総合支庁に連絡し体制及び連絡先を報告する。ただし、災害の影響で電話不通により連絡できない場合は、出動後に連絡が可能となり次第、連絡するものとする。また、出動基準2のときは、出動要請は、各総合支庁の課長、主幹、課長補佐又は課長の指示を受けた者が行う。

※4 民間業務協定業者は、点検・応急対策及び報告にあたっては、「県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル」により実施する。

※5 民間業務協定業者は、点検・応急対策が完了した時は、直ちに報告書を作成し、各総合支庁に報告する（被害の有無にかかわらず対象区間ごとに1枚程度の点検状況写真を添付する。被害があった場合は被害状況写真も添付する。）。報告を受けた各総合支庁の課長、主幹又は課長補佐は、証明欄を記入し、その写しを民間業務協定業者へ渡す。

災害協定に基づく 点検・応急対応の 証明欄	証明年月日	年 月 日
	所 属	〇〇総合支庁〇〇課
	職 氏 名	印

※この証明は建設工事入札参加資格の審査時に「災害時の対応」評価に活用されます。

災害被災状況及び復旧(予定)対策報告書 第 報

年 月 日 時 分 現在

総合支庁名 課 名	課	報告者 職氏名		施設名	場所	
【被災位置, 状況, 凶面, 写真, 復旧予定】						
【特記事項】						

流域下水道（山形処理区）施設点検作業状況総括表（第 報）

年 月 日 時 分 現在

施設名称	点検状況		被害の有無		被災状況及び対応状況	作業状況		終了時刻
	進捗状況	終了時刻	有	無		進捗状況	終了時刻	
山形浄化センター	点検中	終了	有	無		作業中	終了	時 分
須川中継ポンプ場	点検中	終了	有	無		作業中	終了	時 分
山辺MHP場	点検中	終了	有	無		作業中	終了	時 分
幹線流量計	点検中	終了	有	無		作業中	終了	時 分
山形天童幹線	点検中	終了	有	無		作業中	終了	時 分
山寺天童幹線	点検中	終了	有	無		作業中	終了	時 分
山形山辺中山幹線	点検中	終了	有	無		作業中	終了	時 分
上山山形幹線	点検中	終了	有	無		作業中	終了	時 分

※ ①該当する欄に記載又は○で囲む ②時間は24時間で記載する

流域下水道（村山処理区）施設点検作業状況総括表（第 報）

年 月 日 時 分 現在

施設名称	点検状況				被害の有無	被災状況及び対応状況	作業状況	
	進捗状況		終了時刻				進捗状況	終了時刻
	点検中	終了	時 分	時 分				
村山浄化センター	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
最上川中継ポンプ場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
村山野川中継ポンプ場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
大沢川中継ポンプ場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
幹線流量計	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
横山第一MHP場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
横山第二MHP場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
来迎寺MHP場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
原中MHP場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
羽根沢MHP場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
小菅MHP場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
新田MHP場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
富並MHP場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
長島MHP場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
碁点第一MHP場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
碁点第二MHP場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
大久保MHP場	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
河北東根幹線	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
東根幹線	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
村山幹線	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分
尾花沢大石田幹線	点検中	終了	時 分	有	無	作業中	終了	時 分

※ ①該当する欄に記載又は○で囲む ②時間は24時間で記載する

流域下水道（置賜処理区）施設点検作業状況総括表（第 報）

年 月 日 時 分 現在

施設名称	点検状況			被害の有無	被災状況及び対応状況	作業状況		
	進捗状況	終了時刻	終了時刻			進捗状況	終了時刻	
置賜浄化センター	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
置賜最上川中継ポンプ場				無				
川西幹線 No. 1MH P 場								
川西幹線 No. 2MH P 場								
川西幹線 No. 3MH P 場								
幹線流量計								
南陽幹線								
南陽高畠幹線								
川西幹線								

※ ①該当する欄に記載又は○で囲む ②時間は 24 時間で記載する

流域下水道（庄内処理区）施設点検作業状況総括表（第 報）

年 月 日 時 分 現在

施設名称	点検状況			被害の有無	被災状況及び対応状況	作業状況		
	進捗状況	終了時刻	終了時刻			進捗状況	終了時刻	
								点検中
庄内浄化センター	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
京田川中継ポンプ場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
酒田1号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
酒田2号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
三川1号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
三川2号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
三川3号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
三川4号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
三川5号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
三川6号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
藤島2号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
藤島3号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
藤島4号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
藤島5号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
藤島6号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
余目1号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
立川1号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
立川2号MHP場	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
幹線流量計	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
酒田幹線	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
三川幹線	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
余目幹線	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
藤島余目幹線	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分
立川余目幹線	点検中	終了	時 分	有		作業中	終了	時 分

※①該当する欄に記載又は○で囲む ②時間は24時間で記載する

# 県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル

## 第4章 道路編

### 目次

第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（道路）	IV-2
第2	緊急点検マニュアル	IV-4
	1 適用	
	2 調査点検方法	
	3 調査点検内容	
第3	応急復旧マニュアル（地震・風水害・火山災害等）	IV-8
	1 適用	
	2 災害時等における業務	
	3 応急復旧計画について	
	4 応急復旧工法について	
	5 応急工事時の留意事項	
	6 報告	
	7 占用物件等による二次災害防止のための措置	
第4	応急復旧マニュアル（雪害）	IV-15
	1 方針	
	2 豪雪災害時における体制	
	3 情報連絡	
	4 注意体制における措置	
	5 警戒体制及び緊急体制における措置	
	6 緊急確保路線の除雪区分及び除雪目標	

# 第1 緊急点検・応急復旧に係る報告関係（道路）

区分	参集基準	道路整備課・道路保全課	総合支庁建設部	民間業務協定業者	
警戒配備 (第1次配備体制)	雪害 大雪警報が発表されたとき	<p>① 当番の職員は道路整備課・道路保全課に参集する。</p> <p>② 各総合支庁建設部の当番職員と連絡を取り、初動体制、点検結果、被災状況、規制状況等を様式1 (FAX 又は e-mail)で報告を受ける。</p> <p>③ 初動体制を県土整備部長、技術統括監、次長、管理課 (防災当番)へ報告する。</p> <p>④ 規制が伴う場合や災害が発生した場合は、東北地方整備局地域道路課へ様式2で報告する。</p> <p>⑤ 体制を解除するときは県土整備部長、技術統括監、次長、管理課 (防災担当)へ報告する。</p>	<p>① 道路 (計画) 課の当番職員は、参集する。</p> <p>② 被害が予想される道路 (緊急輸送道路含む) について、巡回点検を行う。</p> <p>③ その他の道路について情報を収集する。</p> <p>④ その結果を道路整備課・道路保全課の当番職員に様式1 (FAX 又は e-mail)で報告する。</p> <p>⑤ 応急復旧工事を行う必要がある場合は、道路整備課・道路保全課に様式4 (FAX 等)で報告し、民間業務協定業者に出動の要請を行う。</p>	<p>① 総合支庁建設部から応急復旧工事の要請があった場合は、直ちに、応急復旧工事を行い、各総合支庁建設部の道路 (計画) 課に様式5 (FAX 等)で報告する。</p>	
	風水害 ①大雨又は洪水警報が発表されたとき ②台風接近時に大雨、洪水注意報又は暴風警報が発表されたとき (注1)	<p>① 当番の職員は道路整備課・道路保全課に参集する。</p> <p>② 各総合支庁建設部の当番職員と連絡を取り、初動体制、点検結果、被災状況、規制状況等を様式1 (FAX 又は e-mail)で報告を受ける。</p> <p>③ 規制が伴う場合や災害が発生した場合は、管理課、(砂防・災害対策課)、国土交通省東北地方整備局地域道路課へ様式2で報告する。</p>			
	火山 火口周辺警報が発表されたとき				
	その他 県土整備部長が必要と認めたとき				
特別警戒配備 (第2次配備体制)	雪害 ①大雪警報が発表され災害が発生するおそれがあるとき ②気象台より「大雪に関する気象情報」が発表されている中で大雪警報が発表されたとき ③顕著な大雪に関する気象情報が発表された時 (注3)	<p>① 当番の職員は道路整備課・道路保全課に参集する。</p> <p>② 各総合支庁建設部の当番職員と連絡を取り、初動体制、点検結果、被災状況、規制状況等を様式1 (FAX 又は e-mail)で報告を受ける。</p> <p>③ 規制が伴う場合や災害が発生した場合は、管理課、(砂防・災害対策課)、国土交通省東北地方整備局地域道路課へ様式2で報告する。</p>	<p>① 道路 (計画) 課の当番職員は、参集する。</p> <p>② 県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアルにより巡回点検を行う。</p> <p>地震の場合は、職員及び民間業務協定業者が連携し、その他の場合は、原則職員により巡回点検を行うものとするが、必要に応じて民間業務協定業者に出動の要請を行う。</p> <p>③ その結果を道路整備課・道路保全課の当番職員に様式1 (FAX 又は e-mail)で報告する。</p> <p>④ 応急復旧工事を行う必要がある場合は、道路保全課に様式4 (FAX 等)で報告し、民間業務協定業者に出動の要請を行う。 (注3)</p>	<p>&lt;地震&gt;</p> <p>① 総合支庁建設部から要請があった場合は、県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアルにより担当する道路について点検を行い総合支庁建設部の担当者に様式5 (FAX 等)で報告する。</p> <p>② 交通規制や応急復旧工事が必要な場合は、総合支庁建設部担当者に報告し、指示を受ける。事前に報告できない場合は一般交通の安全を確保し、応急復旧工事が完了、又は作業が一段落した時点で報告する。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>① 総合支庁建設部から巡回点検、応急復旧工事の要請があった場合は、直ちに出勤し、総合支庁建設部の担当者に様式5 (FAX 等)で報告する。</p>	
	地震 震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるとき (注2)				
	風水害 大雨、洪水、暴風又は暴風雪警報が発表され災害が多数発生するおそれがあるとき				
	火山 火口周辺警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき				



区分	参集基準	道路整備課・道路保全課	総合支庁建設部	民間業務協業者
その他	県土整備部長が必要と認めたとき			
地震	①震度5弱以上の地震が観測されたとき、又は大津波警報が発表されたとき ②特別警報が発表されたとき	①参集可能な職員は全員参集する。 ②各総合支庁建設部の当番職員と連絡を取り、初動体制、点検結果、被災状況、規制状況等を様式1 (FAX 又は e-mail) で報告を受ける。 ③規制が伴う場合や災害が発生した場合は、管理課、(砂防・災害対策課)、国土交通省東北地方整備局地域道路課へ様式2で報告する。	①道路(計画)課の参集可能な職員は全員参集する。 ②県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアルにより巡回点検を行う。 地震の場合は、職員及び民間業務協業者が連携し、その他の場合は、原則職員により巡回点検を行うものとするが、必要に応じ民間業務協業者に出動の要請を行う。 ③その結果を道路整備課・道路保全課の当番職員に様式1 (FAX 又は e-mail) で報告する。 ④応急復旧工事を行う必要がある場合は、道路保全課に様式4 (FAX 等) で報告し、民間業務協業者に出動の要請を行う。	<地震> ①県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアルにより担当する道路について自主的に出動し点検を行い総合支庁建設部の担当者に様式5 (FAX 等) で報告する。なお、点検の体制が整い出動する前に、総合支庁建設部に連絡し体制及び連絡先を報告する。 ②交通規制や応急復旧工事が必要な場合は、総合支庁建設部担当者に報告し、指示を受ける。事前に報告できない場合は一般交通の安全を確保し、応急復旧工事が完了、又は作業が一段落した時点で報告する。
風水害	①大規模な風水害により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ②特別警報が発表されたとき			
地震	津波警報が発表されたとき	①当番の職員は道路整備課・道路保全課に参集する。 ②各総合支庁建設部の当番職員と連絡を取り、初動体制、点検結果、被災状況、規制状況等を様式1 (FAX 又は e-mail) で報告を受ける。 ③規制が伴う場合や災害が発生した場合は、管理課、(砂防・災害対策課)、国土交通省東北地方整備局地域道路課へ様式2で報告する。	①道路(計画)課の当番職員は、参集する。 ②県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアルにより巡回点検を行う。 地震の場合は、職員及び民間業務協業者が連携し、その他の場合は、原則職員により巡回点検を行うものとするが、必要に応じ民間業務協業者に出動の要請を行う。 ③その結果を道路整備課・道路保全課の当番職員に様式1 (FAX 又は e-mail) で報告する。 ④応急復旧工事を行う必要がある場合は、道路保全課に様式4 (FAX 等) で報告し、民間業務協業者に出動の要請を行う。	<その他> ①総合支庁建設部から巡回点検、応急復旧工事の要請があった場合は、直ちに出勤し、総合支庁建設部の担当者に様式5 (FAX 等) で報告する。
雪害	①異常豪雪により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ②特別警報が発表されたとき			
火山	噴火警報(居住地域)が発表されたとき			
その他	その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、県土整備部長が必要と認めたとき			

県土整備部災害対策会議  
非常配備(第3次配備体制)

※地すべり・土石流・雪崩被害発生時には、(砂防・災害対策課)に情報提供する。

注1: 台風接近時とは、台風が本県を通過もしくは接近すると予想され、本県へ影響があると思われる場合であり、事前に気象台による台風関連説明会が開催される。

注2: 震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるときは、大雨注意報又は洪水注意報又は雪崩注意報が発表されるときである。

なお、過去の被災により仮設構造や応急構造で供用中の現場はとらずに個別の現場確認を実施することとし、その現場で被害が確認された際には道路保全課にも報告する。

注3: 「顕著な大雪に関する気象情報」の発表時の総合支庁道路(計画)課は第3次配備とする。

## 第2 緊急点検マニュアル（道路施設）

### 1 適用

このマニュアルは、地震・風水害・火山災害・その他災害が発生した際に、県の管理する緊急輸送道路及び県管理道路の通行の安全を緊急かつ暫定的に確保するために、第2次以上の配備体制で道路施設を職員が巡回点検調査する際に適用するものであり、災害発生後24時間までの点検を目的とする。また、予め決められた民間業務協定業者が、担当箇所を緊急に調査、点検し、緊急避難的行為を行う方法について定めるものである。

なお、第1次配備体制における職員による点検においても、2 調査点検方法（2）報告については適用するものとする。

### 2 調査点検方法

#### （1）初動体制

道路保全課担当は、災害発生後直ちに、職員参集システム又は自主的に警戒体制の発令を確認し、あらかじめ決められた連絡系統に従い担当職員に連絡を行う。連絡を受けた担当職員は、速やかに課内に参集する。

各総合支庁建設部担当職員は、道路保全課からの連絡、又は自主的に得た情報を基に、あらかじめ決められた連絡系統に従い連絡を行う。連絡を受けた担当職員は速やかに参集する。

各総合支庁建設部では、参集した人員から総括責任者と連絡責任者、及びパトロール班を編成する。

パトロール班は、班員、巡回経路、点検施設及び方法、連絡方法の確認を行い、速やかに出動する。

※出動の際は、携帯電話、カメラ、管内図、点検簿（様式3、4）、バリケードなどの応急措置用資器材、必要に応じて画像伝送装置を携帯する。

#### （2）報告

下表に示す時点、経路及び様式などで報告を行うものとする。また、報告はFAX又はE-mailを基本とし、必ず着信確認の電話をすること。

表-1 連絡時点及び連絡経路等

時 点	連 絡 経 路 <様式>	内 容
職員参集後	管 理 課—<口 頭>→道路保全課—<電 話>→各総合支庁	状況の確認 連絡先の通知
編成決定次第	各総合支庁—<様式1>→道路保全課— <sup>全公所完了時</sup> <様式2>→管 理 課	初動体制報告
被災確認時	各総合支庁—<様式1>→道路保全課— <sup>大規模確認時</sup> <様式2>→管理課→危機管理課 各総合支庁—<山形県防災情報システム>→危機管理課	被災箇所 規制報告 点検進捗状況
毎正時 ※	各総合支庁—<様式1>→道路保全課—<様式2>→管理課→危機管理課	全情報(点検の進捗 状況及び被害無し 情報も報告)
点検 完了時 (緊急輸送道路)	各総合支庁—<様式1>→道路保全課— <sup>全公所完了時</sup> <様式2>→管理課→危機管理課	点検結果
点検 完了時	各総合支庁—<様式1>→道路保全課— <sup>全公所完了時</sup> <様式2>→管理課→危機管理課	点検結果
体制解除時	各総合支庁—<様式1>→道路保全課— <sup>全公所完了時</sup> <様式2>→管 理 課	解散時間(応急工事 の必要がない場合)

道路整備課、道路保全課 FAX：023-630-2603

※ 体制が長期にわたるなど、毎正時の報告が不適当な場合は、連絡時点を別に定めるものとする。

表-2 連絡時点及び連絡経路等（民間業務協定業者と各総合支庁間）

時 点	連 絡 経 路 <様式>	内 容
点検 出発時	民間業務協定業者→電話 又は 様式5→各総合支庁	状況の確認 連絡先の通知 初動体制報告
被災確認時	民間業務協定業者→電話 又は 様式5→各総合支庁	被災箇所 規制報告 点検進捗状況
点検の進捗に 応じて随時	民間業務協定業者→電話 又は 様式5→各総合支庁	全情報(点検の進捗 状況及び被害無し 情報も報告)
点検完了時	民間業務協定業者→電話 又は 様式5→各総合支庁	点検結果
体制解除時	民間業務協定業者→電話 又は 様式5→各総合支庁	点検結果

### (3) 点検箇所

点検は、緊急輸送道路・孤立危険集落へのアクセス道路等の安全の確保を最優先とし、並行して他の道路の調査点検を行う。

異常気象時における通行規制区間、落石・土砂崩れ・雪崩等危険箇所等についても重点的に巡回点検、調査等を行い、安全性の確認及び交通の確保を図るものとする。

点検路線については、あらかじめ定められた路線、順位に従うものとするが、班体制が確保できない場合は、民間業務協定者（建設業協会）に点検要請を行い、連携して点検を行うものとする。なお、地震の場合は民間業務協定者が県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアルにより、担当する道路について、震度4を観測した場合は総合支庁建設部から要請があった場合に出勤し、震度5弱以上を観測した場合は自主的に出勤し点検を行うものとする。点検対象エリアは、市町村ごとの震度を元に判断する。

### (4) 点検方法

点検は主として、目視で行い、変状箇所については、変状の性質、範囲、危険性について必要な応急調査を行い、現地で危険度合いを判別し交通開放についての判断を行うものとする。

点検結果を記録するため、別紙様式3、4により点検簿に記入する。

### (5) 応急措置

被災箇所については、交通規制の必要性、迂回路の有無、孤立集落の発生状況について判断し、位置、延長、規模、被害項目について把握し、写真を撮影して速やかに携帯電話等で報告を行い、必要に応じて現場から画像を送信する。

携帯電話が不通の場合は、安全のための応急措置を講じて次の被災箇所を巡回点検し、帰庁時に速やかに報告するものとする。

### (6) 通行規制

交通規制が必要な場合は、バリケードなど交通規制に必要な措置を行うものとする。なお、民間業務協定業者においては、総合支庁建設部からの要請を受け交通規制に必要な措置を行うものとする。

被災状況と通行規制の目安については下記のとおりとする。

- ① 目視調査により、特に被害が認められない場合……………被害なし (A) ……通行可
- ② 路肩等にクラック、崩土が生じているが、道路本線の交通には特に支障がない場合  
……………被害軽微 (B) ……通行可

- ③ 道路本線に小さな段差、崩土、落石が認められるが、軽微な応急措置で通常の交通が可能な場合  
…………小被害(C)……走行注意
- ④ 道路本線に大きな段差、崩土、落石が認められ、通常の交通が困難な場合  
…………中被害(D)……通行規制
- ⑤ 道路本線に甚大な被害が認められ、放置すると危険な場合  
…………大被害(E)……通行止め
- ⑥ 大雪等により通行不能車が道路本線(全線)を塞ぎ、車両を移動し道路啓開を行う必要が生じた場合  
…………大被害(E)……通行止め

異常気象による警戒体制に入っている時に、震度4以上の地震が発生した場合は、被害が予想される箇所(雪崩・落雷等も含む)については通行規制を行い、安全を確認の上、規制の解除を行うものとする。

### (7) 夜間の場合

災害が夜間に発生するなど、夜間に巡回点検をする必要がある場合は、路面を中心に点検する。路面変状が確認できない場合においても、周辺の状況から危険性があると判断される場合は、通行規制を行うものとする。

夜間の点検の結果にかかわらず、必ず明朝に再度点検を行うものとする。

### (8) 通信に異常がある場合

携帯電話の不通など通信の異常により総合支庁との連絡が取れない場合は、3時間程度を目途に1度帰庁し状況の報告を行うものとする。

## 3 調査点検内容

### (1) 道路本体

- ① 路面…………徒歩又は自動車でも路面破壊の詳細を観察し、舗装の段差、亀裂、陥没が応急措置により、自動車、自転車等の通行の用に供されるかどうか判断する。
  - ② 路体…………路肩部のクラック沈下、その他損傷については崩壊等につながらないことを判断したうえ、応急措置及びロープ等の安全対策を講じること。また、路肩欠損が発生していても、片側通行が可能かどうか判断するとともに、安全性を確認のうえ、適当な応急措置を実施して必要に応じ通行の用に供すること。
- ※ 上記項目について点検するものとするが、沿道構造物及び路上施設等の倒壊等により通行の妨げになっている個所については、車道を優先とし、歩道は必要に応じ応急措置を行うものとする。

### (2) 橋梁

- ① 橋梁…………上部工、下部工ともに目視による点検とし、落橋、倒壊の危険性について判断を行うものとする。
- ② 橋面…………高欄、地覆のずれまたは折れ角、蛇行、縦断線形の折れ角、伸縮部のひらき、盛り上がり段差。
- ③ 上部工…………不連続な(折れ)たわみ、桁端のひびわれ、桁の落ち込み、支承部の異常、杓座部の欠け落ち。
- ④ 下部工…………沈下、傾斜、大きなひびわれ、コンクリート剥離、張り出し部の大きなひびわれ、異常洗掘、液状化による沈下。

※上記項目について点検し、短期的に落橋、倒壊の危険がないことを調査の上、適切な応急措置を講じ通行の用に供すること。

### (3) トンネル、BOX

- ① トンネル……本体の異常、坑口周辺の崩壊、覆工の変状、崩壊等について、目視点検を行い、亀裂の種類により変状の原因を推定し応急調査の必要性、危険度合いについて判断を行う。
- ② BOX……路面の陥没、本体の異常（コンクリートの剥離、亀裂）から変状の原因を推定し、危険度合いの判断を行う。

※緊急点検のため、異常の発見を最重点項目とし、通行可能かどうかのみの判断する。必要な調査についてはそれ以降の点検時に行うものとする。

### (4) 法面（盛土・切土・自然斜面）

点検は目視で行い、崩落した土砂の排除、斜面上のクラックや滑落崖の観測を行い、法面のクラックが崩壊につながるか、落下の恐れのある浮石、転石及び岩石の風化の程度が落石崩壊につながるかどうかを調査する。

法面の保護工、排水工、落石防止工等法面に設けられた施設の異常を点検するものとする。

※地形、土質、地質、構造、湧水の有無、表面の被覆状況、形状、変状、落石・崩壊の履歴の有無を総合的に判断し、適切な応急措置を行うことにより、通行の用に供することが可能かどうか判断するものとする。

- ・地すべり……大雨、地震等により地すべりが発生した場合には、通行止めを行い必要な調査対策を速やかに実施するものとする。また、地すべりの兆候が表れた時も同様とする。
- ・土石流……土砂の排除を行うことによって、通行の安全が確保出来るかどうか判断すること。
- ・雪崩……雪の排除により通行の安全が確保出来るかどうか判断すること。また、雪崩の危険が予想されるときは通行止めを行うものとする。

### (5) 擁壁・土留工

擁壁本体のクラック、目地切れ、はらみ出し、滑動、背面土砂のクラック、空隙の有無、水抜き孔等の排水状況、背面の滞水の異常を調査し、さらに、亀裂の形態等から変状の原因を推定し、崩壊につながる危険があるかどうか検討し、通行の用に供することが可能かどうか判断するものとする。

### (6) 排水施設、交通安全施設、防護柵、雪寒施設、電線共同溝、占用物件

道路横断排水施設などの道路施設及び占用施設の被害が道路機能に重大な影響を与えていないかどうか調査し、緊急性、危険性の高いもののみ措置するものとする。

## 第3 応急復旧マニュアル（地震・風水害・火山災害等）

### 1 適用

このマニュアルは、地震・風水害・火山災害・その他災害により県管理道路に被災のある場合、又は二次災害の危険性があると判断される場合に、応急復旧工事を施工する際に適用する。

### 2 災害対策における業務

道路災害に対処するため、あらかじめ組織を整え、それぞれの役割を定めておく。その主な業務は次のとおりである。

- ① 気象状況、交通状況の情報収集
- ② 道路状況、交通状況に関する情報の整理及び提供
- ③ 資材の手配
- ④ 交通処理対策及び災害復旧対策立案及び実施

### 3 応急復旧計画について

#### （1）応急復旧計画

応急復旧は、緊急点検の段階で収集・把握した施設情報及び関係他機関からの要請状況等を総合的に分析し、計画的に実施するものとする。

基本的には、あらかじめ定めておいた緊急輸送道路及び孤立危険集落へのアクセス道路等を最優先に道路啓開並びに応急復旧するものとする。

応急復旧の優先度に関しては、応急復旧済箇所が少ない早期段階でネットワークとして道路交通機能が十分に確保できるような手順で設定するものとする。

なお、大災害発生時等において必要最小限のネットワークも確保できない場合には、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送機能の確保を目的とした道路復旧を速やかに実施する。

#### （2）緊急輸送道路の確保と緊急輸送ルートの指定

災害発生直後における救命・救急、消防、応急復旧活動等の緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路を早急に確保するものとする。なお、緊急輸送道路とは、道路管理者が緊急輸送を確保するために必要な道路としてあらかじめ設定しておく道路のことをいい、緊急輸送ルートとは公安委員会または警察において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう被災後に指定し、交通規制が実施される道路のことをいう。

緊急輸送ルートの指定後、道路管理者が道路啓開を行う時に、路上障害物を撤去するための手順は次のとおりである。

また、大規模地震や大雪等の災害発生時の立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合は、警察等関係機関と連携し、災害対策基本法第76条の6により、道路区間を指定し、車両等の占有者等に対し、車両等の移動命令を行い、道路啓開を行う。

なお、必要に応じて、国において道路啓開を代行できる制度を活用して道路啓開を行う。

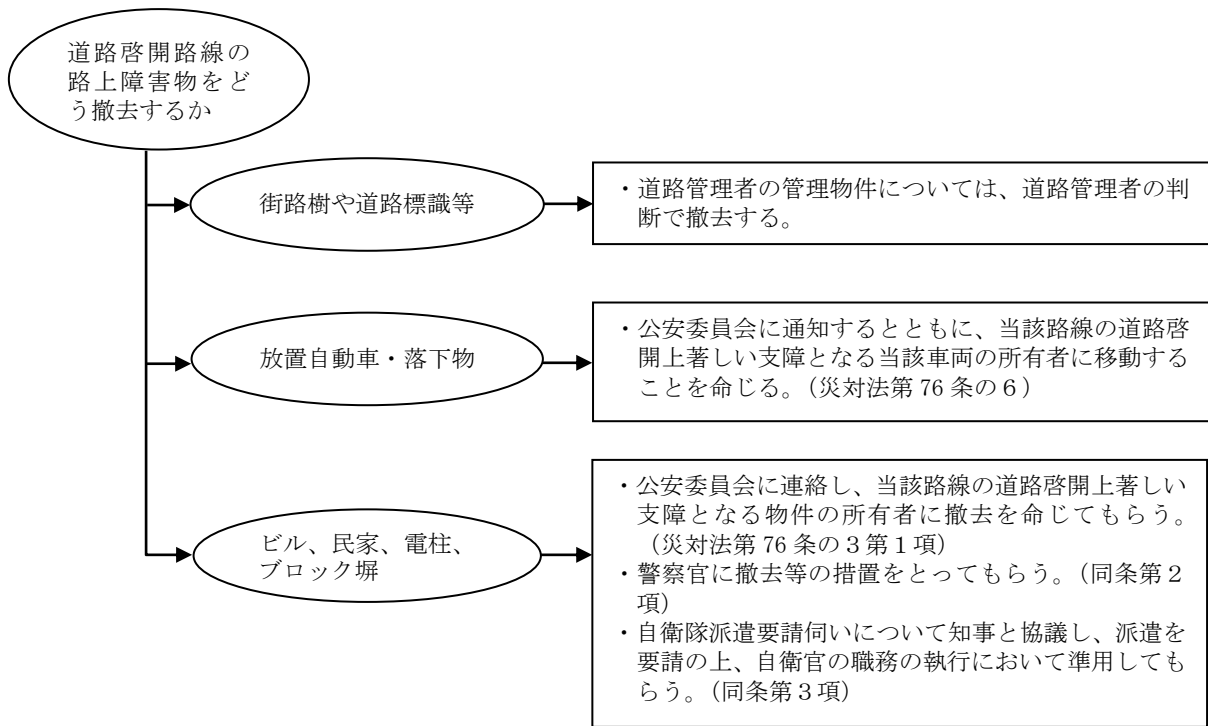


図-1 緊急輸送ルートの道路啓開作業における路上障害物の撤去のための手順

#### 4 応急復旧工法について

##### (1) 切土のり面・斜面の応急復旧

切土法面・斜面における被災状況判断の結果、応急復旧が必要な法面については、次表を参考に応急復旧工法を選定する。

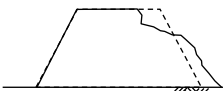
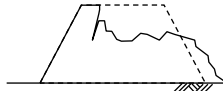
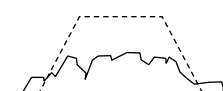
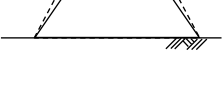
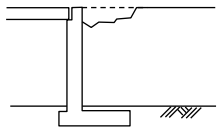
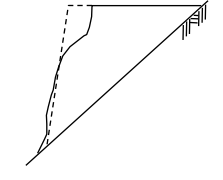
表-2 切土のり面・斜面の応急復旧工法

工 種	工 種 細 分	工 種 説 明
崩土除去工	崩土除去工	路上に落下し堆積している崩土や落石を除去し、道路の交通を確保しようとするものである。
地表水排除工	地表水排除工 (仮排水路工)	ビニールシート、U形溝、コルゲート管などにより仮設の排水溝を設け、地表水を排除するものである。
	シート被覆工	きれつの開口部や不安定部分にビニールシートをかぶせ、雨水の流入による被害拡大を防ぐものである。
切 土 工	不安定部分の切土工	被災した斜面や切土のり面の一部に残った極めて不安定な部分を切土により除去するものである。
ネ ッ ト 工	ネット工 (落石防止網工)	崩壊部や崩積土に合成樹脂ネットまたは、ワイヤーネットをかぶせ小規模な不安定部分の移動を防ぐものである。
崩土防護土	崩土防止柵工 (仮設防護柵工)	丸太や足場パイプにワイヤーネット等を組み合わせて横にわたして、小規模な崩落土等を捕らえるものである。
	H鋼矢板 (親ぐい横矢板工)	路面にH鋼を打込み、松丸太、松矢板、鋼矢板等を横にわたして、小規模な崩落土等を捕らえるものである。
く い 工 等	木ぐい工	移動した浅い土層を地山に固定するために木ぐいを打込むものである。
押え盛土工	土俵積工 (土のう積工)	押さえ盛土工と同様の機能を有するが、盛土のかわりに土俵(土のう)を積むものである。

## (2) 盛土区間における応急復旧工法

盛土区間における応急復旧工法は、被災状況、当該道路の重要土等を考慮し次表を参考に応急復旧工法を選定する。

表-3 盛土区間における応急復旧工法

被災状況		雨水処理		道路機能保能				盛土が問題となる			地盤が問題となる						
被災模式図 (パターン)	説明	被害ランク	排水溝	アスカパーブ	盛土・舗装工	アルファルトシ	アルファルト主入	空洞へのアスフ	踏掛板	盛土工	擁壁工	のり枠工	押え盛土工	地盤改良工	地下排水工	矢板工	
	のり面の流出崩壊または、きれつ、段差の発生が道路車線まで及ばずに、のり肩に限られるもの。	崩壊	B	◎	○	○				○	○	○					
			C	◎	○	○				○		○					
		きれつ	B	○	○	○	○						○	○			
			C	○	○	○	◎							○			
	盛土のすべり崩壊または、きれつ、段差の発生が道路車線まで及ぶもの。	崩壊	A	◎	○	◎				○	○	○	○	○		○	
			B	◎	○	◎				○	○	○		○			
		きれつ	A	○	○	◎	○				○	○	○		○		
			B	○	○	◎	○	○			○	○	○				
	破壊が基盤地盤に及び、盛土形状が原型をとどめないもの。	A	◎	○	◎					○	○	○	○	◎	○	○	
	盛土の様な沈下に伴って盛土形状をある程度保ちつつ変形したもの。	B	◎		◎					○		○		○			
		C	○			◎				○		○					
	構造物の背面の盛土が沈下及びきれつを起こしたもの。	B	○		◎				○	○		○					
		C	○		◎		○	○	○	○		○					
	傾斜地盤上の盛土が変形を起こしたもの。	A	◎	○	◎					◎	○	○			○	○	
		B	◎	○	◎					○	○	○			○	○	
		C	○	○	◎					○	○	○					

注) ◎：良く用いられる工法 ○：用いられる工法



表-4 応急復旧工法工種の説明

主目的	工種	工種説明	代表例図
雨水侵入による盛土崩壊防止	土砂充てん アスファルトシート 土のう積 アスカーブ ビニールシート張 仮設排水路	路面および盛土のり面のきれつ・崩壊に対して雨水の侵入を防止し、盛土の崩壊を防止する。	
交通による盛土崩壊防止	盛土 土のう積 土留矢板工 木ぐい	通過交通による盛土の崩壊を防止するために盛土の安定性を増加させる。	
通行の確保（幅員の確保う回路の設定）	盛土・舗装工 土留矢板工 さん橋・応急仮設橋（ベアリー橋） う回路工事	通行を確保するために幅員の確保を行う。被害の大きいときはう回路の工事をすることもある。	
通行の安全確保（段差・陥没の処理）	すりつけ工 土砂充てん アスファルトパッチング	橋梁の取付部等の段差、路面の陥没の被害に対して処理を行い通行の安全を確保する。	

### (3) 応急復旧工法の適用な考え方

応急復旧工法の適用な考え方、及び設計・施工地には次の点に留意し進めるものとする。

表-5 応急復旧工法設計・施工法一覧表

工種	適用の考え方	設計・施工の留意点
アスファルトパッチング	アスファルトパッチングは、路面の部分的な陥没により通行の安全を確保するために行う。	陥没した部分では、小さいものはアスファルトパッチングにより、大きなものは土砂充てんのちアスファルトパッチングを行う。
すりつけ工	アスファルトによるすりつけ工は、橋梁取付部分等の段差の箇所に応急的に行われるものである。	応急的に行う箇所数、数量を把握し徐々にゆるくすりつけるようにする。
土のう積	土のう積は、応急復旧において盛土ののり面にきれつが生じた場合、きれつ部分へ雨水が浸水するのを防ぐために、用いられる。	土のう積は、きれつ部分を土砂充てんのちビニールシートで覆い、さらに路面部分からの雨水侵入防止のために行われるものである。また、盛土本体・のり面に崩壊が生じた場合にも、崩壊部分の整正を行ったのちビニールシートで崩壊部分を覆い、路面部分からの雨水防止のために用いられる。
ビニールシート張	ビニールシート張は、応急復旧において盛土ののり面にはきれつ・崩壊が生じた場合、きれつ、崩壊部分へ雨水が侵入するのを防ぐために行われるものである。	ビニールシート張は、耐久性に問題があるので長期使用はさける。ビニールシートをとるために土のうを用いることが多い。
仮設排水路	仮設排水路は、盛土の崩壊等により排水溝が破損し、流水が盛土のり面等に流出するおそれがある場合に行うものである。	仮設排水路は流末の処理に十分注意する。
土砂充てん	土砂充てんは、路面・盛土のり面のきれつがやや大きく深い場合に、盛土内に雨水が侵入しないよう行うものである。	土砂充てんは、きれつに対してアスファルトシールをする前に行う。盛土ののり面にきれつが生じた場合にも土砂充てんのちビニールシートできれつ部分を覆う。橋梁取付部等の段差、路面の部分的な陥没により通行の安全が妨げられる場合にも、大きな段差・陥没は土砂充てんのちアスファルトパッチングを行う。
木ぐい	木ぐいは、盛土のり面・路面きれつ・崩壊が生じ盛土のり面の安定が不十分と考えられる場合に土のう・盛土とあわせて応急的な補強材として用いる。	
土留矢板工	土留矢板工は、応急復旧において路面のきれつ・沈下とのり面・のり尻部分の変化により盛土のすべり崩壊のおそれがある場合にすべりを押えるために用いる。すべり崩壊のおそれが強い場合には路面に矢板を打設し交通荷重を押え、それ以外の場合には盛土のり面に矢板を打設し、本復旧時の擁壁等のり面保護工の仮設材と兼用する場合も考えられる。	矢板の根入れ深さは円弧すべり法により想定すべり面を決定し、矢板に作用する応力を求める。 応急復旧において打込んだ矢板を諸般の事情により引き抜けなくなった場合には、永久構造物の矢板として計算しなおし本土留工または、その一部とすることも考えられる。
さん橋・応急仮設橋（ベリー橋）	さん橋・応急仮設橋（ベリー橋）は、盛土の崩壊部分が大きく、盛土量が大量となるような山地部の盛土部分で用いられる。	ベリー橋は数量が限られているので使用にあたっては使用箇所等の検討を行っておく。
う回路工事	う回路工事も、さん橋・応急仮設橋（ベリー橋）と同様に、盛土の崩壊部分が大きく、盛土量が大量となるような山地部の盛土部分で用いられる。	う回路は種々の条件により決定される。盛土が崩壊した場合、盛土で復旧するのに時間がかかるときなどは一時的に仮道を作り既存の道路に取付けることがある。

(4) 橋梁部における通行車両・歩行者の安全確保のための応急復旧工法

橋梁部において路面段差、伸縮装置の目開き・破損、高欄の抜けだし・変形等が生じた場合には、必要に応じて次表から適切な工法を選定して通行車両・歩行者の安全確保のための応急復旧を行う。

表-6 橋梁部における通行車両・歩行者の安全確保のための応急復旧工法

	被害	判定	応急復旧工法
伸縮継手	<p>目開き、目閉じ 段差</p>	<p>伸縮継手の遊間量、段差量に着目し、通行車両の走行性を考慮して</p> <p>a : 通行止めあるいは b : 通行注意と判定する。</p>	<p>路面段差、伸縮装置の過大な目開きもしくは破損がある場合に、履工板設置、アスファルトすり付け、鋼板溶接(鋼製伸縮装置)等により路面修復を行って通行車両の安全性を確保するのがよい。</p>
取付盛土	<p>段差</p>	<p>取付盛土の沈下量に着目し、通行車両の走行性を考慮して</p> <p>a : 通行止めあるいは b : 通行注意と判定する。</p>	<p>支承の破損(ローラーの抜けだし等)により路面段差が生じた場合は、ジャッキ等によりけた仮受けを行って段差修正を行い走行性を確保する。取付け盛土が沈下した場合には、アスファルト、砕石充てんにより復旧を行うのがよい。</p>
高欄		<p>歩行者の安全性を考慮して、</p> <p>a : 通行止めあるいは b : 通行注意と判定する。</p>	<p>高欄の抜けだしがある場合に、単管パイプ等を設置して高欄を修復するのがよい。</p>

## 5 応急工事時の留意事項

### (1) 広 報

応急復旧を円滑に遂行するために通行を禁止または、制限している区間における道路情報、規制解除の見通しなどについて道路利用者に対して積極的な広報を行うものとする。

### (2) 交通の処理

交通処理に対しては交通整理員等十分な員数を確保すること。

### (3) 連絡手段

情報の連絡は非常に重要であるので連絡手段及び連絡方法等について十分配慮すること。

### (4) 情報連絡

災害発生後の道路管理を円滑にするため窓口を一本化することにより情報の一元管理をするとともに、一元管理した情報は職員間で共有化を図ること。またこれらの情報は関係機関へ積極的に提供するものとする。

### (5) 民間業務協定業者の有効活用

応急復旧等の作業においては、民間業務協定業者の有効活用を図り、迅速な道路交通の確保に努めるものとする。

民間業務協定業者に対しては、連絡を密にして作業の進捗を把握しておくとともに、それらを円滑化させるために1日の作業の開始時と終了時には、次のような内容を確認するための電話連絡を入れさせるものとする。

- ・担当している応急復旧現場の作業内容、進捗状況、今後の見通し
- ・動員人数、班数と配置
- ・資機材の過不足状況及び調達の見通し

### (6) その他

二次災害が発生する危険性がある場合には、これを未然に防止するための必要最小限の対策工等の緊急措置を施すこととする。

## 6 報 告

民間業務協定業者が応急復旧工事を行う場合には、別紙様式-5により各総合支庁建設部へ報告すること。事前に報告できない場合は応急復旧工事が完了または、作業が一段落した時点で報告すること。

## 7 占用物件等による二次災害防止のための措置

道路地下及び上空にある占用物件等の被災により、道路の通行に支障をきたす可能性がある場合には、占有者に連絡し、早急に対処するよう指示すること。なお、災害発生後の占用物件に対する巡回について占有者に義務付け報告させるものとする。

## 第4 応急復旧マニュアル（雪害）

### 1 方針

豪雪時における道路交通を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、所要の体制を確立するとともに、国土交通省道路局の豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領に準じて実施する。

### 2 豪雪災害時における体制

積雪、降雪状況に応じ、段階的に次の体制をとり、除排雪を実施する。

表-7 体制基準

体制区分	体制基準	摘要
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定雪量観測点のうち1箇所以上が警戒積雪深に達し、かつ降雪により警戒体制に入ることが予想される場合。(注)</li> <li>・降雪等により道路交通に支障が生じる恐れがある場合。</li> <li>・その他、所属長が必要と認めた場合。</li> </ul>	(指定雪量観測点) 警戒積雪深 米沢 (米沢気象通報所※) 130cm 山形 (山形地方気象台※) 50cm 尾花沢 (尾花沢気象通報所※) 180cm
警戒体制	県内の指定雪量観測点の1/2以上がおおむね警戒積雪深に達した場合を目安として、東北地方整備局と協議し警戒体制をとる。	新庄 150cm 鶴岡 (鶴岡観測所) 70cm
緊急体制	次のそれぞれの条件を勘案し、東北地方整備局と協議し緊急体制をとる。 ① 指定雪量観測点のうち、その大部分が警戒積雪深を大幅に超えること。 ② 主要路線にかける除雪状況(交通確保状況)が平常体制で確保できない状況であること。 ③ 降雪強度、今後の降雪の予報等から判断し緊急体制に入る必要があると認められる場合。	※個所は、アメダス観測点

(注)降雪により警戒体制にはいることが予想される場合とは、各総合支庁のいずれかが豪雪対策連絡会議を設置した場合をいう。

### 3 情報連絡

豪雪災害時には、特に情報連絡及び広報活動が重要となるので、関係機関との緊密な連絡を保ち、道路利用者に対し道路交通情報センターやマスコミを通じ情報提供を行うものとする。

### 4 注意体制における措置

警戒体制及び緊急体制への移行に備え、除排雪作業の体制強化を図る。

### 5 警戒体制及び緊急体制における措置

- ① 除雪機械及びオペレータの借り上げ、応援に関する手配をする。
- ② 除排雪作業の強化体制に努め、排雪作業の時期を検討する。
- ③ 道路巡回点検の強化を図る。
- ④ 雪害危険個所における対策を強化する。

## 6 緊急確保路線の除雪区分及び除雪目標

表-8 除雪目標

区 分	日交通量のおよその基準	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時においては、降雪後約5日以内に2車線確保をはかる。
第2種	500～1,000台/日未満	2車線幅員確保を原則とするが状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には約10日以内に2車線または1車線の確保をはかる。
第3種	500台/日未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 異常降雪時には一時交通不能になってもやむを得ない。

なお、上記基準で除雪の状況および機械の配置状況ならびに場所により1車線となる場合は300m間隔に待避所（約30m）を設け、標識を設置する。

総合支庁 庁舎 第 報 ( 一 )

令和

年 月 日

現在

体制	担当者 (通常時) 連絡責任者 (異常時)	総括責任者		参加人数		人
	巡回 点検 体制	( )	班出動 ( )	班完了 ( )	時 分	完了時間
	直営及び 維持修繕業者※	( )	班出動 ( )	班完了 ( )	時 分	完了時間
	民間業務協定業者※	( )	社出動を確認	社完了	時 分	完了時間

※第1次配備体制時は、直営巡回点検を基本とする。維持修繕業者による点検対応は、直営班の内数を ( ) 書き。

◎規制状況

現在の規制		全止		片交		その他		解除		計	
初期規制	全止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現在の規制箇所数	片交	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃	現在の規制箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃	規制路線数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

←全止、片交中の路線数

◎予警報発表・その他情報

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

◎応急工事状況

被災総数	0	箇所
未着手	0	箇所
作業中	0	箇所
完了	0	箇所

◎点検状況

点検状況	点検範囲内路線数	左のうち緊急輸送道路※1	路線 ( )	路線 ( )	時 分
点検完了時間					

※1 「緊急輸送道路」のうち「第1次緊急輸送道路」数を、( ) 内に内数で記載。大雪警報の場合は、「緊急輸送道路」を「緊急確保路線」に読み替える。  
 ※2 同一路線で複数回数点検を行った場合、二重計上を避けるため路線数は1回として計上する。

道路報告種別	路線名	被害・通行規制の概況・原因				通行規制状況				迂回路	事前通行規制区間・基準値	応急工事の状況	孤立集落	規制解除	備考	
		被害箇所 (市町村大字)	被害状況 (規制理由)	被害状況発生日時	被害状況	種類上/当/初/下/変更	規制延長	規制開始、変更、解除 (見込み)	開始							月
1	No, FALSE					L=										
2	No, FALSE					L=										
3	No, FALSE					L=										
4	No, FALSE					L=										
5	No, FALSE					L=										

による対応・道路被害速報

【山形県】

第 報 ( - )

令和

年 月 日 : 現在

序号名	初動体制 (点検・応急措置)				緊急輸送道路点検状況※2				応急工事		
	直営班及び維持修繕業者※1		民間業務協定業者班		点検路線数		完了路線数		被災 総数	作業状況数	
	点検開始 時間	完了班 完了時間	点検開始 時間	完了班 完了時間	緊急輸 送道路	完了 時間	緊急輸 送道路	未着手		作業中	完了
村山 (本)											
村山 (西)											
村山 (北)											
最上											
置賜 (本)											
置賜 (西)											
庄内											
県内計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 維持修繕業者による点検対応は、直営班の欄に内数を ※2 大雪警報の場合は、「緊急輸送道路」を「緊急確保路線」に読み替える  
( ) 書き

規 制 状 況	規 制 状 況			
	全止	片交	その他	解 除
初 期	0	0	0	0
規 則	0	0	0	0
制	0	0	0	0
現在規制箇所数	0	0	0	0
〃 規制路線数①	0	0	0	0
〃 規制路線数②	0	0	0	0

備考  
← 全面通行止め、片交中の路線数

道 路 種 別	報 告 種 別	路 線 名	被害・通行規制の概況・原因				通行規制状況				迂回路	事前通行 規制区間 ・基準値	応急工事 の状況	孤 立 集 落	規 制 解 除	備 考	
			被害箇所 (市町村大字)	被害状況 (規制理由)	被害状況 発生日時	規制区間 (市町村大字)	種類 (上) 当初 (下) 変更	規制延長	規制開始、変更、解除 (見込み)								
		No.															
1		FALSE					月 日 時 分		開始				連続 時間				
2		FALSE					月 日 時 分		変更				連続 時間				
3		FALSE					月 日 時 分		見込				連続 時間				
4		FALSE					月 日 時 分		解除				連続 時間				
5		FALSE					月 日 時 分		開始				連続 時間				

※ 「管内を跨いだ被災規制」については、一つにまとめず 管内毎個別に続けて記入する  
※ 「一路線上に点在する 被災・通行規制」については、箇所毎個別に続けて記入する





災害被災調査表（道路）

路 線 名	総合支庁		庁舎		課
被災状況ポンチ絵（箇所・平面図）	位 置	調 査 者	年	月	日 時 現在

被災状況ポンチ絵（箇所・平面図）

(横断図)





# 県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル

## 第5章 空港編

### 目次

第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（山形空港・庄内空港）	・ ・	V-2
第1の2	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（米沢ヘリポート）	・ ・ ・ ・ ・	V-5
第2	緊急点検マニュアル	・ ・ ・ ・ ・	V-6
	1 基本方針		
	2 緊急点検の内容		
第3	応急復旧マニュアル	・ ・ ・ ・ ・	V-7

第1 緊急点検・応急復旧に係る報告関係（山形空港・庄内空港）

	区分	空港港湾課	山形空港事務所	庄内空港事務所	委託業者	民間業務協定業者
<p>注意体制</p>	<p>○震度4の地震が観測されたと き</p> <p>東根市又は天童市 酒田市又は鶴岡市（地震はそれぞれ亀ヶ崎、馬場町） 主な対応</p> <p>協議先</p>	<p>空港港湾課</p> <p>① 灯火施設点検の結果、運用に支障がある場合、指示を受けた職員は空港港湾課に参集して、空港事務所と連絡を取り、初動体制、点検結果、被災状況をFAX又はe-mailで報告を受け、管理課へ報告する。</p> <p>② NOTAM通報について、同様にFAX又はe-mailで報告を受け、管理課へ報告する。</p>	<p>山形空港事務所</p> <p>当番の職員が参集</p> <p>—</p> <p>全職員が参集</p>	<p>庄内空港事務所</p> <p>—</p> <p>全職員が参集</p> <p>① 灯火施設について、空港機能管理規程（セイフティ編）「台風、地震及び大雨時等の処置要領」に基づき点検し、その結果を東京航空局（交通管制安全監督課）及び空港港湾課の担当職員にFAX又はe-mailで報告する。</p> <p>② 運用に支障がある場合は、直ちに〔下記協議先〕と協議しNOTAM通報する。 また通報内容を空港港湾課の緊急時連絡者へ通報する。</p> <p>③ その後、各空港の空港機能管理規程（セイフティ編）に基づき点検し、運用の適否を判断する。</p> <p>④ 緊急に応急工事を行う必要がある場合は空港港湾課にFAX又はe-mailで報告し、協議する。</p> <p>東京航空局山形空港出張所 東京航空局仙台新千歳空港事務所</p>	<p>委託業者</p> <p>航空灯火施設維持管理業務委託契約内容に基づき自主点検を行い、点検結果を空港事務所へ報告する。</p>	<p>民間業務協定業者</p>

\*NOTAM 航空機の連航に必要な航空情報のうち、国土交通省航空局の情報通信ネットワークにより配布される短期間の情報。

	区分	空港港湾課	山形空港事務所	庄内空港事務所	委託業者	民間業務協業者
<p>災害対策警戒班 第2次配備体制</p>	<p>○震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるとき(注1) ○大雨、洪水、暴風、暴風雪又は大雪警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき 東根市又は天童市 酒田市又は鶴岡市(地震はそれぞれ亀ヶ崎、馬場町) 主な対応  協議先  ○噴火警報(火口周辺)が発表され、災害が発生するおそれがあるとき 県内 主な対応・協議先  ○その他、県土整備部長が必要と認めるとき 県内 主な対応・協議先</p>	<p>① 当番の職員は空港港湾課に参集して、各空港事務所と連絡を取り、初動体制、点検結果、被災状況をFAX又はe-mailで報告を受け、管理課へ報告する。 ② NOTAM通報について、同様FAX又はe-mailで報告を受け、管理課へ報告する。 ③ 被災状況を国土交通省東京航空局(安全企画・保安対策課)へ報告する。</p>	<p>当番の職員が参集 — 全職員が参集  ① 空港内の施設について、別添「緊急点検簿」に基づき点検し、その結果を空港港湾課の担当職員にFAX又はe-mailで報告する。 ② 運用に支障がある場合は、直ちに「下記協議先」と協議しNOTAM通報する。 また通報内容を空港港湾課へ通報する。 ③ その後、各空港の空港機能管理規程(セイフティ編)に基づき点検し、運用の適否を判断する。 ④ 緊急に応急工事を行う必要がある場合は空港港湾課にFAX又はe-mailで報告し、協議する。  東京航空局山形空港出張所 東京航空局新千歳空港事務所  当番の職員が参集  村山地域に「警戒が必要な範囲」が含まれる場合は、地震等と同じ  気象、被害状況及び必要な対応等から、空港港湾課と協議の上で判断し、当番の職員が参集  地震等と同じ</p>	<p>— 全職員が参集</p>	<p>委託契約内容に基づき自主点検を行い、点検結果を空港事務所へ報告する。</p>	<p>民間協業者は、空港事務所から要請があった場合は、空港事務所担当職員に初動体制を報告し、その指示を受け点検・応急復旧を行う。</p>

\*NOTAM 航空機の運航に必要な航空情報のうち、国土交通省航空局の情報通信ネットワークにより配布される短期間の情報。

注1：震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるときは、直前(概ね1ヶ月以内)に震度5弱以上の地震が発生しているときや直前(概ね1ヶ月以内)に発生した地震等の原因により既に施設が被災しているときなどである。





## 第1の2 緊急点検・応急復旧に係る報告関係（米沢ヘリポート）

	区分	空港港湾課	置賜総合支庁建設総務課	指定管理者
第2次配備体制	<p>○米沢市で震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるとき（注1）</p> <p>○大雨、洪水、暴風、暴風雪又は大雪警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき</p> <p>○県内で噴火警報（火口周辺）が発表され、災害が発生するおそれがあるとき</p> <p>○その他、県土整備部長が必要と認めたとき</p>	<p>① 当番の職員は空港港湾課に参集して、置賜総合支庁建設総務課と連絡を取り、初動体制、点検結果、被災状況をFAX又はe-mailで報告を受け、管理課へ報告する。</p> <p>② NOTAM通報についても、同様にFAX又はe-mailで報告を受け、管理課へ報告する。</p> <p>③ 被災状況を国土交通省東京航空局（安全企画・保安対策課）へ報告する。</p>	<p>① 当番の職員が参集し、指定管理者と連絡を取り、「緊急点検簿」をFAX又はe-mailで報告を受け、空港港湾課へ報告する。</p> <p>② 運用に支障がある場合は、直ちに東京航空局新潟空港事務所と協議しNOTAM通報する。また通報内容を空港港湾課へ通報する。</p> <p>③ NOTAM通報後の指定管理者からの点検結果より、運用の適否を判断する。</p> <p>④ 緊急に応急工事を行う必要がある場合は空港港湾課にFAX又はe-mailで報告し、協議する。</p>	<p>① 委託契約に則り、「緊急点検簿」に基づく点検を行い、「緊急点検簿」を置賜総合支庁建設総務課へFAX又はe-mailで報告する。</p> <p>② NOTAM通報後、米沢ヘリポート空港保安管理規程（セイフティ編）に基づき点検し、置賜総合支庁建設総務課へFAX又はe-mailで報告する。</p>
第3次配備体制	<p>○米沢市で震度5弱以上の地震が観測されたとき</p>	<p>① 空港港湾課の職員は全員参集して、関係機関、置賜総合支庁建設総務課と連絡を取り、初動体制、点検結果、被災状況をFAX又はe-mailで報告を受け、管理課へ報告する。</p> <p>② NOTAM通報についても、同様にFAX又はe-mailで報告を受け、管理課へ報告する。</p> <p>③ 被災状況を国土交通省東京航空局（安全企画・保安対策課）へ報告する。</p>	<p>① 職員は全員参集し、関係機関との連絡調整にあたる。</p> <p>② 指定管理者と連絡を取り、「緊急点検簿」をFAX又はe-mailで報告を受け、空港港湾課へ報告する。</p> <p>③ 運用に支障がある場合は、直ちに東京航空局新潟空港事務所と協議しNOTAM通報する。また通報内容を空港港湾課へ通報する。</p> <p>④ NOTAM通報後の指定管理者からの点検結果より、運用の適否を判断する。</p> <p>⑤ 緊急に応急工事を行う必要がある場合は空港港湾課にFAX又はe-mailで報告し、協議する。</p>	
	<p>○大雨、洪水、暴風、暴風雪又は大雪により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（特別警報の発表時はこれに該当する）</p> <p>○県内で噴火警報（居住地域）が発表されたとき</p> <p>○その他、県土整備部長が必要と認めたとき</p>	<p>第2次配備体制と同じ</p>	<p>第2次配備体制と同じ</p>	

\*NOTAM 航空機の運航に必要な航空情報のうち、国土交通省航空局の情報通信ネットワークにより配布される短期間の情報。

注1：震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるときは、直前（概ね1ヶ月以内）に震度5弱以上の地震が発生しているときや直前（概ね1ヶ月以内）に発生した地震等の原因により既に既設施設が被災しているときなどである。

## 第2 緊急点検マニュアル

### 1 基本方針

#### (1) 航空法施行規則第92条第7項

天災その他の原因により航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちにその供用を一時停止する等危害予防のための必要な措置をする。

#### (2) 米沢ヘリポートについて

夜間の緊急点検等は実施せず、早朝の点検結果を報告するものとする。

### 2 緊急点検の内容

別紙「様式-2 緊急点検簿」のとおり。

表-1 地震等発生後における連絡経路・手段等（山形空港・庄内空港）

時 点	連絡経路・連絡手段	内 容
職員参集時	各空港事務所 ←〈電話〉→ 空港港湾課 ←〈口頭〉→ 管理課	状況の確認 連絡先の通知
点 検 出 発 時	各空港事務所 →〈様式1〉→ 空港港湾課 →〈様式1〉→ 管理課	初動体制報告
被災確認時	各空港事務所 →〈様式1,2〉→ 空港港湾課 →〈様式1〉→ 管理課 各空港事務所 →〈山形県防災情報システムに入力〉	被災箇所 規制報告
毎 正 時 【毎正時ルール】	各空港事務所 →〈様式1〉→ 空港港湾課 →〈様式1〉→ 管理課	全情報(被害なし情報も)
点 検 完 了 時	各空港事務所 →〈様式1〉→ 空港港湾課 →〈様式1〉→ 管理課	点検完了時
体制解除時	各空港事務所 →〈様式1〉→ 空港港湾課 →〈様式1〉→ 管理課	解散時(本復旧 工事の必要がない場合)

注) 報告は、E-mailもしくはFAXを基本とする。

空港港湾課 E-mail : yminato@pref. yamagata. jp FAX : 0 2 3 - 6 3 0 - 2 6 6 4

県が民間業務協定業者に点検を要請した場合は、民間協定業者は点検結果を様式1-2により空港事務所に報告する。

表-2 地震等発生後における連絡経路・手段等（米沢ヘリポート）

時 点	連絡経路・連絡手段	内 容
地震発生後 もしくは 職員参集時	指定管理者 ←〈電話〉→ 置賜総合支庁 ←〈電話〉→ 空港港湾課 ←〈口頭〉→ 管理課	状況の確認 初動体制報告 点検開始通知
点検終了後	指定管理者 →〈様式2〉→ 置賜総合支庁 →〈様式1, 2〉→ 空港港湾課 →〈様式1〉→ 管理課 被災確認時：置賜総合支庁→（山形県防災情報システム入力） NOTAM通報必要時：置賜総合支庁 → 新潟空港事務所	点検結果報告 被災箇所状況報告 規制有無報告
体制解除時	指定管理者 ←〈電話〉→ 置賜総合支庁 →〈様式1〉→ 空港港湾課 →〈様式1〉→ 管理課	解散時

※点検出発時、被災確認時、毎正時はヘリポートのみのため、不要とする。

### 第3 応急復旧マニュアル

緊急点検の結果、施設に被害が認められた場合、速やかに空港港湾課と協議のうえ、必要な措置を講ずること。



災害協定に基づく点検・応急対策報告書

災害協定に基づく点検・応急対策の 出動基準	県からの出動要請があった日時 ： 年 月 日 時 分
県からの出動要請	
連絡者：（県側）	連絡者：（県側）

《 報 告 による 》 施設》被害・応急対策報告

協定業者名	第 報
-------	-----

年 月 日 時 分現在

出動体制	総括責任者	連絡責任者	連絡先電話番号
	点検（ハ・ト ール）体制	【第1班】 月 日 時 分 から 名 で 【第2班】 月 日 時 分 から 名 で	連絡先番号 連絡者名

点検開始 日時	点検完了 日時	箇所 施設名	位置	被害状況		措置の 要不要	応急対策の状況
				程度			

体制解除 日時	月 日 時 分	体制解除
---------	---------	------

- ※1 「被害状況」欄には、後記区分に基づき被害程度を併せて記入する。  
A：正常 B：異常が認められるが、当面供用可能 C：供用不可能であるが、軽微な復旧措置で供用可能  
D：供用不可能であり、大規模な復旧措置が必要 E：放置すると危険
- ※2 民間業務協定業者は、点検・応急対策の出動要請があったとき、災害協定に基づき点検・応急対策を実施する。
- ※3 民間業務協定業者への出動要請は、空港事務所の所長、副所長、主幹又は所長の指示を受けた者が行う。
- ※4 民間業務協定業者は、点検・応急対策及び報告にあたっては、「県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル」により実施する。
- ※5 民間業務協定業者は、点検・応急対策が完了した時は、直ちに報告書を作成し、空港事務所に報告する（被害の有無にかかわらず対象箇所（施設）毎に1枚程度の点検状況写真を添付する。被害があった場合は被害状況写真も添付する。）。報告を受けた空港事務所の所長、副所長又は主幹は、証明欄を記入し、その写しを民間業務協定業者へ渡す。

災害協定に基づく 点検・応急対策の 証明欄	証明年月日	年 月 日
	所属	
	職氏名	印

※この証明は建設工事入札参加資格の審査時に「災害時の対応」評価に活用されます。

様式-2-1

報告時間 年 月 日 時 分現在  
 報告者 職 氏名

第 報 緊 急 点 検 簿 ( 空 港 )					
点 検 年 月 日		年 月 日	天 候		
点 検 時 間		時 分～ 時 分	点 検 者		印
施 設 名		点 検 項 目	異常の 有 無	異 常 の 内 容	措 置
大分類	小分類				
滑 走 路		舗装の亀裂・段差	有・無		1. 2. 3
		航空灯火(外見上の異常)	有・無		1. 2. 3
誘 導 路		舗装の亀裂・段差	有・無		1. 2. 3
		航空灯火(外見上の異常)	有・無		1. 2. 3
エ プ ロ ン		舗装の亀裂・段差	有・無		1. 2. 3
		航空灯火(外見上の異常)	有・無		1. 2. 3
着 陸 帯		表面の変化(亀裂・段差)	有・無		1. 2. 3
附 帯 施 設	場周保安道路	表面の変化(亀裂・段差)	有・無		1. 2. 3
	場周柵	柵の破損	有・無		1. 2. 3
	道路駐車場	表面の変化(亀裂・段差)	有・無		1. 2. 3
	航空灯火等	外見上の異常	有・無		1. 2. 3

※1. 現状維持で運用中 2. 応急処置を行い運用中 3. 詳細点検が必要で閉鎖

※「3」が一つでもあれば、閉鎖する ※箇所等がわかる図面を添付する。

※NOTAM通報をした場合は、「NOTAM事項通報書」を送付する。

《参考》 関連施設状況

施 設 名	異常の 有・無	異 常 の 内 容 等
管制塔庁舎 (東京航空局各空港出張所)	有・無	
ターミナルビル (各空港ビル会社)	有・無	
貨物ターミナルビル (各空港ビル会社)	有・無	
その他・アクセス道等 (道路管理者)	有・無	

※ 関連施設については、外見上ははっきりとした被害が認められる場合のみ参考として記入する。

様式-2-2

報告時間 年 月 日 時 分現在

報告者 職 氏名

第 報 緊急点検簿 (米沢ヘリポート)					
点検年月日		年 月 日	天 候		
点検時間		時 分～ 時 分	点 検 者		
施設名		点 検 項 目	異常の有無	異常の内容	措置 ※
大分類	小分類				
滑 走 路	舗装	亀裂・段差	有・無		1. 2. 3
誘 導 路	舗装	亀裂・段差	有・無		1. 2. 3
	施設	消火器具の破損	有・無		1. 2. 3
エ プ ロ ン	舗装	亀裂・段差	有・無		1. 2. 3
着 陸 帯		表面の変化(亀裂・段差)	有・無		1. 2. 3
管 理 事 務 所 等	建屋	屋根、壁、梁、柱等の破損	有・無		1. 2. 3
	施設	水道、電気施設の破損	有・無		1. 2. 3
	機器	消火施設の破損	有・無		1. 2. 3
	貯油庫	屋根、壁等の破損	有・無		1. 2. 3
	燃料	油漏れ	有・無		1. 2. 3
附 帯 施 設	場周柵	柵の破損	有・無		1. 2. 3
	駐車場,進入路	表面の変化(亀裂・段差)	有・無		1. 2. 3

※1. 現状維持で運用中 2. 応急処置を行い運用中 3. 詳細点検が必要で閉鎖

※「3」が一つでもあれば、閉鎖する

※箇所等が分かる図面を添付する





# 県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル

## 第6章 港湾編

### 目次

第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（港湾）	VI-2
第2	総則	VI-4
	1 目的と適用	
	2 対象施設	
	(1) 港湾施設	
	(2) 海岸施設	
第3	緊急点検	VI-4
	1 港湾管理者が行う作業	
	(1) 空港港湾課職員が行う作業	
	(2) 港湾事務所職員が行う作業	
	(3) 指定管理者が行う作業	
	2 民間業務協定業者が行う作業（港湾法第55条の3第1項に基づく作業）	
	3 調査点検方法	
	(1) 点検方法	
	(2) 被災箇所の写真撮影	
	4 調査点検内容	
	(1) 港湾施設	
	(2) 海岸施設	
	5 報告	
第4	応急復旧	VI-7
	1 適用	
	2 応急復旧方法	
	(1) 港湾施設	
	(2) 海岸施設	
	3 報告	

第1 緊急点検・応急復旧に係る報告関係（港湾・海岸）

第1次配備体制	区分	空港港湾課	港湾事務所	指定管理者	民間協業者
第2次配備体制	<p>台風接近による暴風、波浪、高潮警報が発表されたとき</p> <p>○その他、災害の発生が予想されるとき</p>	<p>①当番職員は空港港湾課に参集し、港湾事務所職員と連絡を取り、緊急点検・応急復旧マニュアルにより初動体制、点検結果、被災状況を FAX、E-mail で報告を受け、管理課へ報告する。</p>	<p>①当番の職員は港湾事務所に参集し、緊急点検・応急復旧マニュアルにより情報収集し、災害の発生が予想される施設がある場合にはパトロールを行い、初動体制、点検結果、被災状況を FAX、E-mail で空港港湾課へ報告する。</p> <p>②緊急に応急工事を行う必要がある場合は、FAX、E-mail で空港港湾課へ報告し、民間業務協定業者に出動を要請する。</p>	<p>①港湾事務所から参集の命令があった場合は、緊急点検・応急復旧マニュアルにより情報収集し、災害の発生が予想される施設がある場合にはパトロールを行い、初動体制、点検結果、被災状況を港湾事務所へ報告する。</p> <p>②緊急に応急工事を行う必要がある場合は、FAX、E-mail で港湾事務所へ報告し指示を受ける。</p>	<p>①港湾事務所から応急工事の要請があった場合は、直ちに出勤する。</p>
災害対策警戒班	<p>台風接近による暴風、波浪、高潮警報が発表され、災害の発生が予想されるとき</p> <p>○震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるとき</p> <p>※震度対象市町村 鶴岡市、酒田市、遊佐町</p> <p>○その他、災害の発生が予想されるとき</p>	<p>①当番職員は空港港湾課に参集し、港湾事務所職員と連絡を取り、緊急点検・応急復旧マニュアルにより初動体制、点検結果、被災状況を FAX、E-mail で報告を受け、管理課へ報告する。</p>	<p>①当番の職員は港湾事務所に参集し、緊急点検・応急復旧マニュアルによりパトロールを行い、初動体制、点検結果、被災状況を港湾事務所へ報告する。</p> <p>②緊急に応急工事を行う必要がある場合は、FAX、E-mail で港湾事務所へ報告し、指示を受ける。</p>	<p>①担当者は、緊急点検・応急復旧マニュアルによりパトロールを行い、初動体制、点検結果、被災状況を港湾事務所へ報告する。</p> <p>②緊急に応急工事を行う必要がある場合は、FAX、E-mail で港湾事務所へ報告し、指示を受ける。</p>	<p>&lt;地震&gt;</p> <p>①緊急点検・応急復旧マニュアルにより担当する港湾について、港湾事務所から要請があった場合に出勤、点検を行い、港湾事務所に報告する。</p> <p>②応急工事が必要な場合は、港湾事務所に報告する。</p> <p>③事前に報告できない場合は、応急工事が完了、又は作業が一段落した時点で報告する。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>①総合支庁から要請があった場合は、地震の場合と同様の対応をする。</p>

区分	空港・港湾課	港湾事務所	指定管理者	民間協定業者
<p>〇大雨、洪水、大雪、台風接近による暴風、波浪、高潮に伴う大規模な災害が発生し、又は発生が予想されるとき</p> <p>〇津波警報が発表されたとき</p> <p>〇特別警報が発表されたとき</p> <p>※対象市町村  鶴岡市、酒田市、遊佐町</p> <p>〇県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき</p> <p>〇その他、県土整備部長が必要と認めたとき</p> <p>県土整備部災害対策会議</p>	<p>①当番職員は空港港湾課に参集し、港湾事務所職員と連絡を取り、緊急点検・応急復旧マニュアルにより初動体制、点検結果、被災状況を FAX、E-mail で報告を受け、管理課へ報告する。</p> <p>②震度対象市町村での震度に関わらず、県内で震度5弱以上の地震が観測された場合は、参集可能な職員は全員参集する。</p>	<p>①当番の職員は港湾事務所に参集し、緊急点検・応急復旧マニュアルによりパトロールを行い、初動体制、点検結果、被災状況を FAX、E-mail で空港港湾課へ報告する。</p> <p>②緊急に応急工事を行う必要がある場合は、FAX、E-mail で空港港湾課へ報告し、民間業務協定業者に出動を要請する。</p> <p>③震度5弱以上の地震が観測された場合は、参集可能な職員は全員参集する。</p>	<p>①担当者は、緊急点検・応急復旧マニュアルによりパトロールを行い、初動体制、点検結果、被災状況を港湾事務所へ報告する。</p> <p>②緊急に応急工事を行う必要がある場合は、FAX、E-mail で港湾事務所へ報告し、指示を受ける。</p>	<p>＜地震＞</p> <p>①緊急点検・応急復旧マニュアルにより担当する港湾について自主的に出動、点検を行い、港湾事務所に報告する。なお、点検の体制が整い出動する前に港湾事務所と連絡し体制及び連絡先を報告する。</p> <p>②応急工事が必要な場合は、港湾事務所に報告する。</p> <p>③事前に報告できない場合は、応急工事が完了、又は作業が一段落した時点で報告する。</p> <p>＜その他＞</p> <p>①総合支庁から要請があった場合は、地震の場合と同様の対応をする。</p>
第3次配備体制				

※大雨、洪水、大雪又は、台風を原因としない暴風、暴風雪、波浪、海上の警報が発表された場合関係職員は、災害に備えた自宅待機体制をとる。

※公共土木施設災害復旧事業に該当すると考えられる場合、砂防・災害対策課、国土交通省港湾局海岸・防災課へ報告する。

※自然災害が発生、もしくはその恐れがある場合は国土交通省東北地方整備局港湾空港防災・危機管理課（防災グループ）「[kinnkyuu-1hou@pa.thr.mlit.go.jp](mailto:kinnkyuu-1hou@pa.thr.mlit.go.jp)」へ報告する。

※震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるときは、直前（概ね1ヶ月以内）に震度5弱以上の地震が発生しているときや、台風接近時の暴風、波浪、高潮警報が発表されているときや直前（概ね1ヶ月以内）に発生した地震又は台風接近時の暴風、波浪、高潮等により被災しているときなどである。

## 第2 総則

### 1 目的と適用

本マニュアルは、県土整備部防災業務計画に基づき、県土整備部緊急防災体制参集マニュアルにおける第2次配備体制以上の際に、県土整備部空港港湾課及び港湾事務所の職員、指定管理者、民間業務協定業者の担当者が、県の港湾管理者が管理する港湾及び海岸施設の事象発生後概ね2時間以内に行う緊急点検及び概ね1日以内の応急復旧を迅速かつ円滑に行うための方法及び内容等についてマニュアル化したものである。

### 2 対象施設

対象施設は酒田港、加茂港、鼠ヶ関港の港湾・海岸施設の全てとし、種別は次のとおりとする。

#### (1) 港湾施設

- ① 水域施設：航路、泊地
- ② 外郭施設：防波堤、防砂堤、導流堤、水門、護岸、突堤
- ③ 係留施設：岸壁、物揚場、船揚場、栈橋、係船くい
- ④ 交通施設：道路、駐車場、橋梁
- ⑤ 荷さばき施設：荷さばき地、上屋、荷役機械
- ⑥ 用地：各種港湾施設の用地
- ⑦ 保管施設：野積場、倉庫
- ⑧ 照明・標識柱：照明施設、標識柱
- ⑨ 環境施設：緑地、施設用地、道路、側溝、その他
- ⑩ その他：水域、公共空地、船舶の航行、その他

#### (2) 海岸施設

- ① 海岸施設：堤防、護岸、胸壁、突堤、離岸堤、遊歩道、その他

## 第3 緊急点検

### 1 港湾管理者が行う作業

#### (1) 空港港湾課職員が行う作業

- ① 職員参集後、管理課へ参集体制を報告する。
- ② 港湾事務所との連絡方法や連絡担当者を決め、港湾事務所へ通知する。
- ③ 港湾事務所から、パトロール出発時、毎正時、パトロール完了時、体制解除時に様式1による報告を受けたら、直ちに、管理課へ報告する。
- ④ 港湾事務所から、様式3による被災についての報告を受けたら、直ちに、管理課へ報告するほか、「港湾等に係る災害情報連絡要領（平成13年1月29日付け港湾局通達）」により、国土交通省東北地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課又は国土交通省海岸防災課災害対策室へ報告するものとする。

## (2) 港湾事務所職員が行う作業

- ① 職員参集後、空港港湾課、指定管理者、民間業務協定業者との連絡方法や連絡体制（総括責任者、連絡担当者等）を決め、それぞれに通知する。
- ② 連絡担当班、職員によるパトロール班を編成する。
- ③ パトロール班は、各班の点検経路を決定の上、速やかに出動する。特に、夜間等の酒田港内のSOLASふ頭内は、出入り口が施錠により民間業務協定業者が点検できないので、優先的に点検する。なお、出動の際は、携帯電話、平面図、点検簿（様式4）、バリケードなどの応急措置用機材を携帯する。
- ④ パトロール班は、点検簿（様式4）により点検を実施し、重大な被災を確認した場合は、直ちに港湾事務所へ携帯電話で連絡するとともに、写真を撮影し送付する。また、必要に応じ立入禁止や注意喚起などの応急措置を行う。
- ⑤ 連絡担当班は、パトロール班、指定管理者からの報告、及び民間業務協定業者から様式2による報告を受けたら、パトロール出発時、毎正時、パトロール完了時、体制解除時に、取りまとめの上、空港港湾課へ報告する。
- ⑥ 連絡担当班は、パトロール班、指定管理者、民間業務協定業者から様式3により重大な被災の報告を受けた場合は、直ちに、空港港湾課へ報告する。

## (3) 指定管理者が行う作業

- ① 担当者は、港湾事務所へ連絡方法や連絡体制等を決め、所管する施設の点検に出動する報告を行う。なお、出動の際は、携帯電話、施設管理図、バリケードなどの応急措置用機材を携帯する。
- ② 担当者は、点検を実施し、重大な被災を確認した場合は、直ちに港湾事務所へ携帯電話で連絡するとともに、できる限り写真を撮影し送付する。また、必要に応じ立入禁止や注意喚起などの応急措置を行う。
- ③ 担当者は、点検完了後、点検結果を携帯電話等で報告する。また、重大な被災の報告をした場合は、直ちに様式3によりその概要をまとめ、港湾事務所へ報告し、港湾事務所からその後の指示を待つものとする。
- ④ 担当者は、体制を解除する際は、港湾事務所に連絡し了解を得るものとする。

## 2 民間業務協定業者が行う作業（港湾法第55条の3第1項に基づく作業）

- ① 作業員参集後、港湾事務所との連絡方法や連絡体制（総括責任者、連絡担当者等）を決め、港湾事務所に通知する。
- ② 連絡担当班、パトロール班を編成する。
- ③ パトロール班は、各班の点検経路を決定の上、速やかに出動する。なお、出動の際は、携帯電話、平面図、点検簿（様式4）、バリケードなどの応急措置用機材を携帯する。
- ④ 連絡担当班は、パトロール班が出動後直ちに様式2により港湾事務所へ出動体制を報告する。
- ⑤ パトロール班は、点検簿（様式4）により点検を実施し、重大な被災を確認した場合は、直ちに連絡担当班へ携帯電話で連絡するとともに、写真を撮影し送付する。また、必要に応じ立入禁止や注意喚起などの応急措置を行う。

- ⑥ パトロール班は、夜間等の酒田港内のSOLASふ頭内について、出入り口が施錠により点検できない場合は、点検不可能として処理する。
- ⑦ 連絡担当班は、パトロール班から重大な被災の報告を受けた場合は、直ちに様式2により、港湾事務所へ報告する。その後、連絡担当班がパトロール班からの情報を収集するか、もしくはパトロール班が点検終了後に直接、様式3により概要をまとめ、港湾事務所へ送付し、その後の指示を待つものとする。
- ⑧ 連絡担当班は、パトロール班が点検完了後、様式2により点検結果を報告する。
- ⑨ 担当者は、体制を解除する際は、港湾事務所に連絡し了解を得るものとする。

### 3 調査点検方法

#### (1) 点検方法

点検は主として、目視で被災箇所的位置、延長、被害程度、被害状況の概略を把握する。

#### (2) 被災箇所の写真撮影

緊急復旧により被災形態が消滅するおそれがあるので、被災箇所の全体状況を把握するための全景写真と、被災状況を数量的に把握するための近接写真を撮影する。

また、亀裂等は写真ではわかりにくいことから、スケール等対象となるものを置く等工夫して撮影する。

### 4 調査点検内容

#### (1) 港湾施設

- ① 水域施設：流木等の確認、埋没の状況把握（測定が可能であれば数地点においてポール等で深さを確認する。）及び油流出等の有無を確認する。
- ② 外郭施設：移動、沈下、法線の乱れ、亀裂状況等外観の異常の範囲を確認する。
- ③ 係留施設：はらみだし、陥没及び隆起、法線の乱れ、破損、液状化等その範囲を確認する。
- ④ 交通施設：陥没（沈下、段差）、亀裂（縦断、横断方向）、破損、液状化等異常の範囲を確認する。
- ⑤ 荷さばき地・施設用地等：  
陥没（沈下、段差）、亀裂（縦断、横断方向）、破損、液状化（噴砂、噴泥）等異常の範囲を確認する。
- ⑥ 照明・標識柱：架空線、ポール等の傾斜及びわん曲状況等を確認する。
- ⑦ 上屋・倉庫等：沈下、傾斜、外壁の亀裂等外観の異常の範囲を確認する。
- ⑧ 環境施設、その他：上記①～⑦の類似施設と同様点検内容で異常の範囲を確認する。

#### (2) 海岸施設

- ① 護岸・突堤・離岸堤：  
移動、沈下、法線の乱れ、亀裂、破損、液状化状況等の異常の範囲を確認する。

### 5 報告

調査点検の結果や被災情報について、前述した各組織別の作業に基づいて、電話等で速やかに報告する。

報告内容は、現状の情報、点検の計画・状況・結果等とする。  
 点検の状況・結果には、被災情報、進捗状況、被害なしの情報を盛り込むものとする。  
 なお、報告の体系は表—1のとおり。

表-1 地震等発生後における連絡経路・手段等

時 点	連絡経路・連絡手段	報告内容
職員参集時	管理課 ←〈口頭〉→ 空港港湾課 ←〈電話〉→ 港湾事務所←〈電話〉→ 指定 管理者・民間業務協定業者	状況の確認 連絡先の通知
パトロール 出 発 時	指定管理者 ←〈電話〉↓ 民間業務協定業者 ←〈様式 2〉→港湾事務所 ←〈様式 1〉→ 空港港湾課 ← 〈様式 1〉→ 管理課	初動体制報告
被災確認時	指定管理者 ←〈様式 3〉↓ 民間業務協定業者 ←〈様式 3〉→港湾事務所 ←〈様式 3〉→ 空港港湾課 ← 様式 3〉→ 管理課 港湾事務所 ←〈山形県防災情報システムに入力〉	被災箇所、規制 箇所。点検の進 捗状況も併せ て報告
毎 正 時 【毎正時ルル】	港湾事務所 ←〈様式 1〉→ 空港港湾課 ←〈様式 1〉→ 管理課	全情報(点検の 進捗状況及び 被害なし情報 も)
パトロール 完 了 時	指定管理者 ←〈電話〉↓ 民間業務協定業者 ←〈様式 2〉→港湾事務所 ←〈様式 1〉→ 空港港湾課 ← 〈様式 1〉→ 管理課	パト結果
体制解除時	指定管理者 ←〈電話〉↓ 民間業務協定業者 ←〈様式 2〉→港湾事務所 ←〈様式 1〉→ 空港港湾課 ←〈様式 1〉→ 管理課	解散時(応急工 事の必要がな い場合)

注)・「毎正時の報告」は、各所属の初動体制の状況、施設の点検状況、点検結果(被災情報と点検の進捗状況及び被害なし情報も含む)、施設の供用可否等の情報について定期的に収集することにより、応急対応に必要な広範囲な被災概況を把握することを目的とする。

- ・連絡手段は、共通編第2の2連絡手段によるものとする。  
 空港港湾課 FAX : 0 2 3 - 6 3 0 - 2 6 6 4

## 第4 応急復旧

### 1 適 用

この応急復旧は、緊急点検により異常を発見し、軽易に復旧できる箇所、生命・財産に影響が及ぶ箇所、避難・救護上必要な箇所、二次災害の恐れがある箇所について、発生から1日程度の間で行う応急復旧について適用する。

### 2 応急復旧等方法

#### (1) 港湾施設

① 外郭施設：護岸

移動、沈下、亀裂等箇所は土のう積やシート張を行い、注意標識及びバリケード等を設置し、立入防止措置を行う。

② 係留施設：岸壁、物揚場

前記外郭施設護岸の例による。

③ 交通施設：道路、橋梁

陥没、亀裂、破損等箇所は、土のう積、土砂充填及びシート張を行い、注意標識及びバリケード等を設置し交通の安全を図る。なお、本復旧に支障が生じないよう指示する。

避難路、緊急輸送道路等である臨港道路において、大規模地震や津波等の災害発生時の立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合は、警察等関係機関と連携し、災害対策基本法第76条の6により、道路区間を指定し、車両等の占有者等に対し、車両等の移動命令を行い、道路啓開を行う。

④ 荷さばき地、施設用地：

陥没、亀裂、破損等箇所は、土のう積、土砂充填及びシート張を行い、注意標識及びバリケード等を設置し立入防止措置を行う。

⑤ 庁舎・上屋等の建築施設：

基礎・構造上重要な柱・梁等の破損により、人身に危険を及ぼすおそれがある場合は、立入防止措置を行う。また、倒壊等により損害の増大、二次災害の発生が予測される場合は、立入防止と合わせて支保工等の措置を行う。

## (2) 海岸施設

① 護岸：

重大な被害を与えているか、放置すれば重大な被害を与えるおそれがある場合は、根固ブロック敷設や矢板工等の仮工事を行う。ただし、本復旧に支障が生じない位置を選定する。

## 3 報告

応急復旧工事が必要な場合には、様式3により港湾事務所連絡担当班に報告の上、指示を受けて行うこと。なお、軽易に応急復旧が可能な場合や緊急を要する場合、事前に報告できない場合は、応急復旧工事が完了時、または作業が一段落した時点で様式3により港湾事務所連絡担当班に報告するものとする。

港湾事務所連絡担当班は、応急復旧工事の状況について、様式1により取りまとめ、大規模な被災の応急措置が完了時点、毎正時、全ての応急復旧工事が完了後、空港港湾課へ報告する。



# による《港湾施設》被害・応急対策報告

港湾事務所

第 報

年 月 日 時 分現在

初動体制	総括責任者	連絡責任者	職員参集人数	人
点検 (ハットロール) 体制	月 日 時 分から	班編成で	に出發	
民間業務協定業者	社の出勤を確認			

点検開始日 時	点検完了日 時	箇所名	位置	被害状況	措置の要不要	応急措置・使用制限等の措置状況	被災施設の供用可否

※ 「被害状況」欄には、下記区分に基づき被害程度を併せて記入する。  
 A：正常 B：異常が認められるが、当面供用可能 C：供用不可能であるが、軽微な復旧措置で供用可能  
 D：供用不可能であり、大規模な復旧措置が必要 E：放置すると危険

体制解除日時	月 日 時 分	体制解除
--------	---------	------

## 災害協定に基づく点検・応急対策報告書

災害協定に基づく点検・応急対策の出動基準 ※1又は2を○で囲む。	2. 県からの出動要請 県からの出動要請があった日時： 年 月 日 時 分 連絡者：(県側) (協定業者側)
1. 震度5弱以上の地震観測、又は津波警報の発表 体制が整い、出動前に体制及び連絡先を県に連絡した日時 (災害の影響で電話不通の時は出動後に連絡取れた日時) 連絡者：(県側) (協定業者側)	県からの出動要請があった日時： 年 月 日 時 分 連絡者：(県側) (協定業者側)

### 〇〇港〇〇地区 地震・津波による《港湾・海岸被害点検応急対策》

協定業者名	第〇報
-------	-----

年 月 日 時 分現在

出動体制	総括責任者	連絡責任者	連絡先電話番号
パトロール体制	【第1班】 月 日 時 分から 名で出発	【第2班】 月 日 時 分から 名で出発	名で出発
連絡者名【第1班】	連絡者名【第2班】		

報告種別	点検完了日時	箇所名	施設名	位置	被害程度	被害状況	措置の要不要	応急対策の状況
新・継・変								
新・継・変								
新・継・変								
新・継・変								
新・継・変								
新・継・変								

※ 「被害状況」欄については、下記区分に基づき被害程度を併せて記入する。

- A：正常 B：異常が認められるが、当面使用可能
- C：使用不可能であるが、軽微な復旧措置で使用可能
- D：使用不可能であり、大規模な復旧措置が必要
- E：放置すると危険

体制解除日時	体制解除時 月 日 時 分
--------	---------------

- ※1 民間業務協定業者は、点検・応急対策の出動基準1又は2の時は、災害協定に基づく点検・応急対策を実施する。
- ※2 民間業務協定業者は、出動基準1のときは、体制が整い、出動する前に港湾事務所へ連絡し、出動後に連絡が可能な場合は、出動要請は港湾事務所の所長、副所長、主幹又は所長の指示を受けた者が行う。
- ※3 民間業務協定業者は、点検・応急対策及び報告にあたっては、「県土整備部緊急・応急復旧マニュアル」により実施する。
- ※4 民間業務協定業者は、点検・応急対策が完了した時は、直ちに報告書を作成し、港湾事務所へ提出する（被害の有無にかかわらず対象箇所（施設）毎に1枚程度の点検状況写真を添付する。被害があった場合は被害状況写真も添付する。）。報告を受けた港湾事務所の所長、副所長又は主幹は、証明欄を記入し、その写しを民間業務協定業者へ渡す。

災害協定に基づく点検・応急対策の証明欄	証明年月日 所 属 職 氏 名
---------------------	-----------------------

※この証明は建設工事入札参加資格の審査時に「災害時の対応」評価に活用されます。

様式 3

### 災害被災調査表（港湾）

港湾事務所

港湾名	港	施設名	調査者所属氏名	年 月 日	時現在
被災状況ボツ手絵（箇所・平面図・断面図）・写真等					

緊急点検簿 (〇〇港) 〇〇地区						
点検年月日		年 月		天候		
点検時間		時 分 ~ 時 分		取りまとめ者		印
施設名			点検項目	異常の有無	異常の内容	措置
大分類	小分類	名称				
基本施設	航路・泊地		潮位・波高	有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
外郭施設	防波堤		すべりだし・沈下・亀裂・陥没	有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
	護岸		すべりだし・沈下・亀裂・陥没	有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
係留施設	耐震岸壁		すべりだし・沈下・亀裂・陥没	有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
	その他岸壁・		すべりだし・沈下・亀裂・陥没	有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
交通施設	道路		舗装の亀裂・段差	有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
	橋梁		下部工・継手・舗装の破損	有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
側溝等		側溝・照明灯等の破損	有・無		1. 2. 3	
			有・無		1. 2. 3	
			有・無		1. 2. 3	
街路樹等		街路樹の倒木・道路付属物の破損	有・無		1. 2. 3	
			有・無		1. 2. 3	
			有・無		1. 2. 3	
荷捌・保管施設	荷捌場・野積場		舗装の亀裂・段差	有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
海岸施設	護岸・突堤		すべりだし・沈下・亀裂・陥没	有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
	離岸堤・消波堤		移動・沈下・破損・陥没	有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
港湾・海岸環境施設	緑地		遊歩道等の亀裂・破損・地盤の沈下・陥没	有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
	照明灯・樹木・遊具等		照明灯の破損・附属施設の破損	有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
その他				有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3
				有・無		1. 2. 3

※適宜行を追加して作成すること。

1. 現状維持 2. 応急処理 3. 詳細点検

※あらかじめ、施設名は記入しておくことが望ましい。

# 県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル

## 第7章 河川・海岸編

### 目次

第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（河川・海岸）	VII-2
第2	緊急点検	VII-3
	1 適用	
	2 調査点検	
第3	応急復旧	VII-6
	1 適用	
	2 応急復旧	

# 第1 緊急点検・応急復旧に係る報告関係（河川・海岸）

区分	参集基準	県土整備部河川課	総合支庁建設部	民間業務協定業者	
				民間業務協定業者	民間業務協定業者
第1次配備体制	風水害	① 大雨、洪水又は高潮警報が発表されたとき ② 台風接近時に大雨若しくは洪水注意報又は暴風若しくは波浪警報が発表されたとき	① 当番の職員は参集し、水防計画に基づき水防活動を行う。	① 当番の職員は参集し、水防計画に基づき水防活動を行う。必要に応じ、定められた箇所について、緊急点検・応急復旧を行う。	① 総合支庁から要請があった場合は、本マニュアルにより、緊急点検・応急復旧を行い、総合支庁の担当課に報告する。
	その他	(火山) 噴火警報(火口周辺) 発表されたとき (その他) 県土整備部長が必要と認められたとき	① 当番の職員は参集し、各総合支庁の当番職員と連絡を取り、初動体制、点検結果、河川・海岸の被災状況等について報告を受け、また、国管理河川の情報を収集し、管理課、砂防・災害対策課、東北地方整備局へ報告する。	① 当番の職員は参集し、民間業務協定業者を含めた初動体制、点検結果、河川・海岸の被災状況等を県土整備部河川課に報告する。	
第2次配備体制	風水害	大雨、洪水又は高潮警報及び暴風、暴風雪警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき	① 当番の職員は参集し、水防計画に基づき水防活動を行う。	① 当番の職員は参集し、水防計画に基づき水防活動を行う。	① 総合支庁から要請があった場合は、本マニュアルにより担当する河川・海岸について点検を行い、総合支庁の担当課に報告する。
	その他	(地震) 震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるとき(※1) (火山) 噴火警報(火口周辺) が発表され、災害が発生するおそれがあるとき (その他) 県土整備部長が必要と認められたとき	① 当番の職員は参集し、各総合支庁の当番職員と連絡を取り、初動体制、点検結果、河川・海岸の被災状況等について報告を受け、また、国管理河川の情報を収集し、管理課、砂防・災害対策課、東北地方整備局へ報告する。	① 当番の職員は参集し、民間業務協定業者を含めた初動体制、点検結果、河川・海岸の被災状況等を県土整備部河川課に報告する。	② 応急工事が必要な場合は、総合支庁の担当課に報告する。 ③ 事前に報告できない場合は応急工事が完了、又は作業が一段落した時点で報告する。
第3次配備体制	風水害	大規模な風水害が発生し、又は発生するおそれがあるとき(特別警報時の発表時はこれに該当する)	① 当番の職員は参集し、水防計画に基づき水防活動を行う。	① 当番の職員は参集し、水防計画に基づき水防活動を行う。	① (風水害、津波、火山、雪害、その他) 総合支庁から要請があった場合は、本マニュアルにより担当する河川・海岸について点検を行い、総合支庁の担当課に報告する。
	地震(震度5弱)	震度5弱以上の地震が観測されたとき	① 参集可能な全職員は参集し、各総合支庁の職員と連絡を取り、初動体制、点検結果、河川・海岸の被災状況等について報告を受け、また、国管理河川の情報を収集し、管理課、砂防・災害対策課、東北地方整備局へ報告する。	① 参集可能な全職員は参集し、民間業務協定業者を含めた初動体制、点検結果、河川・海岸の被災状況等を県土整備部河川課に報告する。	(震度5弱以上の地震) 本マニュアルにより担当する河川・海岸について自主的に点検を行い、総合支庁の担当課に報告する。なお、点検等の体制が整い、出動する前に、総合支庁に連絡し体制及び連絡先を報告する。
その他	(津波) 大津波又は津波警報が発表されたとき (火山) 噴火警報(居住地域) が発表されたとき (雪害) 雪害により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき (その他) 県土整備部長が必要と認められたとき	① 当番の職員は参集し、各総合支庁の職員と連絡を取り、初動体制、点検結果、河川・海岸の被災状況等について報告を受け、また、国管理河川の情報を収集し、管理課、砂防・災害対策課、東北地方整備局へ報告する。	① 風水害と同様の対応とする。 (火山、雪害、その他) ① 当番職員は参集し、民間業務協定業者を含めた初動体制、点検結果、河川・海岸の被災状況等を県土整備部河川課に報告する。	② 応急工事が必要な場合は、総合支庁の担当課に報告する。 ③ 事前に報告できない場合は応急工事が完了、又は作業が一段落した時点で報告する。	

※1：震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるときは、以下のいずれかに該当するときである。

① 出水により水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれがあるとき(水位観測を行っていない河川は、近隣の洪水予報河川または水位周知河川の水位を参照し判断する。)

② 直前(概ね1ヶ月以内)に発生した地震または出水、もしくはその他原因により既に河川管理施設または許可工作物(以下、「河川管理施設等」という。)が被災しているとき。

## 第2 緊急点検

### 1 適用

このマニュアルは、地震・風水害・火山災害・その他災害が発生した際に、県の管理する河川・海岸の緊急点検・応急復旧を速やかに実施するため、県（河川・海岸管理者）および民間業務協定業者が行う作業内容を定めたものである。

### 2 緊急点検

震度5弱以上の地震が発生したときは、総合支庁職員は震度観測点ごとに定められた点検範囲について、速やかに緊急点検を実施するものとする。このうち民間業務協定業者が行う点検範囲については、当該業者が自主的に点検を実施するものとする。

震度4の地震、大雨、洪水、高潮、その他事象により災害が発生するおそれがあるときは、各総合支庁職員が巡回・点検する。職員のみでの点検が困難な場合は、民間協定業者に出動の要請を行い、点検を実施させることができるものとする。

津波の発生により危険が予測される区域においては、大津波警報、津波警報又は注意報の解除など安全が確認できてから点検を実施するものとする。

また、地震発生が夜間の場合は、安全を考慮し翌朝より点検を実施するものとする。

#### （1）初動体制

##### ① 総合支庁建設部

各総合支庁建設部では、参集した人員から総括責任者と連絡責任者、及び緊急点検・応急復旧班を編成する。点検班は、班員、経路、連絡方法の確認を行い、速やかに出動する。出動の際は、携帯電話、管内図、点検簿（様式-2、3）、バリケードなどの応急措置用資材を携帯する。

また、震度5弱以上の地震が観測された場合は、民間業務協定業者の出動状況を確認する。

##### ② 民間業務協定業者

震度5弱以上の地震が観測された場合は、点検に必要な人員が集まり次第速やかに出動する。

震度4の地震が観測され災害が発生するおそれがあるときやその他の災害のときには、総合支庁建設部からの要請により出動する。

#### （2）報告

① 報告内容は、現状の情報、点検の計画・状況・結果等とする。

② 点検の状況・結果には、被災情報、進捗状況、被害なしの情報を盛り込むものとする。

③ 下表に示す時点、経路及び様式などで報告を行うものとする。

表-1 連絡時点及び連絡経路等（各総合支庁と河川課間）

時 点	連 絡 経 路 <様式>	報 告 内 容
職員参集後	管理課 ←〈口 頭〉→ 河川課 ←〈電 話〉→ 各総合支庁	状況の確認・連絡先の通知
点検出発時	各総合支庁 —〈様式-1 <sup>注1)</sup> 〉→河川課 —〈総括表 <sup>注2)</sup> 〉→ 管理課	初動体制報告
被災確認時	各総合支庁 —〈様式-1 <sup>注1)</sup> 〉→河川課 —〈総括表〉→ 管理課 各総合支庁 —〈山形県防災情報システム〉→ 危機管理課	被災箇所の状況 点検の進捗状況も併せて報告
毎正時	各総合支庁 —〈様式-1 <sup>注1)</sup> 〉→河川課 —〈総括表 <sup>注2)</sup> 〉→ 管理課	全情報(点検の進捗状況及び被害なし情報も報告)
点検完了時	各総合支庁 —〈様式-1 <sup>注1)</sup> 〉→河川課 —〈総括表 <sup>注2)</sup> 〉→ 管理課	点検結果
体制解除時	各総合支庁 —〈様式-1 <sup>注1)</sup> 〉→河川課 —〈総括表 <sup>注2)</sup> 〉→ 管理課	解除状況

注1) 必要に応じ様式-2及び3を添付する（これらに代わる任意様式も可とする）。

注2) 水害の場合は、総括表の代わりに水防業務報告書を管理課及び危機管理課に報告する。

注3) 報告は、E-mailもしくはFAXを基本とする。

河川課 E-mail : ykasen@pref.yamagata.jp FAX : 023-625-3866

表-2 地震等発生後における連絡経路・手段等（民間業務協定業者と各総合支庁間）

時 点	連 絡 経 路 ・ 連 絡 手 段	報 告 内 容
パトロール 出 発 時	民間業務協定業者 —〈電話 又は 様式〉→ 各総合支庁	状況の確認 連絡先の通知 初動体制報告
被災確認時	民間業務協定業者 —〈電話 又は 様式〉→ 各総合支庁	被災箇所 規制報告 点検の進捗状況も併せて報告
点検の進捗に 応じて随時	民間業務協定業者 —〈電話 又は 様式〉→ 各総合支庁	全情報(点検の進捗状況及び被害なし情報も報告)
パトロール 完 了 時	民間業務協定業者 —〈電話 又は 様式〉→ 各総合支庁	点検結果
体制解除後	民間業務協定業者 —〈様式〉→ 各総合支庁	点検結果

### (3) 点検方法

#### ア 点検方法

主に目視により被災箇所の位置、延長、被害程度、被害項目の概略を把握する。

#### イ 被災箇所の写真撮影等

応急復旧後においても被災状況を把握できるよう、着手前に被災箇所の全景写真及び被災状況を定量的に把握するための近接写真を撮影する。

撮影の際は、ポール、スタッフ等を入れ寸法がわかるように撮影する。また、クラック等は



スケールを置くなどして災害規模が分かるように撮影する。

なお、これらの方法に代わる新技術の活用についても積極的に検討する。

#### ウ 夜間の点検

夜間に点検する必要があるときは、堤防天端などの危険性の低い箇所を点検する。施設に変状が確認されなくても、周辺の状況から危険と判断される場合は、応援を依頼し詳細に点検を行うものとする。また必要に応じ、明朝に再度点検を行うものとする。

### (4) 点検内容

#### ア 河川堤防

- ① 縦断亀裂が天端から H.W.L.まで達しているかどうか範囲を確認する。
- ② 横断亀裂が H.W.L.以下に達しているかどうか範囲を確認する。
- ③ すべり崩壊(はらみ出し)の範囲を確認する。
- ④ 地盤の沈下の範囲を確認する。
- ⑤ その他、噴砂等の範囲を確認する。

#### イ 河川護岸、床止め、伏越し、水門、樋門・樋管

- ① 崩落や亀裂の範囲を確認する。
- ② 地山の緩み、形状の変化等外観の異常の範囲を確認する。

#### ウ 河道埋塞

- ① 崩土等により河道が埋塞した場合、その範囲及び河道断面（H.W.L.以下、未改修河川は河岸高より余裕高を考慮した H.W.L.相当水位以下の断面）の概ねの埋塞率を確認する。

#### エ 海岸堤防

- ① 擁壁工、波返工、天端被覆工、表のり被覆工、裏のり被覆工について、縦断亀裂、横断亀裂の範囲を確認する。
- ② 擁壁工、波返工、天端被覆工、表のり被覆工、裏のり被覆工について、倒壊・崩落の範囲を確認する。
- ③ 周辺地盤の沈下の範囲を確認する。

#### オ 海岸護岸

- ① 崩落や亀裂の範囲を確認する。

## 第3 応急復旧

### 1 適用

このマニュアルは、地震・風水害・火山災害・その他災害が発生した際に、県の管理する河川・海岸の応急復旧を速やかに実施するため、県（河川・海岸管理者）および民間業務協定業者が行う作業内容を定めたものである。

### 2 応急復旧

#### (1) 出動

震度5弱以上の地震が観測され、甚大な被害が発生したときは、予め定められた範囲について応急復旧を実施するものとする。

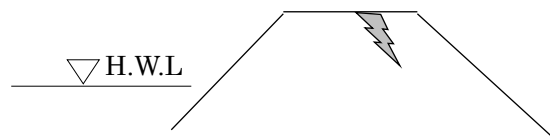
震度4の地震、大雨、洪水、高潮、その他の事象により災害が発生したときは、総合支庁建設部から要請に基づき応急復旧を実施するものとする。

#### (2) 応急方法

##### ア 河川堤防

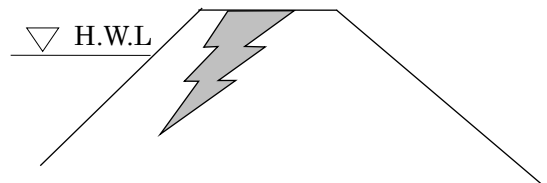
① 縦横断亀裂が天端から H.W.L.まで達していない場合。

- ・ 冬期は土砂充填しシートを張る。



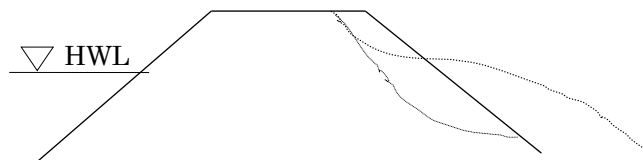
② 縦横断亀裂が H.W.L.以下に達している場合

- ・ 土砂充填を行い、土のう積やシート張を行う。出水期には仮締切または裏腹付盛土を行う。



③ 地盤の沈下やすべり崩壊(はらみ出し)の場合。

- ・ 土のう積、盛土およびシート張りをを行う。出水期には仮締切を行う。

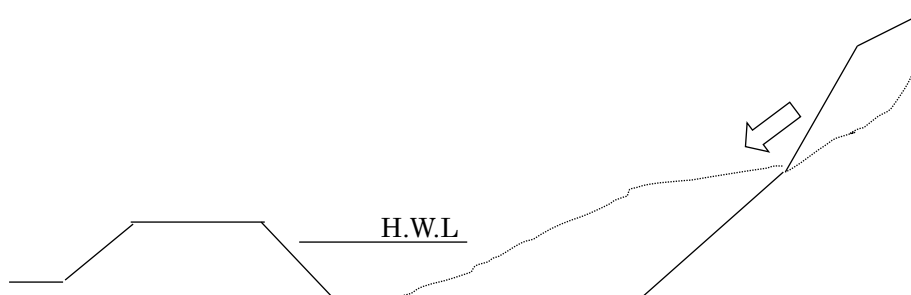


##### イ 河川護岸

護岸の崩落や亀裂により、堤防部分に影響が出ている場合は前記河川堤防の例による。

## ウ 河道埋塞

河道埋塞に伴う流水の阻害により、人家等に甚大な被害を与えることが予想される場合には、瀬替、シート張り、土のう設置、土砂排除等を行う。



## エ 海岸堤防、護岸

重大な被害を受けている、又は重大な被害につながるおそれがある場合は、根固ブロック敷設や矢板工等の仮工事を行う。ただし、本復旧に支障が生じない位置を選定する。

### (3) 規制誘導

応急復旧着手に時間を要する場合は、復旧工事に着手するまでの間、住民が被災箇所に入ることのないようバリケード等で規制誘導を行うものとする。

### (4) 報告

応急復旧を行う場合には別紙様式2及び3により各総合支庁関係各課等へ報告する。事前に報告できない場合は着手後速やかに報告するものとする。

# による河川・海岸の緊急点検・応急復旧状況(総括表)

## 国土整備部 河川課 第 報

総括責任者：  
連絡責任者：

月 日 時 分 現在

国土整備部河川課の体制	体制	体制	体制	職員参集状況(人)	人
	体制	体制	体制		

### 1 県の管理区間

所属	状況	現在の防災体制	緊急点検状況(バトロール)						被害状況						応急復旧箇所			
			班数		点検完了		洪水による災害(水災)		施設被害		河川数		河川数		河川数			
			開始時刻	解除時刻	河川数	箇所数	河川数	箇所数	河川数	箇所数	河川数	箇所数	河川数	箇所数	河川数	箇所数	河川数	箇所数
村山	河川砂防課	体制																
	西村山	体制																
	河川砂防課	体制																
	北村山	体制																
最上	河川砂防課	体制																
置賜	河川砂防課	体制																
	西置賜河川砂防課	体制																
庄内	河川砂防課	体制																
	計																	

総合支庁

### 2 国の管理区間

所属	状況	防災(水防)体制		被害状況						応急復旧箇所					
		体制	時刻	洪水による災害(水災)		施設被害		河川数		河川数					
				河川数	箇所数	河川数	箇所数	河川数	箇所数	河川数	箇所数				
山形河川国道事務所		体制													
新庄河川事務所		体制													
酒田河川国道事務所		体制													
	計														



による《河川・海岸・砂防等》被害・応急対策報告

総合支庁

河川砂防課

報

令和 年 月 日 時 分現在

防災体制	総括責任者	連絡責任者	職員参集人数	人
	点検（ハトロール）体制	月 日 時 分	班編成で	に出発 時 分
	民間業務協定業者	社の内	社の出動を確認	

防災体制の切替・解除	月 日 時 分	体制
	月 日 時 分	体制（切替・解除）
	月 日 時 分	体制（切替・解除）

点検状況	緊急点検予定箇所 上記の内 点検完了箇所 特記事項	河川数・箇所数		海岸		砂防		地すべり		急傾斜地		雪崩	
		河川・箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
		河川・箇所	箇所										
		河川・箇所	箇所										

被害状況	災害状況 (周辺の被害状況) 破堤 越水・溢水 内水 その他 計	箇所数 (箇所)	具体的な河川・箇所名	摘要 (詳細は別紙のとおり)			
	施設等被災箇所	河川数・箇所数	海岸	砂防	地すべり	急傾斜地	雪崩
		河川・箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所

市町村	第1報実施日時	実施回数	河川名	備考
ホツ実施状況イン				

※ 水防活動状況については、水防様式ー2によること。

による《河川・海岸・砂防等》緊急点検簿 (No. )

総合支庁

河川砂防課

班 点検者 :

令和4年 月 日 時 分現在

概況	番号	災害発生時刻	点検開始時刻	点検終了時刻	河川名・箇所名等		位置	被害状況 ※1		措置の状況 ※2	評価
					種別	種別		程度	程度		
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										

※1 「被害状況」欄は、下記区分に基づき被害程度を併せて記入する。また、土砂移動形態についても記入する。

A：正常

B：若干の異常が認められるが、当面供用可能

C：供用不可能であるが、軽微な復旧措置で供用可能

D：供用不可能であり、大規模な復旧措置が必要

※2 「措置の状況」欄には、評価を併せて記入する。

A：通常の点検で対応

B：緊急復旧事業必要、二次調査必要

C：二次災害防止のための規制警戒避難

# 災害協定に基づく点検・応急対策報告書（協定業者）

災害協定に基づく点検・応急対策の 出動基準  ※1又は2を○で囲む。	<h2 style="text-align: center;">2、県からの出動要請</h2> 県からの出動要請があった日時 年 月 日 時 分 協定業者側連絡者 県側連絡者
---	--

概況：

会社名：

担当者：

連絡先：

番号	災害発生時刻	点検開始時刻	点検終了時刻	河川名・箇所名等 種別	位置	被害状況 ※1		応急対策の状況 ※2	措置の 要・不 要	評価
						程度				
1				河川						
2				砂防						
3				急傾斜						
4				海岸						
5										
6										
7										
8										

※1 「程度」欄は、下記区分に基づき被害程度を記入する。また、「被害状況」欄は土砂移動形態についても記入する。

A: 正常 B: 若干の異常が認められるが、当面供用可能 C: 供用不可能であるが、軽微な復旧措置で供用可能 D: 供用不可能であり、大規模な復旧措置が必要

※2 「評価」欄には、下記区分に基づき措置の状況を評価する。

A: 通常の点検で対応 B: 緊急復旧事業必要、二次調査必要 C: 二次災害防止のための規制警戒避難

※3 民間業務協定業者は、点検・応急対策の出動基準1又は2のとき、災害協定に基づく点検・応急対策を実施する。

※4 民間業務協定業者は、出動基準1のときは、体制が整い、出動後に連絡が可能な場合、出動後に連絡が可能なものとする。また、出動基準2のときは、出動要請は、各総合支庁の課長、主幹、課長補佐又は課長の指示を受けた者が行う。

※5 民間業務協定業者は、点検・応急対策及び報告にあたっては、「県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル」により実施する。

※6 民間業務協定業者は、点検・応急対策が完了した時は、直ちに報告書を作成し、各総合支庁に報告する（被害の有無にかかわらず対象区間ごとに1枚程度の点検状況写真を添付する。被害があった場合は被害状況写真も添付する。）。報告を受けた各総合支庁の課長、主幹又は課長補佐は、証明欄を記入し、その写しを民間業務協定業者へ渡す。

災害協定に基づく 点検・応急対策の 証明欄	証明年月日	年 月 日
	所属	○○総合支庁河川砂防課
	職氏名	印

※この証明は建設工事入札参加資格の審査時に「災害時の対応」評価に活用されます。



(様式-3の1)

出水様式-2

被害情報 (山形県)

出水名	(第 1 報)				
(ふりがな) 水系名	級河川		(ふりがな) 河川名		
出水状況 現状 (見込み)					
被害状況	発生日時			(ふりがな) 発生場所	山形県
	原因	破堤 内水	越水 その他	溢水 未確認	距離標 左岸 : 右岸 ~ km
現状	8月 3日 20:30		現在	< 速報値 : 確定値 >	
(予測)	( 拡大中 : 変化なし : 縮小中 : 解消 )				
(1) 浸水面積	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >				
	(市・町・村)	ha	(予測)	ha	
	(市・町・村)	ha	(予測)	ha	
(2) 人的被害	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >				
	(市・町・村)	死者	人	行方不明	人
		負傷	人		
(3) 家屋被害	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >				
	(市・町・村)	床下浸水	戸	(予測)	戸
		床上浸水	戸	(予測)	戸
		軒下浸水	戸	(予測)	戸
		家屋流出	戸		
(4) その他	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >				
	鶴岡 (市・町・村)	農地・墓地の浸水被害			
被害への 対応状況	月 日	現在			
	(1) 実施済み				
	(2) 今後の対応				
避難状況 等	月 日	現在		< 速報値 : 確定値 >	
	(1) 自主避難状況	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >			
	戸				
(2) 避難勧告発令状況	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >				
	戸				
(3) 孤立住民の発生状況等	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >				
	戸				
(4) 自衛隊出動要請状況等					
水防活動 状況	月 日	現在		< 速報値 : 確定値 >	
	(1) (市・町・村)				
	①水防工法				
	②延長等				
	③進捗状況				
	④災害対策車稼働状況				

注) ・平面図を添付(破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載)

・現況状況写真を添付

(様式3の2)

出水様式-5

緊急復旧情報 (山形県)

出水名	(第 報)		
(ふりがな) 水系名	級水系	(ふりがな) 河川名	
時 点	月 日 時現在	発生日時	
(ふりがな) 発生場所	山形県	距離標	左岸 : 右岸 ~ km
被害状況	破堤 : 堤防洗掘 : 河岸洗掘削 漏水 : その他( )	状 況	拡大中 : 変化なし 減少中
	被災数量	延長 m	洗掘削土砂量 m <sup>3</sup>
復旧状況	(1) 全体量 (2) 復旧工法 (3) 着手日時 月 日 時 分 (4) 完成予定日時 月 日 時 分 (5) 進捗状況 (6) 作業員(人) 人 (7) 資機材の確保状況 (容易 : 困難 : その他)		
(横断図)			

注) ・平面図を添付(全体計画及び進捗状況がわかる図面)  
・現況状況写真を添付

出水名

日 現在

1. 降雨量							
【時間雨量】	mm	事務所			日	時	
	mm				日	時	
	mm				日	時	
【累加雨量】	mm	事務所		日	時~	日	時
	mm			日	時~	日	時
	mm			日	時~	日	時

2. 河川の出水状況										
河川名	観測所名	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	ピーク水位	時現在水位	水位経過	摘	要(ホットライン実施状況)

3. 河川の被害状況										
破堤	越水・溢水	内水	その他	小計	施設被害(箇所)	摘 要				
県管理河川の被害状況										
国管理河川の被害状況										
計										

4-1. 水防予警報の発令状況										
水系名	河川名	洪水予報				水防警報				
		号数	予報種別	発表日時	基準観測所	号数	警報種別	発表日時	区間(自)/(至)	発表事務所

4-2. 水位周知の発令状況											
水系名	河川名	水位周知									
		号数	予報種別	発表日時	基準観測所						発表事務所

4-3. 県管理ダムの洪水調節状況									
河川名	ダム	洪水警戒体制		洪水調節		備考			
		開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻				
		日	日	日	日				
		日	日	日	日				
		日	日	日	日				

5. 水防本部の体制									
時刻	体制	班編成	人数	参集職員数(班員)					

6. 水防活動状況

7. 水防支部の体制									
時刻	体制	班編成	人数	参集職員数(班員)					



# 県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル

## 第8章 ダム編

### 目 次

第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（ダム）	VIII-2
第2	総 則	VIII-3
	1 適用範囲	
	2 臨時点検の種類	
第3	地震時の概略状況把握一次点検及び二次点検	VIII-5
	1 概略状況把握	
	2 一次点検	
	3 二次点検	
第4	応急復旧	VIII-6

第1 緊急点検・応急復旧に係る報告関係 (ダム)

区分	参集基準	県土整備部河川課	総合支庁建設部	民間業務協定業者
臨時体制	地震 震度4の地震が観測されたことを気象台から発表されたとき、又はダム基礎部の地震計の最大加速度が25ガル以上を観測したとき	<p>① 緊急防災体制のダム当番職員が参集し作業を行う。</p> <p>② 本マニユアル(ダム編)により各公所の担当と連絡を取り、点検結果、被災状況の報告(FAX又はe-mail)を受け、国土交通省東北地方整備局地域河川課へ報告又はe-mailする。</p> <p>③ 震度4に達しない地震が発生した場合においても、ダム基礎部に設置した地震計で最大加速度25ガル以上の観測値を記録したと各公所の担当が報告があった場合は、震度4の地震時対応と同様とする。</p>	<p>① ダム管理職員は全員参集し、本マニユアル(ダム編)により点検を行い、必要に応じて措置を講じるとともに、県土整備部河川課へ報告(FAX又はe-mail)する。</p> <p>② 震度4に達しない地震が発生した場合においても、ダム基礎部に設置した地震計で最大加速度25ガル以上の観測値を記録した場合は、震度4の地震時対応と同様とする。</p>	
	災害対策警戒班	<p>① 水防計画の体制により参集し、水防活動を行う。</p> <p>大雨・洪水警報が発表されたとき</p>	<p>① 水防計画の体制により参集し、水防活動を行う。</p> <p>② 必要に応じて本マニユアル(ダム編)により点検を行い、必要な措置を講ずるとともに県土整備部河川課へ報告(FAX又はe-mail)する。</p>	
第2次配備体制	地震 ① 臨時体制時の点検において異常が確認されたとき ② 洪水警戒体制中において、震度4の地震が観測されたことを気象台から発表されたとき、又はダム基礎部の地震計の最大加速度が25ガル以上を観測したとき	<p>① 緊急防災体制によりダム当番職員が参集し作業を行う。</p> <p>② 本マニユアル(ダム編)により各公所の担当と連絡を取り、点検結果、被災状況の報告(FAX又はe-mail)を受け、管理課及び国土交通省東北地方整備局地域河川課へ報告(FAX又はe-mail)する。</p> <p>③ 震度4に達しない地震が発生した場合においても、ダム基礎部に設置した地震計で最大加速度25ガル以上の観測値を記録したと各公所の担当が報告があった場合は、震度4の地震時対応と同様とする。</p>	<p>① ダム管理職員は全員参集し、本マニユアル(ダム編)により点検を行い、必要に応じて措置を講じるとともに、県土整備部河川課へ報告(FAX又はe-mail)する。</p> <p>② 震度4に達しない地震が発生した場合においても、ダム基礎部に設置した地震計で最大加速度25ガル以上の観測値を記録した場合は、震度4の地震時対応と同様とする。</p>	
	第3次配備体制	<p>① 水防計画の体制により参集し、水防活動を行う。</p> <p>大雨、洪水警報が発表され災害が発生するおそれがあるとき</p> <p>震度5弱以上の地震が観測されたことを気象台から発表されたとき又はダム基礎部の地震計の最大加速度が80ガル以上を観測したとき</p> <p>大規模な風水害により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>異常豪雪により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>噴火警報が発表されたとき</p> <p>その他、県土整備部長が必要と認めるとき</p>	<p>① 水防計画の体制により参集し、水防活動を行う。</p> <p>② 必要に応じて本マニユアル(ダム編)により点検を行い、必要な措置を講ずるとともに県土整備部河川課へ報告(FAX又はe-mail)する。</p> <p>① ダム管理職員は全員参集し、本マニユアル(ダム編)により点検を行い、必要に応じて措置を講じるとともに、県土整備部河川課へ報告(FAX又はe-mail)する。</p> <p>② 震度5弱以上に達しない地震が発生した場合においても、ダム基礎部に設置した地震計で最大加速度80ガル以上の観測値を記録した場合は、震度5弱以上の地震時対応と同様とする。</p>	

## 第2 総 則

### 1 適用範囲

- ① 本マニュアルは、山形県県土整備部所管のダムに適用するものとする。
- ② 本マニュアルで対象とする気象に係る事象は、地震・風水害・雪害・火山災害・その他の災害とする。
- ③ 本マニュアルで対象とする地震は、ダム基礎地盤あるいは堤体底部の地震計最大加速度が25(gal)以上である地震、又は気象庁震度階が4以上（ダム地点周辺の3観測所：ダ-3記載観測点）とする。

### 2 臨時点検の種類

#### (1) 地震計最大加速度 80(gal) 以上又は震度 5 弱以上の地震の場合

地震時の臨時点検は、概略状況把握、一次点検及び二次点検とする。

##### ア 概略状況把握（1時間以内）

地震発生直後に実施し、一次点検完了前の概略状況を把握する。担当職員は、地震発生後1時間以内に確認されたものを、様式ダ-3により河川課に直ちに報告する。

ただし、1時間以内で概略状況の報告が不可能な場合は、報告可能時間を河川課に電話連絡し、職員到着後直ちに様式ダ-3により報告する。

##### イ 一次点検（概ね3時間以内）

地震発生直後に実施し、目視による外観点検を主とする。担当職員は、点検終了後、様式ダ-3、様式2（被災箇所、異常箇所確認時）により河川課に直ちに報告する。

##### ウ 二次点検（概ね24時間以内）

一次点検に引き続いて行い、詳細の外観点検と、計測による点検とする。担当職員は、点検終了後、様式ダ-3、様式2（被災箇所、異常箇所確認時）により河川課に直ちに報告する。

なお、二次点検の実施が夜間に及ぶ場合には、一次点検において被災が確認されない場合に限り、地震後の出水の可能性等に配慮しつつ、即時点検の必要性や夜間視認の不確実性を考慮の上、二次点検を翌日の早朝に実施することができるものとする。

##### エ 緊急避難時の報告

緊急避難の必要性を確認した場合、直ちに関係各機関に報告し人命や下流域への影響を第一義的に考慮する。

#### (2) 地震計最大加速度 80(gal) 未滿かつ震度 4 以下の地震の場合

地震時の臨時点検は、前記(1)のとおりとする。

なお、二次点検省略対象ダム（※）については、一次点検において被災が確認されない場合、二次点検を省略できるものとする。

#### (3) 地震計最大加速度 25(gal) 未滿かつ震度 4 の地震の場合

地震時の臨時点検は、前記(1)のとおりとする。

なお、二次点検省略対象ダム（※）については、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）に平常時点検とあわせて一次点検等を実施できるものとする。

この場合、一次点検等を実施後、速やかに結果を報告する。

#### ※二次点検省略対象ダム

「ダム等における地震発生後の臨時点検結果の報告について（国土交通省通知 令和3年3月31日付け国水流第38号）」に規定される条件を満たすダムを指す。

令和5年3月現在、県管理ダムでは荒沢ダム、前川ダム、温海川ダム、白水川ダムが対象である。

#### （4）風水害、その他の災害

風水害については、3年に1回程度の規模以上の洪水や大雨が発生した場合、放流設備及び取付部周辺地山並びにフィルダムの法面について、臨時点検を実施する。雪害・火山災害・その他の災害については、ダムへの影響がある場合、地震・風水害の対応に準ずる。担当職員は、点検終了後、様式2により河川課に直ちに報告する。



### 第3 地震時の概略状況把握、一次点検及び二次点検

#### 1 概略状況把握

##### (1) 確認項目

目視での概略被災状況報告とし、全ての情報を把握していなくても1時間以内に確認されたものを速報する。連絡員や監視カメラ等による情報を含む。

確認項目は、ダム本体の大規模亀裂等異変の有無、ゲート等からの異常な放水等、ダム天端設備や建屋・管理所の倒壊等、貯水池・管理用道路等の大規模崩壊の有無、その他視認されたダムの異変、とする。

##### (2) 確認ルート

確認作業のためルートを予め明確にしておかなければならない。

##### (3) 点検後の措置

ダム管理担当課長は、地震発生後から1時間以内に把握した状況について河川課に報告する。

##### (4) 地震発生直後に職員が不在の場合

職員等が不在の場合には、職員等の到着・報告可能時刻、点検開始予定時刻、一次点検完了見込み時刻等、を電話等により速やかに河川課に報告する。

#### 2 一次点検

##### (1) 点検項目

主に目視による外観点検とし、点検項目は、ダム堤体、周辺地山取付部、放流設備、電気通信設備及びその他の点検を行うものとする。

##### (2) 点検ルート

点検箇所毎に点検ルートを明確にしておかなければならない。

##### (3) 点検後の措置

ダム管理担当課長は、点検結果からダムの被害の有無を判定し、必要な処置を講ずるとともに、河川課に報告する。

#### 3 二次点検

##### (1) 点検項目

一次点検後の詳細な外観点検と計測による点検とし、点検項目は、一次点検項目に計測項目（漏水量、たわみ又は変位量等）、貯水池周辺地山並びに放流警報設備に関する項目等を加えた点検とする。

##### (2) 点検ルート

点検箇所毎に点検ルートを明確にしておかなければならない。

##### (3) 点検後の措置

ダム管理担当課長は、点検結果からダムの被害の有無を判定し、必要な処置を講ずるとともに、河川課に報告する。

表-1 地震発生後における連絡経路・手段等

時 点	連絡経路・連絡手段	内 容
職員参集時	管理課 ←〈口頭〉→ 河川課 ←〈電話〉→ 各ダム管理担当課	状況の確認 連絡先の通知
パトロール 出 発 時	各ダム管理担当課 ←〈様式1, ダ-3〉→ 河川課 ←〈様式1, ダ-3〉→ 管理課	初動体制報告
被災確認時	各ダム管理担当課 ←〈様式2 (被災箇所確認時), ダ-3〉→ 河 川課 ←〈様式2 (被災箇所確認時), ダ-3〉→ 管理課 各ダム管理担当課 ←〈山形県防災情報システムに入力〉→危機 管理課	被災箇所報告
毎 正 時 【毎正時ルル】	各ダム管理担当課 ←〈必要なし〉→ 河川課 ←〈様式ダ-3〉→ 管理課	全情報 (被害 なし情報も)
パトロール 完 了 時	各ダム管理担当課 ←〈様式2 (被災箇所確認時), ダ-3〉→ 河 川課 ←〈様式ダ-3〉→ 管理課	パト完了時
体制解除時	各ダム管理担当課 ←〈様式1〉→ 河川課 ←〈様式1〉→ 管理課	解散時 (応急 工事の必要が ない場合)

注) 報告は、E-mail もしくはFAXを基本とする。

河川課 E-mail : ykasen@pref.yamagata.jp FAX : 0 2 3 - 6 2 5 - 3 8 6 6

#### 第4 応急復旧

点検結果からダムの被害が認められた場合においては、必要な場合河川課と協議のうえ、必要な措置を講ずること。



様式-2

ダム点検記録様式

第 報 年 月 日 時 分 現在

ダム名： 担当課（支所）名： 点検者 職・氏名：

点 検 年 月 日		西 暦	年	月	日	開 始	時	分
前 回 点 検 年 月 日		西 暦	年	月	日	終 了	時	分
点 検 区 分		定 時 ・ 臨 時 〔 一 次 〕 〔 二 次 〕	地 震 の 状 況		発 生 日 時： 月 日 時 分			
			水 害 ・ そ の 他 災 害 の 状 況		ダ ム 周 辺 震 度： 地 震 計 最 大 加 速 度 (gal) X : Y : Z 基 礎： 天 端：			
設 備	点 検 項 目	状 況						
ダ ム	漏 水							
	コ ン ク リ ー ト 表 面 ひ び わ れ							
	そ の 他							
	表 面 し ゃ す い 壁							
	そ の 他							
取 周 辺 付 地 部 山	漏 水							
	き 裂							
	崩 落							
	地 す べ り							
放 流 設 備	漏 水							
	余 水 吐							
	障 害 物							
	機 器							
	予 備 電 源 装 置							
	記 事							
	所 見							

様式ダ-3

〇〇地震 震度△ マグニチュード〇〇 2000/00/00 00時00分発生

年 月 日

ダム点検状況 直轄 ダム 全体  
 機構 ダム ダム  
 点検対象ダム 補助 ダム  
 利水 ダム

県	所管別	水系名	河川名	ダム地点震度 (気象台発表震度観測点)	ダム名	管理者	確認後速やかに			1次点検後	2次点検後	備考
							最大加速度gal			一次点検	二次点検	
							地震計の有無	基礎	天端			
山形県	補助	最上川水系	置賜野川	飯豊町榑 白鷹町荒砥 長井市ままの上	木地山	山形県	有	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	補助	赤川水系	赤川	鶴岡市上山添 鶴岡市温海川 鶴岡市下名川	荒沢	山形県	有	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	補助	最上川水系	鮭川	真室川町新町 山形金山町中田 山形金山町金山	高坂	山形県	有	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	補助	最上川水系	馬見ヶ崎川	山形市緑町 山形市旅籠町 山形市葉師町	蔵王	山形県	有	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	補助	月光川水系	月光川	遊佐町舞鶴 遊佐町遊佐 酒田市観音寺	月光川	山形県	有	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	補助	最上川水系	前川	上山市河崎 南陽市三間通 高島町高島	前川	山形県	有	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	補助	温海川水系	温海川	鶴岡市温海川 鶴岡市温海 鶴岡市下名川	温海川	山形県	有	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	補助	最上川水系	白水川	村山市中央 東根市中央 天童市老野森	白水川	山形県	有	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	補助	最上川水系	金山川	山形金山町金山 山形金山町中田 真室川町新町	神室	山形県	有	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	補助	最上川水系	田沢川	庄内町清川 酒田市飛鳥 酒田市山田	田沢川	山形県	有	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	補助	最上川水系	綱木川	米沢市駅前 米沢市林泉寺 米沢市金池	綱木川	山形県	有	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	補助	最上川水系	押切川	天童市老野森 東根市中央 山形市緑町	留山川	山形県	有	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	補助	最上川水系	最上小国川	尾花沢市若葉町 最上町向町 大崎市鳴子	最上小国川 流水型	山形県	有	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	利水	最上川水系	菖蒲川	山形市緑町 高島町高島 上山市河崎	菖蒲川	上山市土 地改良区	無	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	利水	最上川水系	銀山川	尾花沢市若葉町 村山市中央 大石田町緑町	銀山川	尾花沢市	無	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
	利水	最上川水系	京田川	鶴岡市羽黒町 鶴岡市藤島 鶴岡市上山添	三又	鶴岡市羽 黒庁舎	有	X: Y: Z:	X: Y: Z:			
利水	最上川水系	本沢川	山形市緑町 上山市河崎 山辺町緑ヶ丘	本沢	最上川中 流土地改 良区	無	X: Y: Z:	X: Y: Z:				

H19.9.1以降、本様式へ移行する。



# 県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル

## 第9章 砂防・地すべり・急傾斜・雪崩編

### 目 次

第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（砂防・地すべり・急傾斜・雪崩） .....	IX-2
第2	緊急点検マニュアル.....	IX-3
	1 目的	
	2 対象施設	
第3	砂防関係施設管理者が行う作業.....	IX-3
	1 砂防・災害対策課職員が行う作業	
	2 総合支庁建設部職員が行う作業	
第4	民間業務協定業者が行う作業.....	IX-5
	1 緊急点検	
	2 応急復旧	
第5	土砂災害警戒情報に係る防災体制.....	IX-24

第 1 緊急点検・応急復旧に係る報告関係（砂防・地すべり・急傾斜・雪崩）

区分	参集基準	砂防・災害対策課	総合支庁建設部	民間業務協定業者
(第 1 次配備体制) 風水害 火 山 噴火 地震	大層警報が発表されたとき 又は台風接近時に大雨注意報が発表されたとき 噴火警報（火口周辺）が発表されたとき 震度 4 の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるとき（※ 4） 大雨警報が発表され土砂災害が発生するおそれがあるとき（※ 1） 大雪警報が発表され災害が発生するおそれがあるとき（※ 1） （朝霧な大雪に関する気象情報はこれに該当する） 噴火警報（火口周辺）が発表され災害が発生するおそれがあるとき 震度 5 弱以上の地震が観測されたとき	① 当番の職員は砂防・災害対策課に参集する。 ② 各総合支庁の当番職員と連絡を取り、点検結果・被災状況について様式-1 等（e-mail（※ 3））で報告を受け、取りまとめ結果を管理課へ報告する。 ③ 被災が確認された場合は、様式-7～10 により、国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全局、国土交通省東北地方整備局等へ報告する。	① 当番の職員が参集する。 ② 地元市町村、住民からの情報収集に努め、被害が予想される施設または箇所について、本マニユーアルによりパトロールし、その結果を砂防・災害対策課に様式-1（e-mail（※ 3））で報告する。 ③ 被災が確認された場合は、砂防・災害対策課に様式-2、7～10（e-mail（※ 3））で報告する。 ④ 緊急に応急工事を行う必要がある場合は、砂防・災害対策課に e-mail（※ 3）で報告し、民間業務協定業者に出勤の要請を行う。	総合支庁から要請があった場合は、本マニユーアルにより、緊急点検・応急復旧を行い、総合支庁の担当課に F A X 等で報告する。
		風水害 雪 火 山 その他	① 砂防・災害対策課長および当番の職員は砂防・災害対策課に参集する。 ② 各総合支庁の職員と連絡を取り、点検結果・被災状況について様式-1 等（e-mail（※ 3））で報告を受け、取りまとめ結果を管理課へ報告する。 ③ 被災が確認された場合は、様式-7～10 により、国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全局、国土交通省東北地方整備局等へ報告する。 ④ 地震の場合は、砂防関係施設等の緊急点検の結果について、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、国土交通省東北地方整備局等へ報告する。	① 参集可能な職員は砂防・災害対策課に全員参集する。 ② 以降は、以下と同様。
(第 2 次配備体制) 風水害 雪 火 山 その他	風水害 雪 火 山 その他	① 砂防・災害対策課長および当番の職員は砂防・災害対策課に参集する。 ② 各総合支庁の職員と連絡を取り、点検結果・被災状況について様式-1 等（e-mail（※ 3））で報告を受け、取りまとめ結果を管理課へ報告する。 ③ 被災が確認された場合は、様式-7～10 により、国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全局、国土交通省東北地方整備局等へ報告する。 ④ 地震の場合は、砂防関係施設等の緊急点検の結果について、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、国土交通省東北地方整備局等へ報告する。	① 参集可能な職員は砂防・災害対策課に参集する。 ② 以降は、以下と同様。	① 総合支庁から要請があった場合は出動・点検を行い総合支庁の担当課に F A X 等で報告する。 ② 応急工事が必要な場合は、総合支庁担当者から報告する。 ③ 事前に報告できない場合は緊急工事が完了、又は作業が一段落した時点で報告する。
(第 3 次配備体制) 風水害 雪 火 山 その他	風水害 雪 火 山 その他	① 砂防・災害対策課長および当番の職員は砂防・災害対策課に参集する。 ② 各総合支庁の職員と連絡を取り、点検結果・被災状況について様式-1 等（e-mail（※ 3））で報告を受け、取りまとめ結果を管理課へ報告する。 ③ 被災が確認された場合は、様式-7～10 により、国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全局、国土交通省東北地方整備局等へ報告する。 ④ 地震の場合は、砂防関係施設等の緊急点検の結果について、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、国土交通省東北地方整備局等へ報告する。	① 参集可能な職員は砂防・災害対策課に参集する。 ② 以降は、以下と同様。	① 総合支庁から要請があった場合は出動・点検を行い総合支庁の担当課に F A X 等で報告する。 ② 応急工事が必要な場合は、総合支庁担当者から報告する。 ③ 事前に報告できない場合は緊急工事が完了、又は作業が一段落した時点で報告する。

(※ 1) 第 1 次配備体制から第 2 次配備体制への移行  
 管理課は、各課と連携を密にし、気象及び河川水位等の情報を随時把握し、災害が発生するおそれがあるときは、第 2 次配備体制への移行について、管理課長及び企画主幹と協議の上で、県土整備部長の判断により決定する。  
 (※ 2) 第 2 次配備体制から第 3 次配備体制への移行  
 管理課は、各課と連携を密にし、被害等の情報を随時把握し、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第 3 次配備体制への移行について、管理課長及び企画主幹から県土整備部長等に連絡し、部長の判断により決定する。  
 (※ 3) 通信障害等の理由により e-mail が使用できない場合は F A X での報告も可とする。  
 (※ 4) 震度 4 の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるときは、「第 9 章 砂防・地すべり・急傾斜・雪崩編、第 2 緊急点検マニユーアル、2 対象施設」に記載されたとおり。



## 第2 緊急点検マニュアル

### 1 目的

このマニュアルは、県土整備部防災業務計画に基づき、県管理の砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設及び土砂災害の緊急点検・緊急応急復旧を速やかに実施するため、県（砂防関係施設管理者）及び民間業務協定業者が行う作業内容を定めたものである。

### 2 対象施設

緊急点検を実施する箇所は、下記の中から、各総合支庁において決定する。

- ① 砂防えん堤：土石流危険渓流の砂防えん堤、水溜め砂防えん堤、堤高15m以上の砂防えん堤
- ② 床固工・渓流保全工（流路工）：保全対象が近い施設
- ③ 地すべり防止施設：斜面、法面、水路工、集水井、杭工、アーカー工、擁壁工、ボーリング工
- ④ 急傾斜地崩壊防止施設・雪崩防止施設：斜面、法枠工、地表水排除工、擁壁工
- ⑤ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、雪崩危険箇所対策施設がない箇所

なお、震度4以上の地震が発生した場合は、次のとおり緊急点検を行う。（※1）

- (1) 震度4の地震が発生した場合は、該当市町村における次の砂防関係施設について緊急点検を実施する。
  - ア 最大震度5強以上の地震発生に伴い、当該地域周辺で震度4が記録された市町村については、損傷度評価A（※2）の施設
- (2) 震度5弱の地震が発生した場合は、該当市町村における次の砂防関係施設について緊急点検を実施する。
  - ア 損傷度評価Aの施設、空石積構造等脆弱な構造を有する施設
  - イ 要配慮者利用施設や防災拠点など、重要な保全対象を保全するもの
  - ウ 最下流の基幹えん堤（※3）や堤高の高さが15m以上のもの
- (3) 震度5強以上を観測した市町村においては、上記箇所の他に「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）国土交通省砂防部（平成20年2月）」に基づき、必要に応じて土砂災害警戒区域やその周辺について緊急点検を行う。
  - （※1）「地震時における砂防関係施設の緊急点検について（平成30年12月5日付け砂災第254号通知）」を参考とする
  - （※2）山形県砂防関係施設機能保全計画（平成27年3月）の損傷度評価において、施設の機能低下や安全にかかわる異常または損傷が発見され、対応が必要と位置付けられた施設
  - （※3）土砂災害警戒区域（土石流）の指定されている箇所において最下流の砂防えん堤（基準点より上流区間に限る）

## 第3 砂防関係施設管理者が行う作業

### 1 砂防・災害対策課職員が行う作業

- ① 県土整備部緊急防災体制参集マニュアルに基づき参集後の作業を行う。
- ② 各総合支庁と連絡をとり、点検結果、被災状況をE-mail等で報告を受け、管理課へ報告すると共に、必要に応じて関係各課への情報提供を行う。
- ③ 被災状況をとりまとめ、国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課、国土交通省水管理・国土保全局防災課（施設に被害があった場合）、国土交通省東北地方整備局、北陸地方整備局へ報告する。

## 2 総合支庁建設部職員が行う作業

- ① 県土整備部緊急防災体制参集マニュアルに基づく参集後の作業を行う。
- ② 各総合支庁建設部では、参集した人員から総括責任者と連絡責任者、及び緊急点検・応急復旧班を編成する。点検班は、班員、経路、連絡方法の確認を行い、速やかに出動する。出動の際は、携帯電話、管内図、点検簿（様式2～6）、バリケード等の応急措置資材、必要に応じて画像伝送装置を携帯する。
- ③ 各民間業務協定業者から緊急点検結果、緊急応急復旧の報告を受け、下表－1に従って、砂防・災害対策課へE-mail等で報告する。
- ④ 報告内容は、現状の情報、点検の計画・状況・結果等とする。
- ⑤ 点検の状況・結果には、被災情報、進捗状況、被害なしの情報を盛り込むものとする。
- ⑥ 地元市町村、住民からの情報収集に努め、被災状況を把握し、砂防・災害対策課へ報告する。
- ⑦ 緊急応急復旧の必要が生じた場合は、「災害等緊急時における応急復旧工事等の円滑な実施について（平成25年2月25日付け砂災第367号通知）」により業者へ出動を要請する。
- ⑧ 保全対象の居住区に直接被害が及ぶと懸念される場合は、すみやかに市町村に警戒避難の助言を行う。
- ⑨ 緊急点検により、地すべり現象を覚知した場合は、「大規模地すべり緊急調査ガイドライン（案）山形県」に基づき前調査を実施し、土砂災害防止法に基づく緊急調査の着手判断を行うと共に人命保護を優先とした迅速な対応を行う。

表-1 連絡時点及び連絡経路・手段等（各総合支庁と砂防・災害対策課）

時 点	連絡経路・連絡手段	報告内容
職員参集時	管理課 ←〈口頭〉→砂防・災害対策課 ←〈電話〉→ 各総合支庁	状況の確認 連絡先の通知
パトロール 出 発 時	各総合支庁 —〈様式1〉→ 砂防・災害対策課 —〈砂防総括表・ 様式1〉→ 管理課	初動体制報告
被災確認時	各総合支庁 —〈様式2・7～10〉→ 砂防・災害対策課 —〈様式 2・7～10〉 → 管理課 各総合支庁 —〈山形県防災情報システムに入力〉	被災箇所 規制報告
毎 正 時 【毎正時ル ル】	各総合支庁 —〈様式1〉→ 砂防・災害対策課 —〈砂防総括表・ 様式1〉→ 管理課	全情報（点検の進捗 状況及び被害なし情 報も報告）
パトロール 完 了 時	各総合支庁 —〈様式1 <sup>※注2</sup> 〉→ 砂防・災害対策課 —〈砂防総括表 ・様式1〉→ 管理課	パト結果
体制解除時	各総合支庁 —〈様式1〉→ 砂防・災害対策課 —〈砂防総括表・ 様式1〉→ 管理課	解散時（応急工事の 必要がない場合）

### ※報告様式

- 緊急点検・応急復旧状況（総括表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 砂防総括表
- 被害・応急対策報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式－1
- 緊急点検簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式－2
- 災害報告（土石流等）【国土交通省への報告様式】・・・・・・・・・・ 様式－7
- 災害報告（地すべり）【国土交通省への報告様式】・・・・・・・・・・ 様式－8
- 災害報告（がけ崩れ）【国土交通省への報告様式】・・・・・・・・・・ 様式－9
- 災害報告（雪崩）【国土交通省への報告様式】・・・・・・・・・・・・ 様式－10

注1）報告は、E-mailを基本とする（やむを得ない場合はFAXとする）。

## 第 4 民間業務協定業者が行う作業

### 1 緊急点検

#### (1) 調査点検方法

##### ア 点検方法

点検は目視もしくはUAVにより被災箇所的位置、延長、被害程度、被害項目の概略を把握する。

##### イ 被災箇所の写真撮影

緊急復旧により被災形態が消滅してしまう恐れがあるので、被災箇所の全体状況を把握するための全景写真と被災の状況を数量的に把握するための近接写真を撮影する。この場合、クラック等は、スケールを置くなど災害規模が分かるよう撮影する。

UAVは高い視点から施設周辺を広く俯瞰的に撮影することができ、施設の上下流や周辺地山の状況を把握できることから、可能な限り撮影する。溪流保全工等の施工延長が長い施設あるいは、吹付工等の面的な広がりを持つ施設については、UAVを定速飛行させて動画撮影やインターバル静止画撮影を行うよう努める。スケールになり得るものが無い場合、UAVで全景写真と近接写真の両方を撮影して、水通しの幅や天端幅などの寸法既知の構造諸元から変状の規模を読み取れるようにする。

##### ウ 夜間の場合の点検

災害が夜間に発生するなど、夜間に点検する必要がある場合は、主要施設等を中心に点検する。主要施設等に変状が確認されなくても、周辺の状況から判断して危険性がある場合は、応援を依頼し詳細に点検を行うものとする。また必要に応じ、明朝に再度点検を行うものとする。

#### (2) 調査点検内容

##### ア 砂防えん堤、床固工、溪流保全工（流路工） … 様式－ 3

- ① 本体の変位、クラックの有無、漏水の有無を確認する。
- ② 取り付け部周辺地山の漏水、亀裂、崩壊の状況を確認する。
- ③ 堆砂地の状況、周辺の地すべりの有無を確認する。
- ④ ジョイントの開き、沈下、崩壊状況を確認する。
- ⑤ 河道の状況、底張りの被害状況を確認する。

##### イ 地すべり防止施設 … 様式－ 4

- ① 斜面、法面の崩壊、クラック、湧水の有無を確認する。
- ② 水路工の横ずれ、沈下、クラックの有無、埋塞状況を確認する。
- ③ ボーリング工の排水量、排水の濁りを観測し、異常を判断する。
- ④ 集水井の破損状況及び集排水管の破損状況を確認する。
- ⑤ 杭頭の移動、変状点検する。
- ⑥ アンカー工の頭部について、金具、支圧板等の破損状況を確認する。

⑦ 擁壁工の破壊、沈下、クラックの有無、ジョイントのずれを確認する。

#### ウ 急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設 … 様式－5

- ① 斜面、法面の崩壊、クラック、湧水の有無を確認する。
- ② 法面保護工、コンクリート製品、吹付工の破損状況を確認する。
- ③ 擁壁工の破壊、沈下、クラックの有無、ジョイントのずれを確認する。

#### エ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

… 様式－6（1）～（4）

- ① 山 腹：斜面崩壊の状況及び亀裂、段差等の大規模な変状を確認する。
- ② 溪 床：天然ダム状況、異常堆積の状態を確認する。
- ③ 地すべり：既往地すべりの拡大状況または、新規地すべりの状況を確認する。
- ④ 急傾斜地：崩壊、落石、亀裂等の変位を確認する。

#### （3）報 告

- ① 下表－2に従って、別紙様式により総合支庁建設部へ報告する。
- ② 報告内容は、現状の情報、点検の計画・状況・結果等とする。
- ③ 点検の状況・結果には、被災情報、進捗状況、被害なしの情報を盛り込むものとする。

## 2 応急復旧

公共土木施設災害復旧事業によらないものとする。

### （1）応急対策方法

#### ア 砂防えん堤、床固工、溪流保全工（流路工）

亀裂等に対しては、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。

異常堆積、浸食がある場合は流水の方向が変わらないように河道の修正を行う。

#### イ 地すべり防止施設

亀裂に対してシートを張る。落石には仮設防護柵を設置する。地すべりの拡大の兆候がある場合、土塊の排土や押さえ盛土、蛇籠の設置等を行う。

#### ウ 急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設

落石に対する仮設防護柵や施設に対する仮設的な補強工を行う。

#### エ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

山腹について、表面流が亀裂に流入するのを防止するためシート張りや、排水路工事を行う。

溪流について、天然ダムが越流により決壊の恐れがある場合は、開削により水位を下げる。

また、異常堆積の場合は、排土工により土砂の流出を防ぐ。

#### オ 火山噴火対策

「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に則り緊急対策を実施する。

### （2）規制誘導

応急復旧が民間業務協定業者の自主的な応急対策では対応できない場合は、復旧工事に着手するまでの間、住民が被災箇所に立ち入ることのないようバリケード等で規制誘導を行う。

### （3）報 告

応急復旧を行う場合には、総合支庁建設部へ報告すること。事前に報告できない場合は、応急工事が完了または、作業が一段落した時点で報告するものとする。

表-2 連絡時点及び連絡経路・手段等（民間協定業者と各総合支庁間）

時 点	連絡経路・連絡手段	報告内容
パトロール 出 発 時	民間業務協定業者 ―〈電話又は様式〉→ 各総合支庁建設部	状況の確認 連絡先の通知 初動体制報告
被災確認時	民間業務協定業者 ―〈電話 又は 様式〉→ 各総合支庁	被災個所 規制報告 点検の進捗状況 も併せて報告
点検の進捗に 応じて随時	民間業務協定業者 ―〈電話 又は 様式〉→ 各総合支庁	全情報（点検の 進捗状況及び被 害なし情報も報 告）
パトロール 完 了 時	民間業務協定業者 ―〈電話 又は 様式〉→ 各総合支庁	点検結果
体制解除後	民間業務協定業者 ―〈様式〉→ 各総合支庁	点検結果

※民間業務協定業者から緊急点検の様式

- 災害協定に基づく点検・応急対策報告書（協定業者） . . . . . 様式-2の1
- 砂防えん堤・床固工・溪流保全工（流路工） . . . . . 様式-3
- 地すべり防止施設 . . . . . 様式-4
- 急傾斜地崩壊防止施設・雪崩防止施設 . . . . . 様式-5
- 土石流危険溪流・地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所  
. . . . . 様式-6（1）～（4）



砂防総括表

平成17年8月16日 宮城県南部地震 による砂防施設などの緊急点検・応急復旧状況（総括表）【例】

県土整備部砂防・災害対策課 第5報 (終報)

事	中度弱_中山町、中度報_山形市(11:30発令)、米沢市(11:45発令) 大 等
年	平成
月	
日	
時	
分	現在

総括 任者  
絡 任者

県土整備部砂防・災害対策課の体制	第二次～備体制	12:00	体制	体制	切替	職員 参 人	5
	体制		体制	体制	解	状況	

1 県管理分

所属	状況	緊急点検状況 パトロール				被害状況				措置状況							
		災体制		点検箇所		点検完了箇所		土砂災害危 箇所など			施設被害 状況						
		体制	始時刻 解時刻	班数	始時刻 完了時刻	砂	崩	砂	崩			砂	崩	計	計		
河川砂 課	第二次～備	12:10 16:00	13:00 15:00	1	3	6	12	3	6	12	21	3	6	12	1	無し	土砂撤去済
山村 課	第二次～備	12:00 15:00	12:10 15:00	1	1	3	16	1	3	16	20				0		
北村 課	第二次～備	12:00 17:00	13:15 17:00	2	6	4	12	6	4	12	22				0		
河川砂 課	第二次～備	12:00 17:00	13:00 16:30	2	4	7	10	4	7	10	21				0		
河川砂 課	第二次～備	12:00 17:00	12:25 16:25	1	3		9	3		9	12				0		
西置 課	第二次～備	12:30 17:00	13:00 17:00	8		7	8		7	8	15				0		
河川砂 課	第二次～備	12:10 17:00	13:00 17:00	1	5	1	12	5	1	12	18				1	無し	倒木処理済 市撤去
庄内				16	22	28	79	22	28	79	129	0	129	0	2	0	0
計																	

2 国管理分

所属	状況	概況				被害状況				措置状況								
		災体制		点検箇所		点検完了箇所		土砂災害危 箇所など			施設被害 状況							
		体制	始時刻 解時刻	班数	始時刻 完了時刻	砂	崩	砂	崩			砂	崩	計	計			
新庄河川事務所															0	0	0	0
山系砂 事務所															0			
福島河川国 事務所															0			
計															0	0	0	0





による《河川・海岸・砂防等》緊急点検簿 (No. )

総合支庁

庁舎 河川砂 課

班 点検者

年 月 日 時 分現在

概 況	災 害 発 生 時 刻	点 検 始 時 刻	点 検 終 了 時 刻	河川名・箇所名等		位 置	被害状況 ※		措置の状況 ※	評価
				種別	種別		程度	程度		
1										
2										
3										

※1「被害状況」欄は、下記区分に基づき被害程度を併せて記入する。また、土砂移動形態についても記入する。  
 正 常 若干の異常が認められるが、当 供用可能  
 供用不可能であるが、 微な復旧措置で供用可能 供用不可能であり、大規模な復旧措置が必要  
 ※2「措置の状況」欄には、評価を併せて記入する。  
 常の点検で対応 緊急復旧事業必要、二次調査必要 C 二次災害 止のための規制 戒

## 災害協定に基づく点検・応急対策報告書（協定業者）

<p><b>1、震度5弱以上の地震観測、又は津波警報の発表</b></p> <p>災害協定に基づく点検・応急対策の 出動基準</p> <p>※ 又は を○で囲む。</p>	<p><b>2、県からの出動要請</b></p> <p>県からの出動要 があった日時</p>
年 月 日 時 分 県側 絡者	年 月 日 時 分 協定業者側 絡者

概 況

番号	災害発生時刻	点検時刻	点検終了時刻	河川名・箇所等種別	位置	被害状況 ※	措置の要・不要	応急対策の状況 ※	評価
1				河川					
2				砂					
3				急傾斜					
4				海岸					
5									
6									
7									
8									

※1「程度」欄は、下記区分に基づき被害程度を記入する。また、「被害状況」欄は土砂移動形態についても記入する。  
 A: 正常 B: 若干の異常が認められるが、当面供用可能 C: 供用不可能であるが、軽微な復旧措置で供用可能 D: 供用不可能であり、大規模な復旧措置が必要

※2「評価」欄には、下記区分に基づき措置の状況を評価する。

※3 民間業務協定業者は、点検・応急復旧作業必要、二次調査必要 C: 二次災害防止のための規制警戒避難

※4 民間業務協定業者は、点検・応急復旧作業必要、二次調査必要 C: 二次災害防止のための規制警戒避難

※5 民間業務協定業者は、点検・応急対策及び報告にあたっては、「県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル」により実施する。

※6 民間業務協定業者は、点検・応急対策が完了した時は、直ちに報告書を作成し、各総合支庁に報告する(被害の有無にかかわらず対象箇所毎に1枚程度の点検状況写真を添付する。被害があった場合は被害状況写真も添付する。)。また、出動基準2のときは、出動要請は、各総合支庁の課長、主幹、課長補佐又は課長の指示を受けた者が行う。

※7 民間業務協定業者は、点検・応急対策及び報告にあたっては、「県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル」により実施する。

※8 民間業務協定業者は、点検・応急対策が完了した時は、直ちに報告書を作成し、各総合支庁に報告する(被害の有無にかかわらず対象箇所毎に1枚程度の点検状況写真を添付する。被害があった場合は被害状況写真も添付する。)。また、出動基準2のときは、出動要請は、各総合支庁の課長、主幹、課長補佐又は課長の指示を受けた者が行う。

※9 民間業務協定業者は、点検・応急対策が完了した時は、直ちに報告書を作成し、各総合支庁に報告する(被害の有無にかかわらず対象箇所毎に1枚程度の点検状況写真を添付する。被害があった場合は被害状況写真も添付する。)。また、出動基準2のときは、出動要請は、各総合支庁の課長、主幹、課長補佐又は課長の指示を受けた者が行う。

※10 民間業務協定業者は、点検・応急対策が完了した時は、直ちに報告書を作成し、各総合支庁に報告する(被害の有無にかかわらず対象箇所毎に1枚程度の点検状況写真を添付する。被害があった場合は被害状況写真も添付する。)。また、出動基準2のときは、出動要請は、各総合支庁の課長、主幹、課長補佐又は課長の指示を受けた者が行う。

※11 民間業務協定業者は、点検・応急対策が完了した時は、直ちに報告書を作成し、各総合支庁に報告する(被害の有無にかかわらず対象箇所毎に1枚程度の点検状況写真を添付する。被害があった場合は被害状況写真も添付する。)。また、出動基準2のときは、出動要請は、各総合支庁の課長、主幹、課長補佐又は課長の指示を受けた者が行う。

※12 民間業務協定業者は、点検・応急対策が完了した時は、直ちに報告書を作成し、各総合支庁に報告する(被害の有無にかかわらず対象箇所毎に1枚程度の点検状況写真を添付する。被害があった場合は被害状況写真も添付する。)。また、出動基準2のときは、出動要請は、各総合支庁の課長、主幹、課長補佐又は課長の指示を受けた者が行う。

※13 民間業務協定業者は、点検・応急対策が完了した時は、直ちに報告書を作成し、各総合支庁に報告する(被害の有無にかかわらず対象箇所毎に1枚程度の点検状況写真を添付する。被害があった場合は被害状況写真も添付する。)。また、出動基準2のときは、出動要請は、各総合支庁の課長、主幹、課長補佐又は課長の指示を受けた者が行う。

※14 民間業務協定業者は、点検・応急対策が完了した時は、直ちに報告書を作成し、各総合支庁に報告する(被害の有無にかかわらず対象箇所毎に1枚程度の点検状況写真を添付する。被害があった場合は被害状況写真も添付する。)。また、出動基準2のときは、出動要請は、各総合支庁の課長、主幹、課長補佐又は課長の指示を受けた者が行う。

※15 民間業務協定業者は、点検・応急対策が完了した時は、直ちに報告書を作成し、各総合支庁に報告する(被害の有無にかかわらず対象箇所毎に1枚程度の点検状況写真を添付する。被害があった場合は被害状況写真も添付する。)。また、出動基準2のときは、出動要請は、各総合支庁の課長、主幹、課長補佐又は課長の指示を受けた者が行う。

災害協定に基づく  
点検・応急対策の  
証明欄

※この証明は建設工事入札参加 格の審査時に「災害時の対応」評価に  
活用されます。

証明年月日	年 月 日
所 属	〇〇総合支庁河川砂防課
職氏名	印

砂防えん堤・床固工・溪流保全工（流路工）点検記録表

・構造物種別 砂防えん堤 床固工 溪流保全工（流路工）完成年月 年 月 ・河川名 水系 川 ・所在地 ・調査年月日 年 月 日 時 分 ・記入者 会社名： 担当者氏名：					
対象	点検項目	被害 有・無 大・中・小	状 況	測定方法	
えん堤本体	堤体のフロック継ぎ目でのずれ	大中小 無			
	の転倒	大中小 無			
	変位の滑動	大中小 無			
	位置沈下	大中小 無			
	堤体のクラック	大中小 無			
	漏水	大中小 無			
	その他	大中小 無			
	基礎地盤	変位	大中小 無		
		洗堀	大中小 無		
周辺地山	漏水	大中小 無			
	亀裂、段差	大中小 無			
	崩落	大中小 無			
堆砂地	堆砂状況	大中小 無			
	周辺の崩落	大中小 無			
溪流保全工	開口	大中小 無			
	沈下	大中小 無			
	はらみ	大中小 無			
	崩壊	大中小 無			
	亀裂	大中小 無			

対象	点検項目	被害 有・無 大・中・小	状 況	測定方法
その他	水叩き	大中小 無		
	側壁			
	垂直壁			
	河道状況			
	底張り			
その他	周囲の状況			
	その他の施設			
・ボンフ絵          ・写真				

様式一4

地すべり防止施設点検記録表

・地すべり地区名 ・河川名 ・所在地 ・調査年月日 ・記入者		水系 川 完成年月 年 月 日 時 分 担当者氏名：		会社名：	
対象	点検項目	被害 有・無 大・中・小	状	況	測定方法
斜面	崩壊	大中小 無			
斜面	クラック、段差	大中小 無			
斜面	陥没、沈下	大中小 無			
斜面	はらみだし	大中小 無			
水	湧水	大中小 無			
水路	横ずれ	大中小 無			
工	陥没、沈下	大中小 無			
	クラック	大中小 無			
	埋塞	大中小 無			
ボーリング工	切断	大中小 無 不明			
	変形	大中小 無 不明			
	亀裂	大中小 無 不明			
集水井工	井筒の破損	大中小 無 不明			
	排水管の破損	大中小 無 不明			
	集水管の破損	大中小 無 不明			
杭	移動	大中小 無 不明			
	変形	大中小 無 不明			
土工	土塊の抜けだし	大中小 無 不明			
アンカー工	アンカー工の被害	大中小 無 不明			
工					

対象	点検項目	被害 有・無 大・中・小	状	況	測定方法
擁壁	破損	大中小 無			
工	沈下	大中小 無			
	クラック	大中小 無			
	ジョイント部の剥離	大中小 無			

・ボーン絵  
・写真

様式一5

急傾斜地崩壊防止施設・雪崩防止施設点検記録表

・地区名 ・所在地 ・調査年月日 ・記入者	完成年月 年 月 日 時 分 担当者氏名：	年 月
・会社名：	被 害 有・無 大・中・小	状 況
対 象	点 検 項 目	測 定 方 法
地	崩壊 大中小 無	
山	クラック、段差 大中小 無	
斜	陥没、沈下 大中小 無	
面	はらみだし 大中小 無	
法	湧水 大中小 無	
面		
法	はらみ 大中小 無	
面	抜け落ち 大中小 無	
保	陥没 大中小 無	
護	コンクリート製品の破損 大中小 無	
工	付けの破損 大中小 無	
擁	破壊 大中小 無	
壁	沈下 大中小 無	
工	クラック 大中小 無	
	ジョイント部のずれ 大中小 無	
積雪	積雪深 大中小 無	
斜面	亀裂 大中小 無	
法面	中途滑落 大中小 無	
予防	破壊 大中小 無	
柵工	沈下 大中小 無	
	基礎部の崩壊 大中小 無	

・ボツ絵

・写真

様式一6 (1)

(1) 山腹斜面 I、新規 II、拡大

- ・所在地
- ・流域名
- ・河川名
- ・調査年月
- ・記入者

年 月 日 時 分  
 会社名： 課： 担当者氏名：

調査方法										目視 写真 電話 その他 ( )									
周辺の 保全対 象の状 態					内 人家戸数 その他 ( )					戸 崩壊からの距離・位置 被害の有無 程度 ( )					直下 上流 下流 m				
崩 壊 諸 元		幅		最大		平均		長		最大		平均		深		最大		平均	
		m		m		m		m		m		m		m		m		m	
崩 壊 積 積		崩 壊 面		積		積		積		積		積		積		積		積	
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>3</sup>	
備考										その他									
勇水状況										有 無 ・ 位 置 (図面等に記入) ・ 程度									
亀裂										有 無 ・ 位 置 (図面等に記入) ・ 程度									
拡大の 可能性										有 無 ・ 程度 保全対象 への影響									
評価										A ・ B ・ C									
その他																			

・ポンチ絵、地形図

・写真

様式一6 (2)

(2) 溪床 I、天然ダム II、異常堆積 III、その他

<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地</li> <li>・流域名</li> <li>・河川名</li> <li>・調査年月</li> <li>・記入者</li> </ul>										
		年 月 日		時 分		担当者氏名：				
会社名：		課：								
調査方法 目視 写真 電話 その他 ( )										
周辺の 保全対 象の状 態	内	人家戸数	戸	堆積からの距離・位置		直下	上流	下流	m	
	容	( )	( )	被害の有無 程度 ( )						
堆積 の諸 言	幅	最大	平均	長	最大	平均	高	最大	平均	m
	積	m	m	さ	m	m	さ	m	m	m
土砂移動 の形態	堆積	m <sup>3</sup>		湛水						
	土砂量	m <sup>3</sup>		面積	m <sup>2</sup>					
土砂移動 の形態	地すべり、崩壊、土石流									
決壊移動の 可能性	有	無	程度	有	無	程度	有	無	程度	
評価	A・B・C									
その他										

・ポンチ絵、地形図

・写真

様式一6 (3)

(3) 地すべり I、既往地すべり II、新規地すべり

<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地</li> <li>・流域名</li> <li>・地すべり地名</li> <li>・調査年月</li> <li>・記入者</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>年</li> <li>月</li> <li>日</li> <li>時</li> <li>分</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>課</li> <li>担当者氏名</li> </ul>																																																											
調査方法										目視										写真										その他 ( )																																																	
周辺の保全対象の状態					内 人家戸数 その他					戸 地すべりからの距離・位置					上流					下流					m																																																						
容 ( )					( )					被害の有無					程度 ( )																																																																
地すべり諸元					幅					最大					平均					長					最大					平均					深					最大					平均																																		
移動土砂量					m					m					m					m					m					m					m					m					m																																		
備考					m <sup>3</sup>					すべり土砂量					m <sup>2</sup>					m <sup>2</sup>																																																											
勇水状況										有										無										位置 (図面等に記入)										程度																																							
亀裂										有										無										位置 (図面等に記入)										程度																																							
拡大の可能性										有										無										程度										保全対象への影響										有										無										程度									
評価										A										B										C																																																	
その他																																																																															

・ポンチ絵、地形図

・写真

A 二次災害防止のための規制警戒避難 B 緊急復旧事業の必要、二次調査必要 C 通常の点検で対応



様式一6 (4)

(4) 急傾斜地 I、新規 II、拡大

<ul style="list-style-type: none"> <li>所在地</li> <li>流域名</li> <li>急傾斜地名</li> <li>調査年月</li> <li>記入者</li> </ul>																	
		年		月		日		時		分							
会社名:				課:				担当者氏名:									
調査方法										目視		写真		電話		その他 ( )	
周辺の保全対象の状態		内		戸		堆積からの距離・位置		上流		下流		m					
容 ( )		最大		平均		長さ		最大		平均		長さ					
幅		m		m		m		m		m		m					
崩壊		礫径・到達範囲・土砂量等		亀裂		位置・大きさ・範囲		はらみ		位置・はらみの程度・範囲							
二次災害の可能性		有		無		程度		保全対象への影響		有		無					
評価		A		B		C											
その他																	

・ポンチ絵、地形図

・写真

A 二次災害防止のための規制警戒避難 B 緊急復旧事業の必要、二次調査必要 C 通常の点検で対応

災 害 報 告 土 石 流 等

1900/1/0 現在

発生場所	[ 府県 ] [ 市・ ] [ 区町村 ]			大字	地区名						
河川名	[ 級・級・その他 ]		水系	川	[ 沢・川・ ]						
発生日時	1900年1月0日				不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する						
災害形態	根 拠										
情報等の発令時刻	者等 発令時刻	月	日	0 時	0 分	概略のボンチ絵 別 添付すること					
	指示 発令時刻	月	日	0 時	0 分						
	土砂災害 戒情報 発表時刻	月	日	0 時	0 分						
	指示等で がなされた時刻	月	日	0 時	0 分						
	自主 がなされた時刻	月	日	0 時	0 分						
発生要因											
状況	異常気 名										
	観測所名	災害発生場所からの km									
	続	0	年	0	月	0	日	0	時		
	最大24時	0	年	0	月	0	日	0	時		
	最大時	0	年	0	月	0	日	0	時		
融	観測所名	災害発生場所からの km									
現地調査結果	土砂流出状況	流出土砂	m <sup>3</sup>	河 塞	堆積状況	河積の 程度					
	流木流出状況	流出流木	m <sup>3</sup>	河 塞	堆積状況	河積の 程度					
	氾濫 積	2	氾濫最大延 (m) × 氾濫最大幅 (m)	平均堆積深	最大堆積深						
	天然ダム(河 塞)状況	最大 さ	最大幅	最大 さ	0	湛水	土砂法に基づく緊急調査の実施				
	既存施設状況	既存施設	既存施設の被災	具体内容	既存施設による土砂捕捉	既存施設による土砂捕捉					
溪流の情報	区 分	[ I ・ II ・ 準ずる ・ 危 添流ではない ]			番号	流域 積	km <sup>2</sup>	河床勾へ	1/		
被害状況	人的被害	死 者	0 名		被害 者	才	公共的建物・要へ慮者利用施設				
		行方不明	0 名					才			
		傷 者	0 名					才			
	物的被害	全壊 流出	0	戸	木	<>		戸	RC	<>	戸
		半 壊	0	戸	木	<>		戸	RC	<>	戸
一 損 壊		0	戸	木	<>	戸	RC	<>	戸		
床上浸水	0	戸	木	<>	戸	RC	<>	戸			
床下浸水	0	戸	木	<>	戸	RC	<>	戸			
住 家 被 害	0	戸	宅地擁壁の被害	0	戸		地 被 害	種 ・ 積			
公共土木施設被害 (砂 施設 橋梁 河川構 物 等)	流出、破損、埋没、交 の不 状況 等を記										
二次災害の可能性											
保 全 対	km下流に人家 戸 人 名等										
	その他										
状況	落名、世帯数、人数、 場所、 情報等の発令・解 時刻 等を記										
対応状況	どこがどのような対応 工事・監視等 を実施したかorする予定か										
緊急事業等	災害 緊急事業申 の有無										
係法令等 該当する 目に○をつける	直	砂 指定地	年指定	市計画法に基づく 発許可制度の 用区域							
	保安林	河川区域 ( )		建築基準法による災害危 区域							
	国有林	地すべり 止区域 [ ]		建築基準法により条例で建築を制 している区域							
	民有林	急傾斜地崩壊危 区域		宅地 成工事規制区域							
その他											
土砂災害 止法 係	土砂到 範囲										
	土砂災害 戒区域										
報 告 者	①所属	氏名			③所属	氏名					
	②所属	氏名			④所属	氏名					
[ 添付図 等 ]											
府県全体が含まれる位置図、概況平 図、土砂流出状況が分かるボンチ絵、 記事											
第一報はその時点で判明している内容でよいので に報告すること 本省公表の有無											
写真は、別 e-mailにて 付すること											
被害状況について、土砂災害特別 戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害 戒区域内での被災を〈 〉内書とする											

災 害 報 告 地 す べ り

1900/1/0 現在

ふりがな					地区名		
発生場所	[ 府県 ]	[ 市・ ]	[ 区町村 ]	大字			
発生日時	根 拠				不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する		
者等	発令時刻	月	日	0時	0分	指示発令時刻	
土砂災害 戒情報発表時刻		月	日	0時	0分	指示等で がなされ	
自主 がなされた時刻		月	日	0時	0分	月 日 時 分	
発生要因							
状況	異常気名	観測所名		災害発生場所からの 0.0 km			
	続	0 mm	0 年 0 月 0 日	0 時	0 分	0 年 0 月 0 日 0 時	
	最大 24 時	0 mm/24hr	0 年 0 月 0 日	0 時	0 分	0 年 0 月 0 日 0 時	
	最大 時	0 mm/hr	0 年 0 月 0 日	0 時	0 分	0 年 0 月 0 日 0 時	
地中	中源地	中度	観測地点	災害発生場所からの km			
融	観測所名	災害発生時の積 深		災害発生場所からの km			
地 す べ り 規 模							
天然ダム(河 塞)状況		最大 さ	最大幅	最大 さ	湛水	土砂法に基づく緊急調査の実施	
移動状況	最大時 移動 (時)	mm	年 月 日	0 時	0 分	観測地点	
	移 動 総	cm	年 月 日	0 時	0 分	観測地点	
	年の移動履歴		年 月 日	0 時	0 分	年 月 日 0 時	
	変 状	き裂	没	湧水	末端の押出の有無		
既存施設状況							
既存施設		具体内容			既存施設の被災 具体内容		
危 箇所	地すべり危 箇所	該当	無	危 度		区域所管	
	地すべり 止区域	指定	無	指定年	年		
被害状況	人的被害	死 者	0 名	被害者年	才	地 被害	
		行方不明	0 名		才		
		傷 者	0 名		才		
	人家被害	全壊 流出	0戸	木	<>	戸	公共的建物・要へ慮者利用施設
		半 壊	0戸	木	<>	戸	
		一 損壊	0戸	木	<>	戸	
住 家 被 害	0 戸	宅地擁壁の被害	0 戸				
公共土木施設被害	流出、破損、埋没、交 の不 状況 等を記						
(砂 施設 橋梁 河川構 物 等)							
その他							
状況 落名、世帯数、人数、 場所、 情報等の発令・解 時刻 等を記							
の が へ 発令 、 解							
対応状況 どこがどのような対応 工事・監視等 を実施したorする予定か							
応急対応							
緊急事業等	災害 緊急事業申 の有無						
係法令等 該当する 目に○ をつける	直	砂 指定地		旧住宅 成事業に する法律の 用区域			
	保安林	土石流危 渓流		建築基準法による災害危 区域			
	国有林	急傾斜地崩壊危 区域		建築基準法により条例で建築を制 している区域			
	民有林	急傾斜地崩壊危 箇所		宅地 成工事規制区域			
		市計画法に基づく 発許可制度の 用区域		宅 基準条例の 用区域			
		災害対策基本法に基づく 戒区域					
	その他						
土砂災害 止法 係	土砂到 範囲						
	土砂災害 戒区域		土砂災害特別 戒区域				
報 告 者	①所属	氏名		③所属	氏名		
	②所属	氏名		④所属	氏名		

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので に報告すること  
 ※ 被害状況について、土砂災害特別 戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害 戒区域内での被災を〈 〉内書とする

座 緯度  
標 経度

本省公表の有無

災害報告 かけ崩れ

第 0 報

1900/1/0 現在

発生日時	根拠		0時00分		不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する					
発令時刻	月	日	0時	0分	指示発令時刻					
土砂災害 戒情報発表時刻	月	日	0時	0分	指示等で かなされ					
自主 かなされた時刻	月	日	0時	0分	月 日 時 分					
発生要因										
状況	異常気象名	観測所名		災害発生場所からの 0.0 km						
	続	0 mm	年 月 日	0時	年 月 日 0時					
	最大24時	0 mm/24hr	年 月 日	0時	年 月 日 0時					
	最大時	0 mm/hr	年 月 日	0時	年 月 日 0時					
地中	中源地	中度	観測地点	災害発生場所からの km						
融	観測所名	災害発生場所からの km								
	災害発生時の積深	年 月 日 0時								
種	自然斜	横断図別添付すること		概況平図別添付すること						
	人工斜									
の	勾へ	θ1	度							
拡大の見	み									
保全対	人家	0戸								
	公共的建物									
崩壊の状況	さ	巾								
	積	m <sup>2</sup>	勾へ	θ2	度					
	崩壊又は流出土砂	m <sup>3</sup>								
	かけ下端の堆積深									
	かけ下端と被害家屋までの	①家屋								
	被害家屋位置の堆積深	②家屋								
	崩土の到	①家屋								
その他	②家屋									
既存施設状況	既存施設	具体内容		既存施設の被災	具体内容					
斜の情報	区分	I・II・準ずる・危 箇所ではない								
被害状況	人的被害	死者	0名		被害者年	才	地被害	種・積		
		行方不明	0名						才	
		傷者	0名						才	
	物的被害	全壊 流出	0戸	木	<>	戸	RC	<>	戸	公共的建物・要へ慮者利用施設
		半壊	0戸	木	<>	戸	RC	<>	戸	
一損壊		0戸	木	<>	戸	RC	<>	戸		
	住家被害	0戸	宅地擁壁の被害	0戸						
	公共土木施設被害(砂施設 橋梁 河川構物等)	流出、破損、埋没、交の不状況等を記								
	その他									
状況	落名、世帯数、人数、場所、情報等の発令・解 時刻等を記									
	の が へ (発令、解)									
対応状況	どこがどのような対応 工事・監視等 を実施したorする予定か									
応急対応										
緊急事業等	災害 緊急事業申の有無									
係法令等該当する目に○をつける	直	砂 指定地		旧住宅 成事業に する法律の 用区域						
	保安林	急傾斜地崩壊危 区域		建築基準法による災害危 区域						
	国有林	地すべり 止区域 [ ]		建築基準法により条例で建築を制 している区域						
	民有林			宅地 成工事規制区域						
		市計画法に基づく 発許可制度の 用区域		宅 基準条例の 用区域						
	災害対策基本法に基づく 戒区域									
	その他									
土砂災害 止法係	土砂到 範囲									
	土砂災害 戒区域		土砂災害特別 戒区域							
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名				
	②所属	氏名			④所属	氏名				
※	第一報はその時点で判明している内容でよいので に報告すること				座標	緯度				
※	写真は必要に応じ別 e-mailにて 付のこと				座標	経度				
※	被害状況について、土砂災害特別 戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害 戒区域内での被災を《 》内書とする				本省公表の有無					

# 災 害 報 告 【 崩】

( 1900/1/0 時点)

ふりがな					区域名				
発生場所	[ 府県 ]	[ 市・ ]	[ 区 町 村 ]	大字					
発生日時	0 年	0 月	0 日	0:00	崩危 箇所番号				
気 象 状 況	雪崩発生時の天気								
	雪崩発生時の積雪深		cm	観 測 所 名	観測所との距離	観測所との標高差			
	雪崩発生時の気温	0	℃						
	雪崩発生時の降雪深	0	cm	日 0 時	～	日 0 時			
保 全 対 象	人 家 0 戸	斜 面 の 向 き							
	公共的建物 公共的施設								
斜面の高さ	m	概況平面図		縦断図					
植生の状況									
崩壊の状況	拡大の見込み								
	雪崩の種類								
	高 さ	m	別添						
	幅	m							
	雪崩雪量	m <sup>3</sup>							
	発生区の傾斜度	°							
	走路の長さ	m							
	見通し角	°							
死者・負傷者等	死者 0 名	行方不明者 0 名					負傷者 0 名		
住宅被害	全壊 0 戸	半壊 0 戸					一部破損 0 戸		
被害の状況	公共的建物被害	0 棟							
	その他の建物被害	0 棟	0						
	その他の概況								
応急対応及び警戒被難状況	応 急 対 応								
	被 難 状 況	自主避難 0 世帯	0 人	勧告・指示 0 世帯	0 人				
	地域防災計画記載								
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	急傾斜地崩壊危険区域		保安林	国有林	民有林				
	急傾斜地崩壊危険箇所	建築基準法による災害危険区域							
	地すべり防止区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域							
	砂防指定地	旧住宅地造成事業に関する法律適用区域							
	土砂災害特別警戒区域	宅地造成工事規制区域							
	土砂災害警戒区域	宅造基準条例の適用区域							
	災害対策基本法防災計画区域	都市計画に基づく開発許可制度の適用区域							
	その他 ( )								
備 考	拡大の見込みについての理由:								
	保全対象への影響:								
	緊急連絡体制の状況:								
	交通規制等: 今後の対応:								
	災害関連緊急事業申請の有無: 無し								
報 告 者	①所属	氏名	③所属	氏名					
	②所属	氏名	④所属	氏名					
※1 災害報告は、発生場所、座標、被害の状況を優先的に確認するものとし第1報は把握している範囲でできるだけ早く連絡すること。					座標	緯度			
※2 スラッシュ雪崩の場合はタイトル欄にスラッシュ雪崩と記載すること。					座標	経度			

## 第5 土砂災害警戒情報に係る防災体制

### 1 「土砂災害警戒情報」の概要

「土砂災害警戒情報」とは、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自発的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して、県と山形地方気象台が共同で発表する防災情報である。

県は、「土砂災害警戒情報」を関係する市町村長へ通知するとともに、一般に周知しなければならない。（土砂災害防止法第27条）

「土砂災害警戒情報」の発表基準は、土壌雨量指数と60分間積算雨量が指標となっている。

なお、震度5強以上の地震などが発生した場合、「土砂災害警戒情報」の発表基準を暫定的に引き下げることがある。

### 2 土砂災害警戒情報に係る業務

#### (1) 降雨時の対応

##### ①大雨警報（土砂災害）が発表された場合

砂防・災害対策課	総合支庁河川砂防課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次配備体制に該当</li> <li>・「県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル」（令和5年4月山形県県土整備部）第9章の「第3 砂防関係施設管理者が行う作業」に加え、土砂災害警戒システム等により雨量や土砂災害危険度情報などの情報を確認する。</li> </ul>	

降雨が継続

##### ②土砂災害警戒情報の発表基準に達した場合（土砂災害危険度情報で紫色が出現）

砂防・災害対策課	総合支庁河川砂防課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報を作成し、発表する。</li> </ul>	<p>【土砂災害警戒情報の発表を受けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村防災担当に電話し、次の(ア)、(イ)を行う。</li> <li>(ア) 土砂災害警戒情報の発表が市町村に伝達されているかを確認する。(*1)</li> <li>(イ) 避難指示の発令について検討を行うように助言する。(*2)</li> </ul>

(\*1) 市町村防災担当に確認し、その結果を別紙「土砂災害警戒情報 情報伝達確認記録」に記入すること。

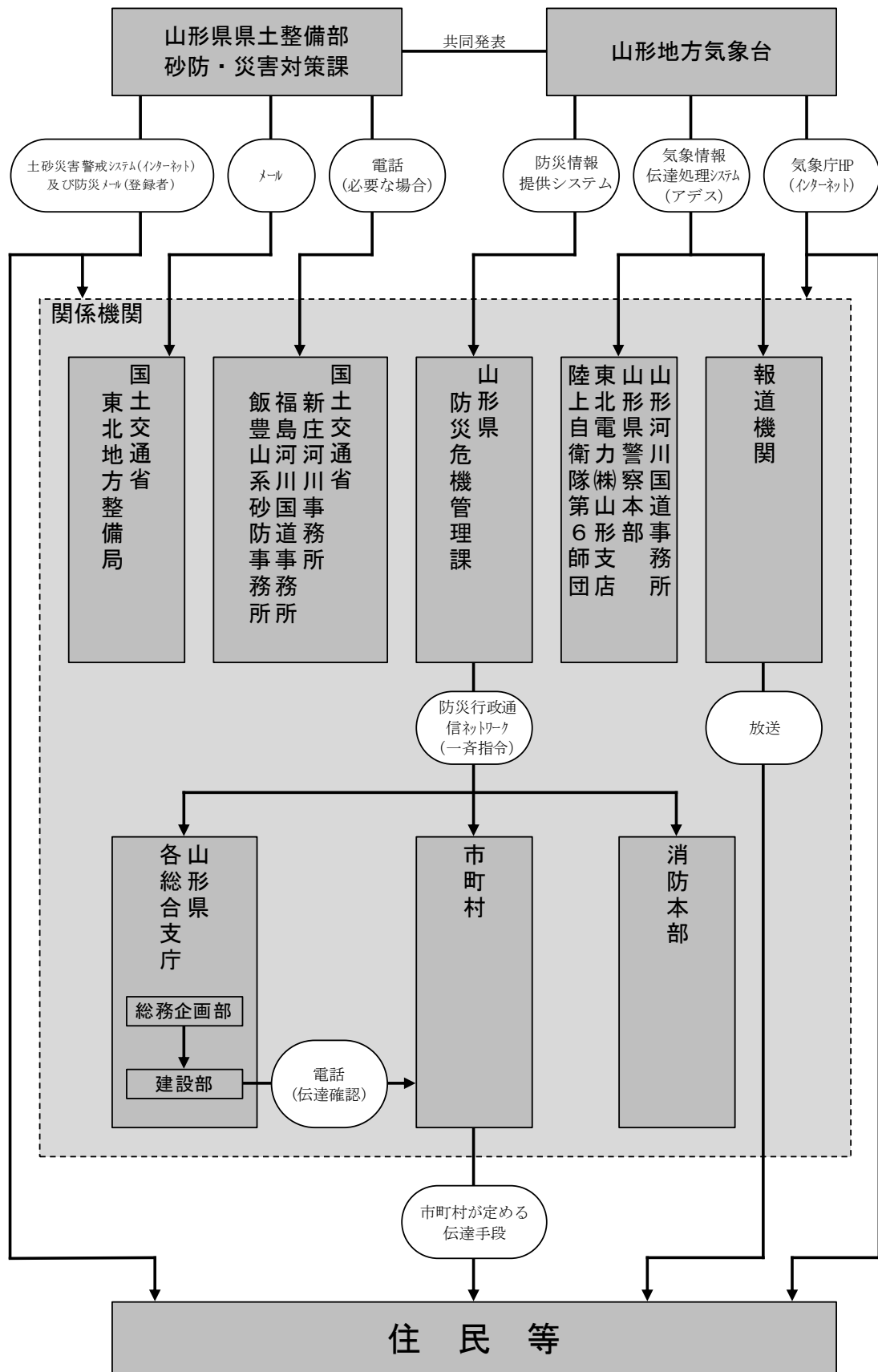
併せて、首長または防災担当幹部職員へ情報が伝達されているかを確認し、「土砂災害警戒情報 情報伝達確認記録」に記入すること。

(\*2) 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府（防災担当））では、『土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）・・・（中略）・・・直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。（ガイドライン P86）』とされている。

(2) 暫定基準適用の必要が生じた場合（震度5強以上の地震など）の対応

砂防・災害対策課	総合支庁河川砂防課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定基準適用となる事象、地域等について、山形地方気象台、防災危機管理課と調整する。</li> <li>・暫定基準を適用する予定の地域と時期について、関係機関（関係市町村、総合支庁など）へ連絡する。</li> <li>・土砂災害警戒システムに暫定基準の登録を行う。</li> <li>・山形地方気象台、防災危機管理課と協議の上、災害対策本部及び広報室をとおして、「山形県土砂災害警戒情報の発表基準の暫定的な引き下げについて」を報道機関へ発表するとともに、その旨を関係機関（関係市町村、総合支庁など）へ連絡する。</li> </ul>	

### 3 土砂災害警戒情報の伝達





# 土砂災害警戒情報 情報伝達 確認記録

総合支庁(庁舎)	市町村	防災担当 (*1)	地区	首長または防災担当幹部職員への伝達状況確認時刻 (*3)	土砂災害警戒情報 第 号				土砂災害警戒情報 第 号					
					発表日時		令和		発表日時		令和			
					年	月	日	時	分	年	月	日	時	分
					区分 (*2)		電話確認		電話確認		電話確認			
					●:発表 △:継続 解:解除	総合支庁 河川砂防課 電話確認者	発信 方向	市町村 電話確認者	確認 時刻	●:発表 △:継続 解:解除	総合支庁 河川砂防課 電話確認者	発信 方向	市町村 電話確認者	確認 時刻
記入例	〇〇市	〇〇課 〇〇係 023-123-4567	-	10:35	●	〇〇	→	◇◇	10:35	△	〇〇	→	◇◇	18:05
	山形市		-											
	上山市		-											
村山 (本)	天童市		-											
	山辺町		-											
	中山町		-											

(\*1) 『防災担当』欄は、各総合支庁において、適宜適切に確認更新しておくこと。  
 (\*2) 土砂災害警戒情報が発表された場合は、伝達確認と併せて、避難指示の発令について検討を行うように助言を行うこと。  
 (\*3) 市町村防災担当から首長または防災担当幹部職員へ情報を伝達した時刻を記入する。(最初に伝達した時刻のみ)

# 土砂災害警戒情報 情報伝達 確認記録

総合支庁(庁舎)	市町村	防災担当(*1)	地区	首長または防災担当幹部職員への伝達状況確認時刻(*3)	土砂災害警戒情報 第 号				土砂災害警戒情報 第 号				
					発表日時		令和		発表日時		令和		
					時	分	年	月	日	時	分	年	月
区分(*2)					電話確認				電話確認				
●:発表 △:継続 解:解除					総合支庁 河川砂防課 電話確認者	発信 方向	市町村 電話確認者	確認 時刻	総合支庁 河川砂防課 電話確認者	発信 方向	市町村 電話確認者	確認 時刻	
記入例	〇〇市	〇〇課 〇〇係 023-123-4567	-	10:35	●	〇〇	→	◇◇	10:35	〇〇	→	◇◇	18:05
	寒河江市		-										
	河北町		-										
村山(西)	西川町		-										
	朝日町		-										
	大江町		-										

(\*1) 『防災担当』欄は、各総合支庁において、適宜適切に確認更新しておくこと。  
 (\*2) 土砂災害警戒情報が発表された場合は、伝達確認と併せて、避難指示の発令について検討を行うように助言を行うこと。  
 (\*3) 市町村防災担当から首長または防災担当幹部職員へ情報を伝達した時刻を記入する。(最初に伝達した時刻のみ)

# 土砂災害警戒情報 情報伝達 確認記録

総合支庁(庁舎)	市町村	防災担当 (*1)	地区	首長または 防災担当幹 部職員への 伝達状況確 認時刻 (*3)	土砂災害警戒情報 第 号				土砂災害警戒情報 第 号				
					発表日時		令和		発表日時		令和		
					年	月	日	時	分	年	月	日	時
					区分 (*2)		電話確認		電話確認		電話確認		
					●:発表 △:継続 解:解除	総合支庁 河川砂防課 電話確認者	発信 方向	市町村 電話確認者	確認 時刻	総合支庁 河川砂防課 電話確認者	発信 方向	市町村 電話確認者	確認 時刻
記入例	〇〇市	〇〇課 〇〇係 023-123-4567	-	10:35	●	〇〇	→	◇◇	10:35	〇〇	→	◇◇	18:05
	村山市		-										
	東根市		-										
	尾花沢市		-										
	大石田町		-										

(\*1) 『防災担当』欄は、各総合支庁において、適宜適切に確認更新しておくこと。  
 (\*2) 土砂災害警戒情報が発表された場合は、伝達確認と併せて、避難指示の発令について検討を行うように助言を行うこと。  
 (\*3) 市町村防災担当から首長または防災担当幹部職員へ情報を伝達した時刻を記入する。(最初に伝達した時刻のみ)

# 土砂災害警戒情報 情報伝達 確認記録

総合支庁(庁舎)	市町村	防災担当(*1)	地区	首長または防災担当幹部職員への伝達状況確認時刻(*3)	土砂災害警戒情報 第 号				土砂災害警戒情報 第 号									
					令和		令和		令和		令和							
					年	月	日	時	分	年	月	日	時	分				
区分(*2)					電話確認				電話確認									
●:発表 △:継続 解:解除					総合支庁 河川砂防課 電話確認者	発信 方向	市町村 電話確認者	確認 時刻										
記入例	〇〇市	〇〇課 〇〇係 023-123-4567	-	10:35	●	〇〇	→	◇◇	10:35	〇〇	→	◇◇	18:05					
	新庄市		-															
	金山町		-															
	最上町		-															
	舟形町		-															
	真室川町		-															
	大蔵村		-															
	鮭川村		-															
	戸沢村		-															

(\*)1 『防災担当』欄は、各総合支庁において、適宜適切に確認更新しておくこと。  
 (\*)2 土砂災害警戒情報が発表された場合は、伝達確認と併せて、避難指示の発令について検討を行うように助言を行うこと。  
 (\*)3 市町村防災担当から首長または防災担当幹部職員へ情報を伝達した時刻を記入する。(最初に伝達した時刻のみ)

# 土砂災害警戒情報 情報伝達 確認記録

総合支庁(庁舎)	市町村	防災担当 (*1)	地区	首長または 防災担当幹 部職員への 伝達状況確 認時刻 (*3)	土砂災害警戒情報 第 号				土砂災害警戒情報 第 号					
					令和		令和		令和		令和			
					年	月	日	時	分	年	月	日	時	分
					区分 (*2)		電話確認		電話確認		電話確認			
					●:発表 △:継続 解:解除	総合支庁 河川砂防課 電話確認者	発信 方向	市町村 電話確認者	確認 時刻	●:発表 △:継続 解:解除	総合支庁 河川砂防課 電話確認者	発信 方向	市町村 電話確認者	確認 時刻
記入例	〇〇市	〇〇課 〇〇係 023-123-4567	-	10:35	●	〇〇	→	◇◇	10:35	△	〇〇	→	◇◇	18:05
	米沢市		-											
	南陽市		-											
	高畠町		-											
	川西町		-											

(\*) 『防災担当』欄は、各総合支庁において、適宜適切に確認更新しておくこと。  
 (\*2) 土砂災害警戒情報が発表された場合は、伝達確認と併せて、避難指示の発令について検討を行うように助言を行うこと。  
 (\*3) 市町村防災担当から首長または防災担当幹部職員へ情報を伝達した時刻を記入する。(最初に伝達した時刻のみ)

# 土砂災害警戒情報 情報伝達 確認記録

総合支庁(庁舎)	市町村	防災担当 (*1)	地区	首長または 防災担当幹 部職員への 伝達状況確 認時刻 (*3)	土砂災害警戒情報 第 号				土砂災害警戒情報 第 号					
					令和		令和		令和		令和			
					年	月	日	時	分	年	月	日	時	分
					区分 (*2)		電話確認		電話確認		電話確認			
					●:発表 △:継続 解:解除	総合支庁 河川砂防課 電話確認者	発信 方向	市町村 電話確認者	確認 時刻	●:発表 △:継続 解:解除	総合支庁 河川砂防課 電話確認者	発信 方向	市町村 電話確認者	確認 時刻
記入例	〇〇市	〇〇課 〇〇係 023-123-4567	-	10:35	●	〇〇	→	◇◇	10:35	△	〇〇	→	◇◇	18:05
	長井市		-											
	小国町		-											
	白鷹町		-											
	飯豊町		-											

(\*1) 『防災担当』欄は、各総合支庁において、適宜適切に確認更新しておくこと。  
 (\*2) 土砂災害警戒情報が発表された場合は、伝達確認と併せて、避難指示の発令について検討を行うように助言を行うこと。  
 (\*3) 市町村防災担当から首長または防災担当幹部職員へ情報を伝達した時刻を記入する。(最初に伝達した時刻のみ)

# 土砂災害警戒情報 情報伝達 確認記録

総合支庁(庁舎)	市町村	防災担当 (*1)	地区	首長または防災担当幹部職員への伝達状況確認時刻 (*3)	土砂災害警戒情報 第 号				土砂災害警戒情報 第 号			
					令和		第 号		令和		第 号	
					発表日時	年月日	発表日時	年月日	発表日時	年月日	発表日時	年月日
					区分 (*2)		電話確認		電話確認		時刻	
					●:発表 △:継続 解:解除	総合支庁 河川砂防課 電話確認者	発信 方向	市町村 電話確認者	総合支庁 河川砂防課 電話確認者	発信 方向	市町村 電話確認者	時刻
記入例	〇〇市	〇〇課 〇〇係 023-123-4567	-	10:35	●	〇〇	→	◇◇	→	◇◇	18:05	
庄内	鶴岡市		北部									
			南部									
	酒田市		北部									
			南部	飛鳥								
	庄内町		-									
	遊佐町		-									

(\*1) 『防災担当』欄は、各総合支庁において、適宜適切に確認更新しておくこと。  
 (\*2) 土砂災害警戒情報が発表された場合は、伝達確認と併せて、避難指示の発令について検討を行うように助言を行うこと。  
 (\*3) 市町村防災担当から首長または防災担当幹部職員へ情報を伝達した時刻を記入する。(最初に伝達した時刻のみ)





# 県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル

## 第10章 県営住宅編

### 目次

第1	緊急点検・応急復旧に係る報告関係（県営住宅）	X-2
第2	総則	X-3
	1 目的と適用	
第3	県が行う作業	X-4
	1 建築住宅課職員が行う作業	
	2 総合支庁建築課職員が行う作業	
第4	県営住宅管理者が行う作業	X-4
第5	民間業務協定業者が行う作業	X-4

# 第1 緊急点検・応急復旧に係る報告関係（県営住宅）

区分	総合支庁建設部			民間業務協定業者
	県土整備部建築住宅課	県営住宅管理者	民間業務協定業者	
第2次配備 体制	<p>① 当番の職員は、建築住宅課に参集する。</p> <p>② 総合支庁・県営住宅管理者の担当者 と連絡をとり、点検結果、被災状況をFA X等で報告を受ける。</p> <p>③ 毎正時の総合支庁からの被災状況をとりま とめ管理課へ報告する。</p> <p>④ 課長の了解を得たうえで、国土交通省東北 地方整備局へ報告する。（第一報）</p>	<p>① 当番の職員は、職場に参集する。</p> <p>② 県営住宅の監理補助員等からの情報収集 により、入居者の安否及び避難先の状況 を把握し建築住宅課と各総合支庁へFA X等で報告する。</p> <p>③ 被害が確認された団地については、総合 支庁の職員に協力し、入居者の安全確 保を図る。</p>	<p>1 緊急点検</p> <p>① 被害の有無を総合支庁へ電話及び様式3で 報告する。</p> <p>② 被害のある場合は、「被災建築物応急危険 度判定マニュアル」により応急危険度判定調査表 を作成する。</p> <p>③ 被災箇所の写真撮影する。</p> <p>④ 応急危険度判定調査表を各総合支庁へ報 告する。（作業途中であっても随時）</p> <p>2 応急復旧</p> <p>① 必要な応急復旧工事について立案し、総合 支庁へ報告のうえ作業に着手する。 ただし、緊急を要するときは直ちに作業に 着手し、なるべく早い時点で報告する。</p> <p>② 応急復旧は、「震災建物等の被災度区分判 定基準および復旧技術指針」による。</p>	
第3次配備 体制	<p>① 全職員は、建築住宅課に参集する。</p> <p>② 総合支庁・県営住宅管理者の担当者 と連絡をとり、点検結果、被災状況をFA X等で報告を受ける。</p> <p>③ 毎正時の総合支庁からの被災状況をとりま とめ管理課へ報告する。</p> <p>④ 課長の了解を得たうえで、国土交通省東北 地方整備局へ報告する。（第一報）</p>	<p>① 全職員は、職場に参集する。</p> <p>② 県営住宅の監理補助員等からの情報収集 により、入居者の安否及び避難先の状況 を把握し建築住宅課と各総合支庁へFA X等で報告する。</p> <p>③ 被害が確認された団地については、総合 支庁の職員に協力し、入居者の安全確 保を図る。</p>	<p>1 緊急点検</p> <p>① 被害の有無を総合支庁へ電話及び様式3で 報告する。</p> <p>② 被害のある場合は、「被災建築物応急危険 度判定マニュアル」により応急危険度判定調査 表を作成する。</p> <p>③ 被災箇所の写真撮影する。</p> <p>④ 応急危険度判定調査表を各総合支庁へ報 告する。（作業途中であっても随時）</p> <p>2 応急復旧</p> <p>① 必要な応急復旧工事について立案し、総合 支庁に報告のうえ作業に着手する。 ただし、緊急を要するときは直ちに作業に 着手し、なるべく早い時点で報告する。</p> <p>② 応急復旧は、「震災建物等の被災度区分判 定基準および復旧技術指針」による。</p>	

## 第2 総 則

### 1 目的と適用

このマニュアルは、山形県県土整備部防災業務計画に基づき、震度5弱以上の地震が観測されたとき、又は震度4の地震が観測され災害が発生するおそれがあるとき（※）に県管理の県営住宅施設の緊急点検・応急復旧を速やかに実施するため、県、県営住宅管理者及び民間業務協定業者が行う作業内容を定めたものである。

※震度4の地震が観測され災害が発生するおそれがあるときとは、直前（概ね1ヶ月以内）に震度5弱以上の地震が発生しているときや直前（概ね1ヶ月以内）に発生した地震等の原因により既に施設が被災しているときなどである。

また、市町村営住宅については、情報収集に努め被災状況を把握するものとする。

表—1 地震発生時における連絡経路・手段等

時 点	連絡経路・連絡手段	報告内容
職員参集時	管理課←〈口頭〉→建築住宅課←〈電話〉→各総合支庁←〈電話〉→県営住宅管理者	状況の確認 連絡先の通知
協定業者からの第一報受理時	各協定業者—〈電話及び様式3〉→各総合支庁—〈様式1〉→建築住宅課—〈様式1〉→管理課	初動体制
被災確認時	入居者←〈電話〉→県営住宅管理者—〈電話〉→各総合支庁—〈様式2〉→建築住宅課—〈様式2〉→管理課 各協定業者—〈応急危険度判定調査表〉→各総合支庁—〈様式2〉→建築住宅課—〈様式2〉→管理課 各総合支庁—〈山形県防災情報システムに入力〉	入居者被害状況 被災箇所 立入規制の有無 点検の進捗状況
毎 正 時 【毎正時ルール】	各総合支庁—〈様式1〉→建築住宅課—〈様式1〉→管理課 被災確認後は、状況の変化に応じて〈様式2〉を追加する。	全情報（点検の進捗状況及び被害なし情報）
現場対応完了時	各総合支庁—〈様式2〉→建築住宅課—〈様式2〉→管理課	応急対応措置等
体制解除時	各総合支庁—〈様式1〉→建築住宅課←〈口頭〉→管理課	体制解除時刻 (応急工事不要な場合)

注1) 報告書の様式は、初動体制報告、毎正時報告及び体制解除時報告は「様式1」とし、被災確認時及び現場対応完了時の報告は「様式2」によるものとする。

民間業務協定業者の報告様式は「様式3」及び「応急危険度判定調査表」による。

注2) 報告は、E-mail もしくはFAXを基本とする。

建築住宅課 E-mail : ykenchiku@pref.yamagata.jp FAX : 023-630-2639

### 第3 県が行う作業

#### 1 建築住宅課職員が行う作業

- ① 県土整備部緊急防災体制参集マニュアルに基づき参集する。
- ② 報道やインターネット等で震度情報、被災情報を収集する。
- ③ 総合支庁及び県営住宅管理者と連絡をとり、点検結果、被災状況の報告を受ける。
- ④ 被災状況を取りまとめ、毎正時に管理課に報告する。
- ⑤ 課長の了解を得たうえで、国土交通省東北地方整備局に報告する。  
災害の規模が大きく、全ての被災状況把握に時間を要する場合は調査段階を明記のうえ、順次報告する。
- ⑥ 被災状況の広報に関することは管理課で対応する。

#### 2 総合支庁建築課職員が行う作業

- ① 県土整備部緊急防災体制参集マニュアルに基づき参集する。
- ② 報道やインターネット等で震度情報、被災情報を収集する。
- ③ 各民間業務協定業者から、団地毎の被害の有無、被害を受けた団地の応急危険度判定調査表、応急復旧工事の報告を受け、建築住宅課と県営住宅管理者にFAX等で報告する。
- ④ 被害が確認された団地については、職員を現地に派遣し、民間業務協定業者が作成した応急危険度判定調査表に基づき、危険度に応じて、「立入禁止」（必要であれば、入居者の避難指導）又は「立入注意」について周知し、建築住宅課と県営住宅管理者にFAX等で報告する。
- ⑤ 市町村営住宅について、各市町村住宅担当課に連絡をとり、被災状況を取りまとめのうえ建築住宅課へFAX等で報告する。災害の規模が大きく、全ての被災状況把握に時間を要する場合は、その旨を明記のうえ、順次報告する。

### 第4 県営住宅管理者職員が行う作業

- ① 県営住宅管理者県営住宅緊急対応マニュアルに基づき参集する。
- ② 県営住宅の監理補助員・入居者等から情報収集に努め、入居者の安否及び避難先の状況を把握し、建築住宅課と各総合支庁にFAX等で報告する。
- ③ 被害が確認された団地については、総合支庁職員と協力し、入居者の安全確保に努める。  
また、民間業務協定業者から報告される応急復旧工事案を検討し、総合支庁と協議の上、応急措置を実施する。

### 第5 民間業務協定業者が行う作業

- ① 担当団地に職員を派遣し、団地到着を総合支庁建築課に電話等で報告する。
- ② 建物の外観及び共用部分について目視による被災状況の点検を行う。
- ③ 点検の結果、当該施設について被害が無いと判断された場合は、総合支庁建築課に第1報を電話等で報告し、点検業務完了とする。なお、のちに、様式3を別途FAXする。
- ④ 被害が確認された場合は、総合支庁建築課に電話等で報告する。
- ⑤ 県作成の「山形県被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき被災建物の調査を行い、応急危険度判定調査表を作成し、総合支庁建築課にFAXする。

- ⑥ 大規模な建物で調査に時間を要する場合は、作業途中であっても随時電話等で報告する。
- ⑦ 国土交通省住宅局建築指導課監修「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」に基づき、必要な応急復旧工事について立案し、総合支庁建築課と県営住宅管理者に報告のうえ作業に着手する。ただし、危険性が高く緊急を要すると判断したときは、直ちに作業に着手し、応急復旧工事が完了、または作業が一段落した時点で報告するものとする。
- ⑧ ⑦の場合を含めて、応急復旧により被災形態が消滅する恐れがある場合は、被災状況の全体を把握するための全景写真及び被災状況の詳細を把握するための近接写真を撮影する。  
また、クラック等の被害はスケール等を置いて撮影し、被害規模が分かるようにする。











---

県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル（令和5年4月）

山形県県土整備部管理課県土強靱化推進室

山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-2436

FAX 023-630-2573

E-mail [ykanri@pref.yamagata.jp](mailto:ykanri@pref.yamagata.jp)